

第60集

日本労働年鑑

1990年版

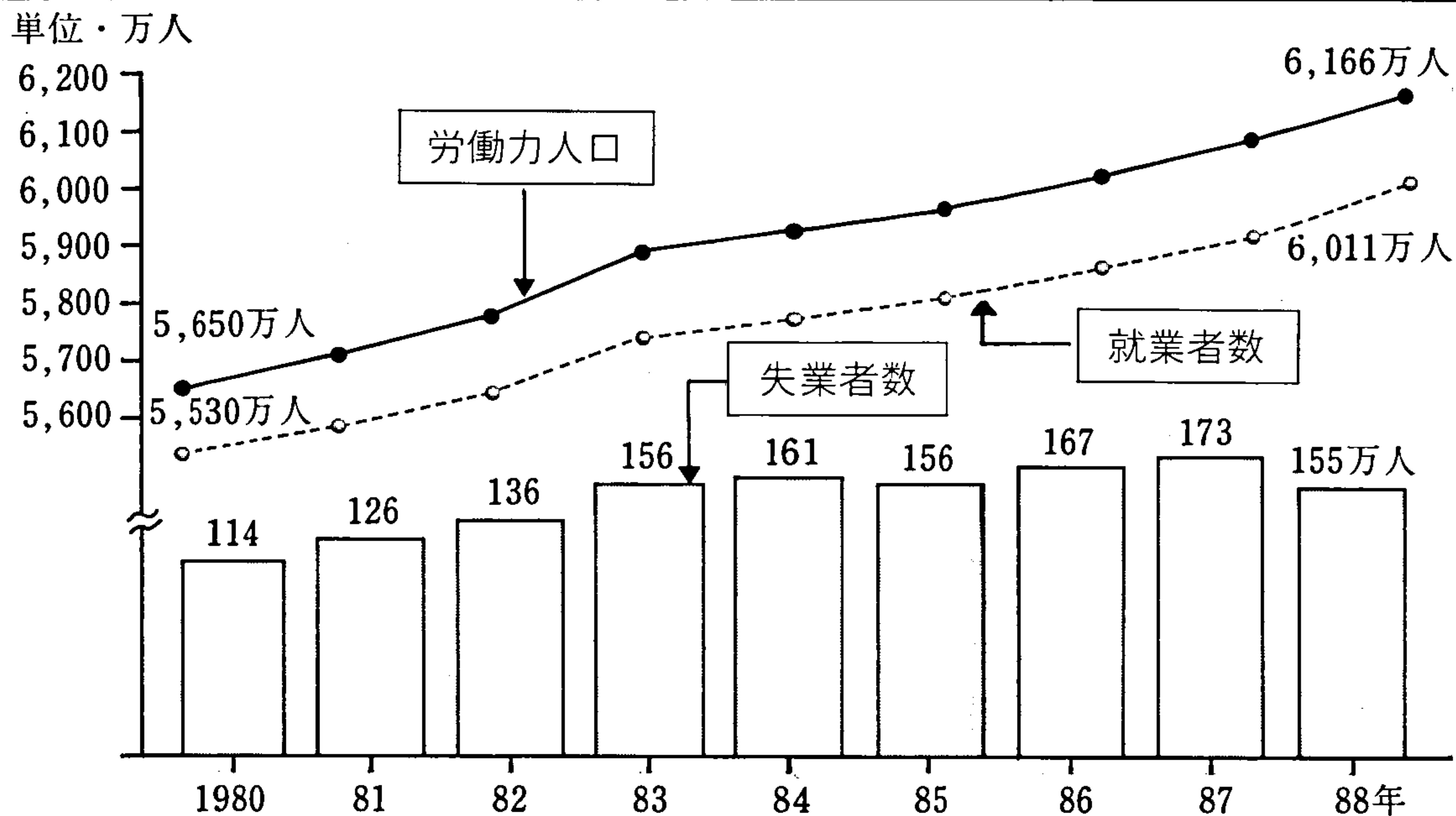
THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1990
VOL. XXXXXX

法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

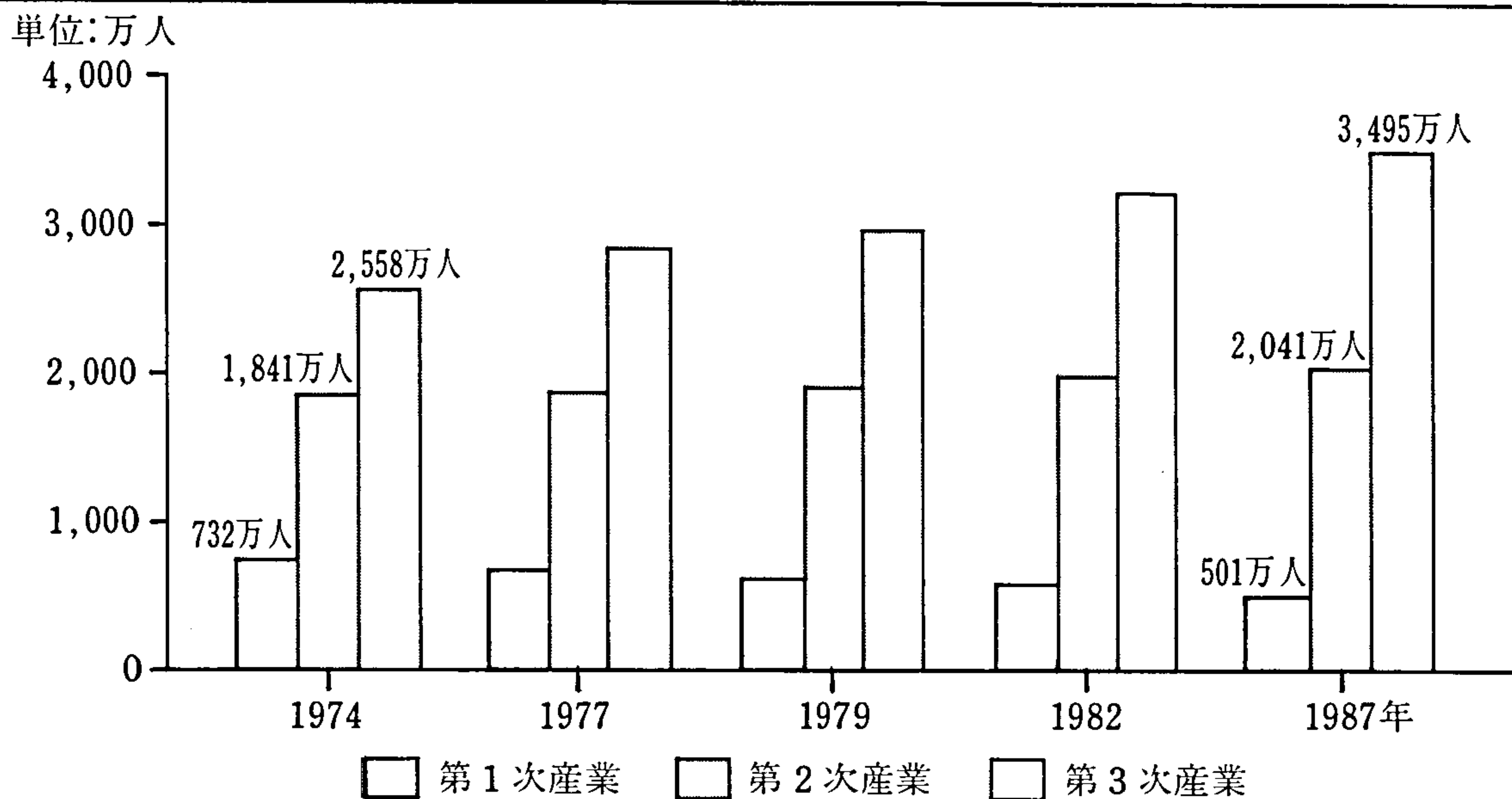
労働旬報社

労働力人口の推移



* 1988年の日本の総人口のうち、15歳以上人口は9,849万人、そのうち労働力人口は6,166万人に達している。なお、労働力人口の比率は、前年と同じく62.6%である。

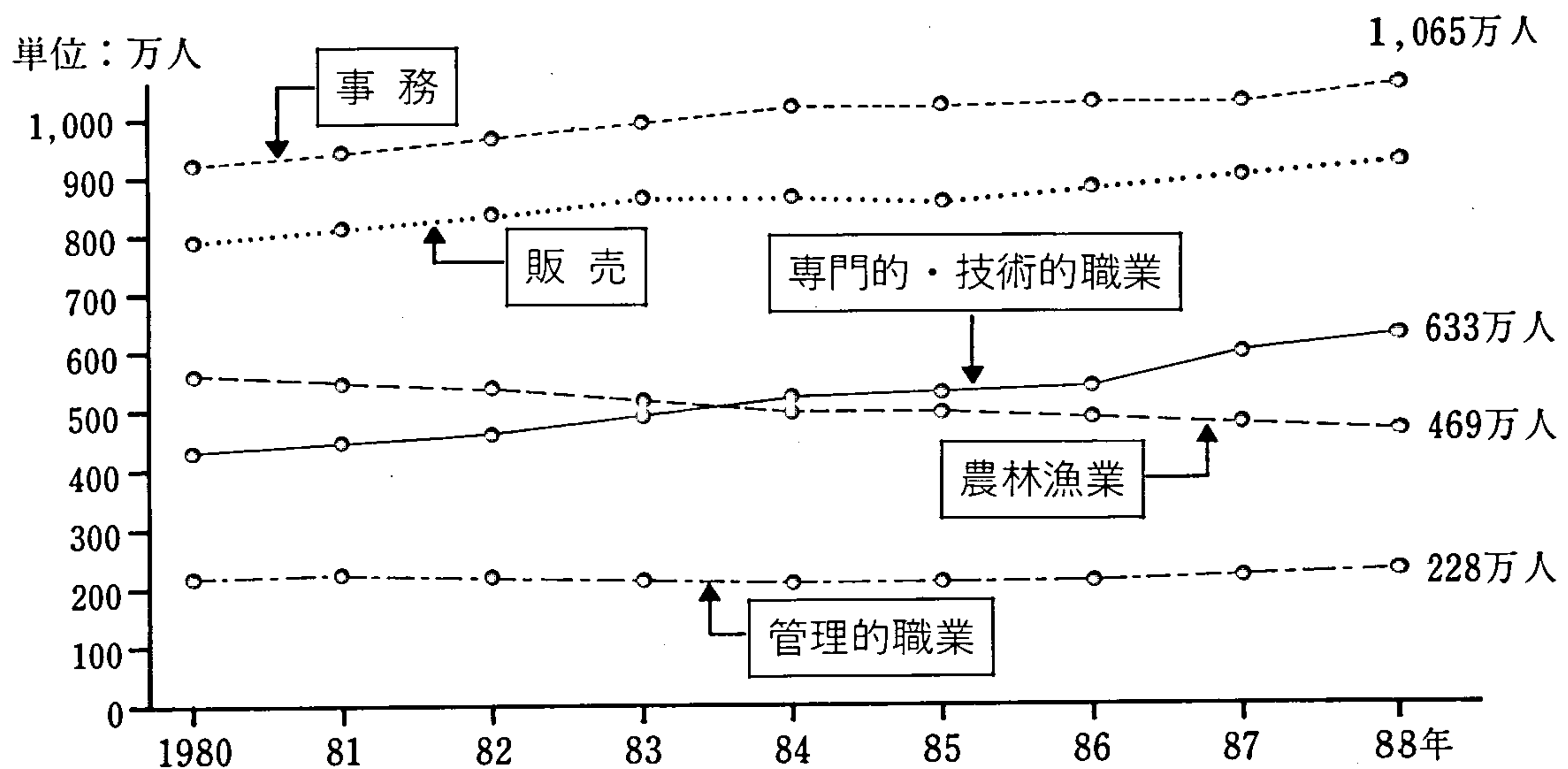
産業別就業者数の推移



(注) 第1次産業とは、農業・林業、漁業。
第2次産業とは、鉱業、建設業、製造業。
第3次産業とは、卸売・小売業、飲食店、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業、公務など。

* 産業別就業者の構成割合は、第1次産業が年々減少している。第2次産業も停滞ぎみである。第3次産業の割合は増加している。87年についてみると、第1次産業の構成比は8.7%、第2次産業は33.7%、第3次産業は57.8%である。

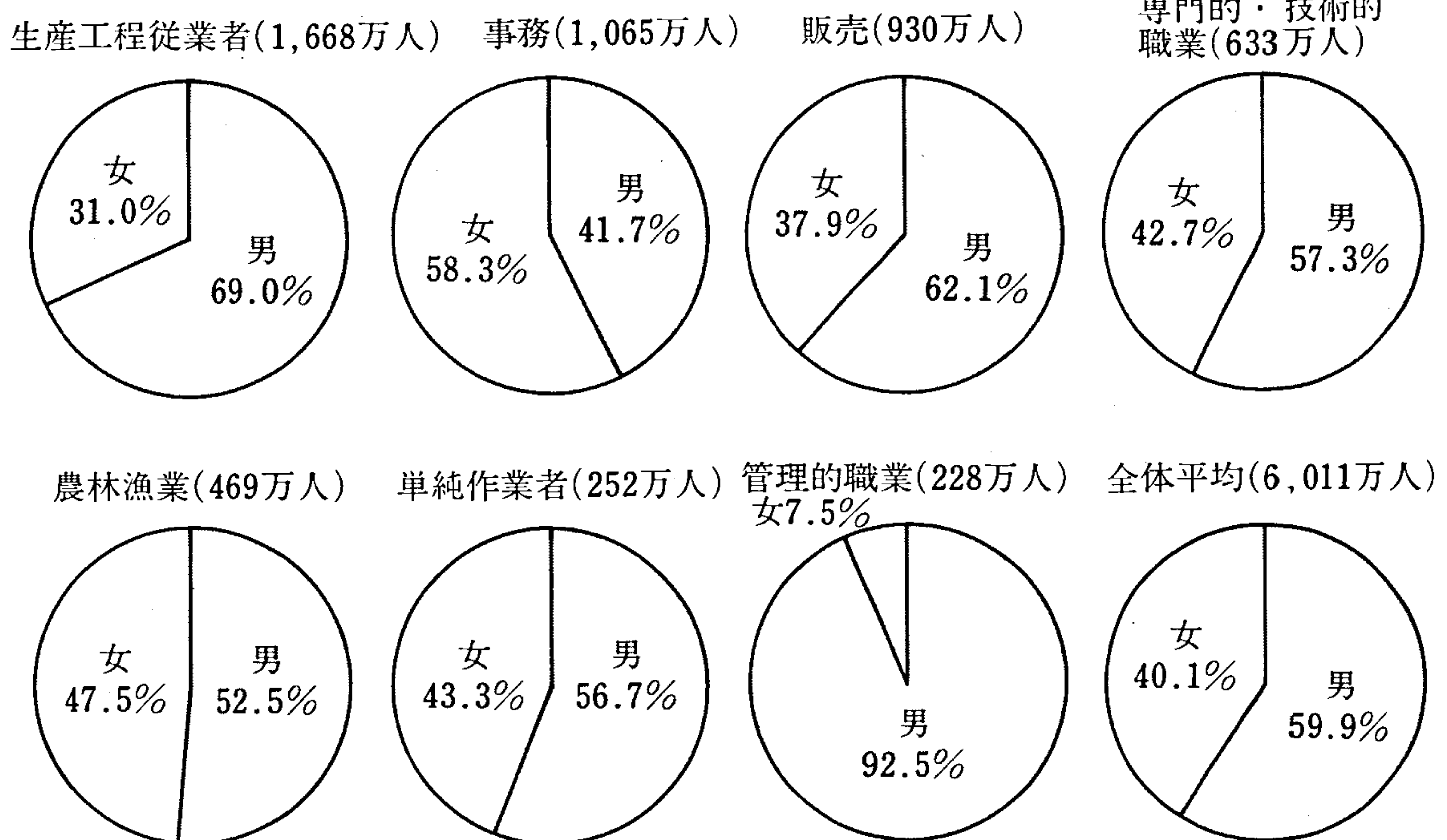
職業別就業者数の推移



* 職業別就業者数の推移では、専門的・技術的職業、事務、販売および単純作業者が一貫して増大傾向にある。概して、これらの職業は女子の比率が比較的高い職業でもある。

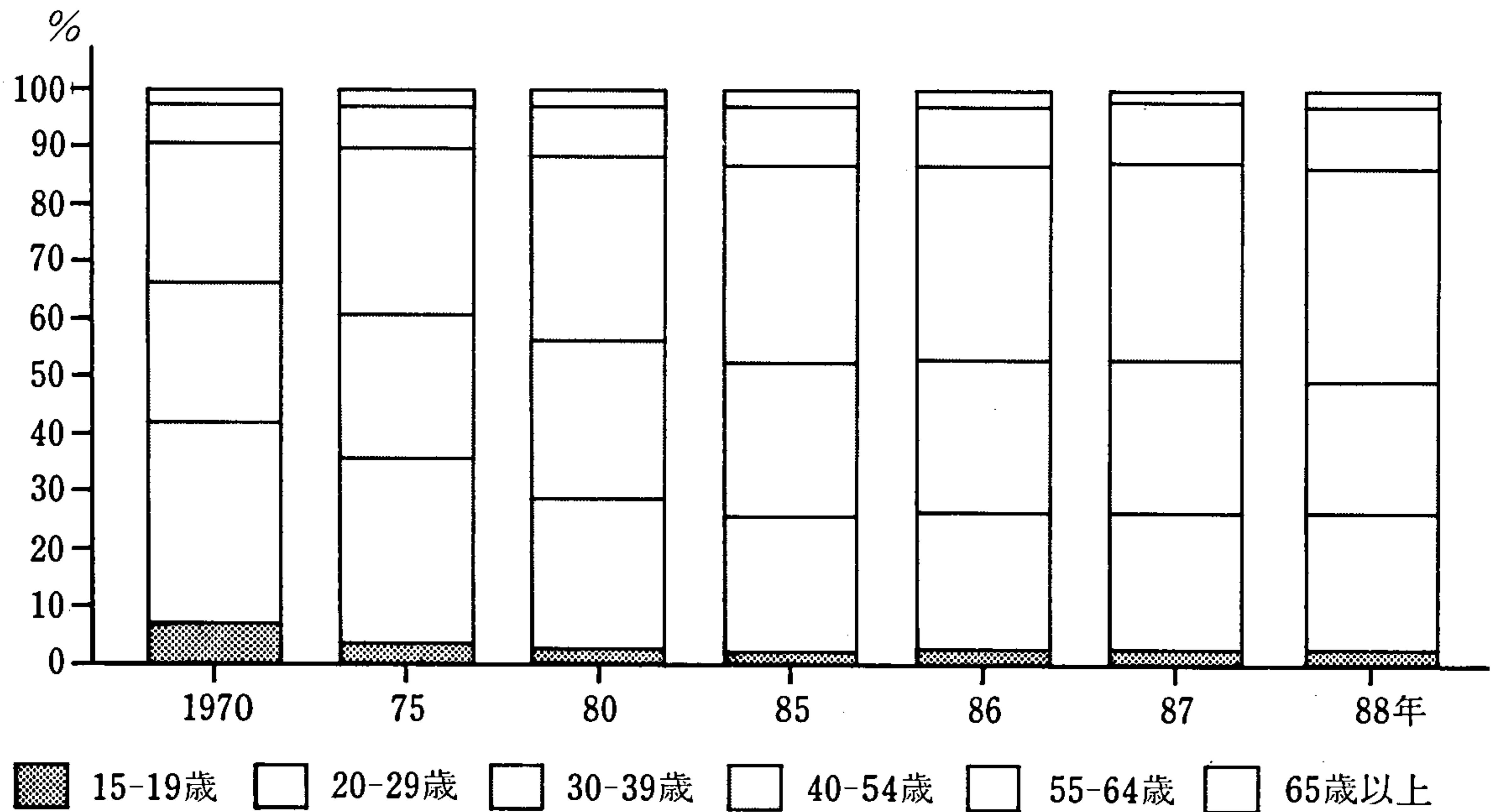
男女別職業別就業者の状況

1988年



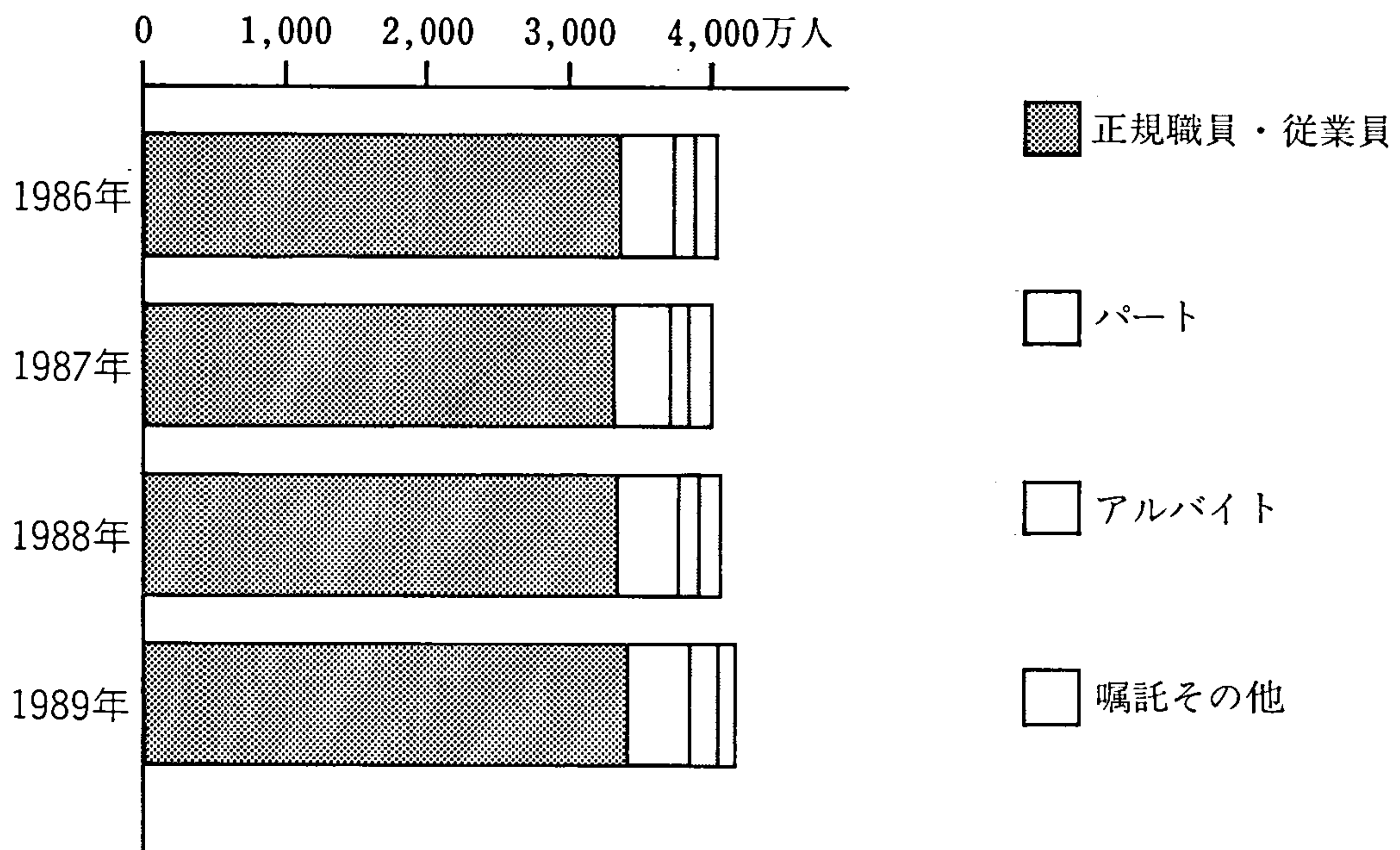
* 88年の男女別就業者比率をみると、総数では男子約60%、女子40%である。このうち女子が男子を上回っているのは、事務の58.3%だけである。農林漁業、専門的・技術的職業、単純作業では40%台であるが、管理的職業にいたってはわずか7.5%にすぎない。

雇用者の年齢別構成比



*雇用者の年齢別構成比を時系列で見ると、とくに高学歴化を反映して若年者の比率が低下傾向にある。他方、中高年者の比率が高くなっている。

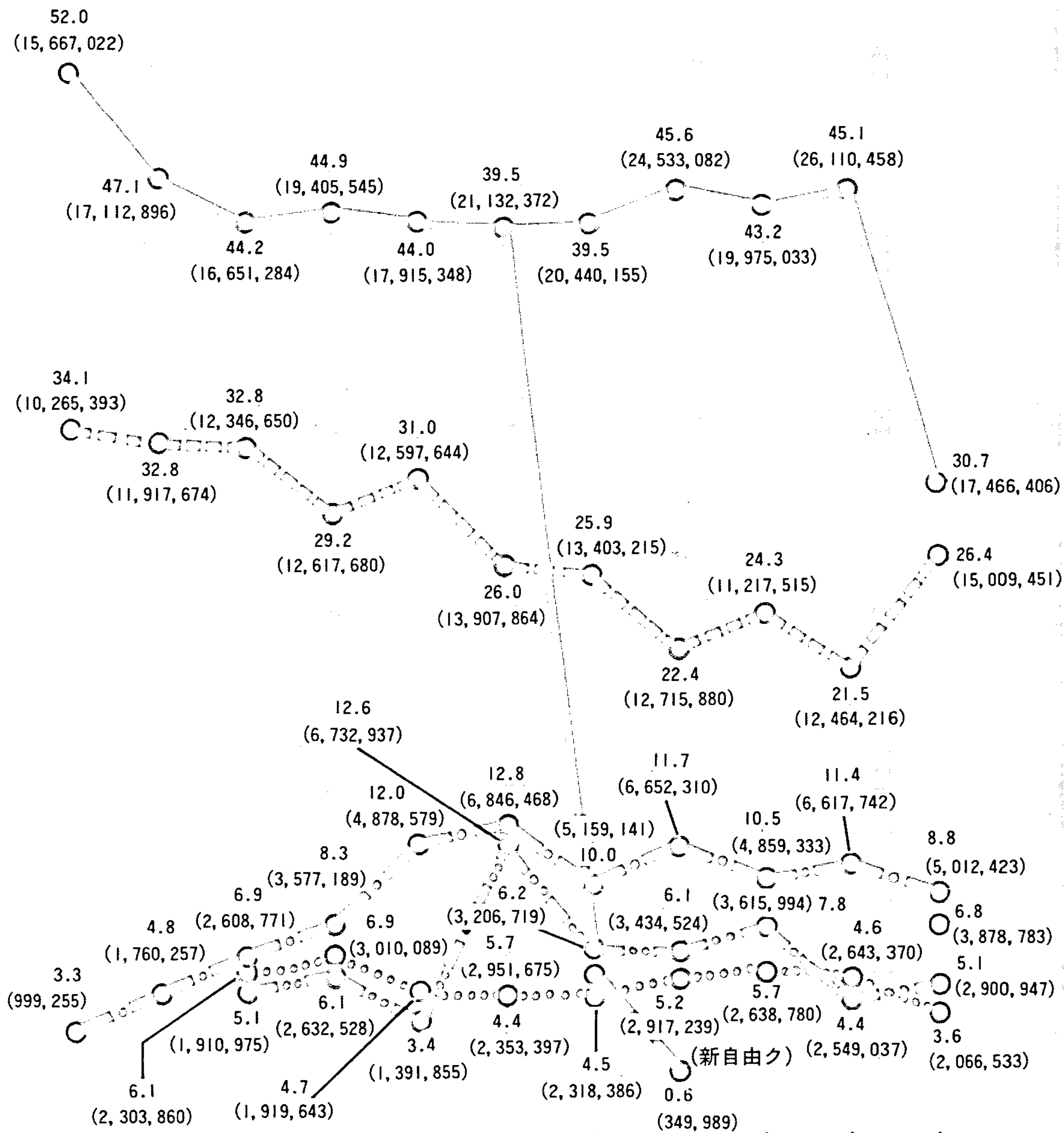
雇用形態別就業者数



*雇用形態別の就業者数では、絶対数は正規職員・従業員に比べ多いとはいえないが、パート、アルバイトが増加している。

1959年以後の参院選党派別得票推移(地方区・選挙区)

○——○自民 ○- - -○社会 ○····○公明 ○····○共産 ○····○民社
○ 連合 () 内は得票数



第五回参院選 (一九五九年六月)
第六回参院選 (一九六二年七月)
第七回参院選 (一九六五年七月)
第八回参院選 (一九六八年七月)
第九回参院選 (一九七一年六月)
第一〇回参院選 (一九七四年七月)
第一一回参院選 (一九七七年七月)
第一二回参院選 (一九八〇年六月)
第一三回参院選 (一九八三年六月)
第一四回参院選 (一九八六年七月)
第一五回参院選 (一九八九年七月)

はしがき

本書は『日本労働年鑑』の一九九〇年版で、一九八九年一月から同十二月までの日本の労働運動・労働問題の動向を記録したものである。

本書の収録対象となる一九八九年は、一九一七年、一九四五年などとともに、世界史に一時期を画した年として記憶されるであろう。この激動の一年を象徴する出来事は、中国の天安門前での流血であり、ルーマニアのチャウシェスク大統領夫妻の処刑であり、東西を隔てるベルリンの壁の崩壊である。一九八五年、ソ連共産党書記長にゴルバチョフが就任してからはじまった「上からの改革」はしだいに周辺の世界主義諸国へ波及したが、この年にいたって各国における「下からの民主化運動」の高揚となり、共産党の一党支配体制の崩壊を招いたのである。さらに、ソ連をはじめ世界各地における民族紛争の激化も、人類史の今後に大きな影響を及ぼすであろう。

日本国内の動きも——国外に比べればスケールは小さかったが——長年の保守一党支配がゆらいだ点では、将来の激動の可能性を秘めたものであった。リクルート疑獄・消費税導入問題・農産物の輸入自由化問題などをめぐる国民の不信によって自民党は一連の選挙で敗北した。なかでも夏の参議院選挙では、社会党の躍進、『連合』参議院の登場等によって自民党は過半数を割り、参議院では社会党の土井委員長が首相に指名されるという事態となった。

さらに本書の主たる対象である労働運動の分野では、一九八九年は明らかに一つの画期であった。すなわち、戦後労働運動を主導してきた「総評」は解散し、全日本民間労働組合連合会（連合）が官公労組を加えて、組織人員八〇〇万の新「連合」（日本労働組合総連合会）として発足した。また、「連合」に反対する組合も「全労連」、「全労協」という二

つの全国組織を結成したのである。

本集は基本的には第五七集で採用した五部構成、すなわち①労働経済と労働者生活、②経営労務と労使関係、③労働組合の組織と運動、④労働組合と政治・社会運動、⑤労働・社会政策、にしたがっている。ただ、第二部で新たに「労働災害・職業病」について一章をおこした。これは「過労死」など新たな労働災害が発生し、大きな社会問題となりつつある状況を考慮したものである。また、同じ第二部の「産業動向と合理化」の章では、商業・流通、交通運輸の動向もふくめることとした。

巻頭特集は「戦後労働・社会保障法制の展開と現状」をとりあげた。『日本労働年鑑』は、毎年、労働・社会政策のそのときどきの動向を記録してきたが、本特集では、第二次大戦後の労働・社会保障法制の展開過程を要約的に示し、その現状と問題点を明らかにすることを意図している。これは、一九八五年の男女雇用機会均等法と労働者派遣事業法の制定、八七年の労働基準法の抜本改正、八九年の年金改革法成立など、八〇年代後半に戦後労働・社会保障法制の枠組みを変える立法があいついだことをふまえての特集である。

なお、ここ数年来、紙幅の関係で本年鑑に収録しえなかった資料を『大原社会問題研究所雑誌』に掲載している。本書の対象時期と重なるものとしては、八九年九月号に『転機を迎える日本労働運動』を特集し労働戦線再編をめぐる五本の論文を掲載したほか、「八九春闘日誌」を収録した。また、九〇年三月号に「外国人労働者問題とILO——ILO条約・勧告の示唆するもの」と題しておこなったシンポジウムの記録を掲載した。さらに同四月号、五月号の『「連合」活動日誌』で八九年中の「連合」の活動を記録している。また、創立七〇周年記念事業の一つとして昨年一月に外国の専門家を招き、国内の労働組合関係者や研究者にも講師に加わっていただき、『外国人労働者問題と労働組合』と題する国際シンポジウムを開催したが、その全記録を『大原社会問題研究所雑誌』の六・七月合併号に収録する予定である。本年鑑とあわせてご利用いただければ幸いである。

一九八九年二月、この激動の年に大原社会問題研究所も創立七〇周年を迎えた。また本集をもって『日本労働年鑑』は第六〇集に達する。『日本労働年鑑』は、「我国に於ける労働問題其他の社会問題の實際に就いて、其の諸方面に於ける発現の状況を観察し、その材料を一年毎に編輯し、事実の記録として止め置くこと」（第一集緒言）を目的に、研究所創立直後から編集作業をおこない、創立の翌年に創刊されたのである。第一集が収録対象とした一九一九（大正八）年は、大原社会問題研究所創立の年であるだけでなく、ILO創立の年、そしてまた日本の労働組合運動が本格的に展開しはじめた年であった。以来七〇年、編集の内容・形式はそのときどきに応じて改善を加え、また収録対象である労働者状態、労働運動、あるいは諸社会運動の変遷によって変わってきた。しかし、日本の労働運動を「公平且つ忠実に記載する」というその基本性格は堅持するよう努力してきた。そのことが、この年鑑にたいする読者の信頼をかちえ、戦中戦後の中断はあるものの、七〇年の長きにわたって刊行を継続しえた理由であると考ええる。

しかし、このような専門年鑑が、しかも一私立大学の小規模な付置研究所によって編集・刊行を継続することができたのは、読者各位のご支持、また編集に不可欠な資料の提供等に協力を惜しまれなかった労働組合や諸社会運動団体のお力添えがあったればこそである。また、一九六五年以来四半世紀にわたって、困難な出版事情のなかでご援助くださった労働旬報社、とりわけ担当編集者諸氏のご尽力を忘れることはできない。第六〇集を迎えたこの機会に、あらためて関係各位すべてに厚く御礼を申し述べると同時に、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をたまわるとようお願い申し上げます。

一九九〇年六月

はしがき 1

序章 政治経済の動向と労働問題の焦点

1	国際政治の動向	一〇
2	国際経済の動向	一六
3	国内政治の動向	二〇
4	国内経済と雇用・賃金の動向	二三
5	労働・社会政策の動向	二七
6	労働運動の動向	二九

特集 戦後労働・社会保障法制の展開と現状

戦後労働法制の展開と現状……………三六		
第一章 高度経済成長期にいたる労働法の形成と展開 36		
1	敗戦から高度成長期への動き	36
2	団体的労働関係法の軌跡	37
(一)	戦後労働法制の形成	37
(二)	占領の終了による戦後労働法制の見直し	38
(三)	五〇年代後半から六〇年代の労働運動と法の枠組み	39
(四)	官公労働法制の形成と展開	40
3	個別的労働関係法の軌跡	42
(一)	戦後労働者保護法制の形成	42

(二)	五〇年代の労働者保護法の改正と制定	42
(三)	高度経済成長期における労働者保護法制の展開	44
第二章 低成長下における労働法制の展開と現状 46		

1	低成長への転換と労働法の再編	46
2	団体的労働関係法の展開と現状	47
(一)	低成長下の労働運動と法律問題の傾向	47
(二)	官公労働法制の再編	50
3	個別的労働関係法の展開と現状	52
(一)	石油危機による雇用不安と法の対応	52
(二)	八〇年代における労働者保護法の再編	55
第三章 労働法制の課題 61		
1	団体的労働関係法の課題	61
2	個別的労働関係法の課題	63

戦後社会保障法制の展開と現状……………六五		
はじめに 65		
第一章 敗戦から石油ショックまでの社会保障法則 66		
1	生活保護法	67
2	労災保険法	67
3	失業保険法↓雇用保険法	68
4	医療保障	68
5	年金制度	69
6	出産・育児	69

第二章 低成長下の社会保障法制 70

- 1 生活保護法 72
 - 2 労災保険 72
 - 3 失業（雇用）保険 73
 - 4 医療保険 74
 - 5 年金制度 75
 - 6 出産・育児 77
 - 7 社会保障の国際化 77
 - 8 総括 77
- 第三章 現在における課題 79

第一部 労働経済と労働者生活

I 労働経済の動向……………八四

- 1 景気動向と労働力需給 86
- 2 就業・雇用構造 89
- 3 賃金と労働時間 92

II 労働者生活の実態……………九六

- 1 消費者物価の動向と国際比較 97
- 2 労働者家計の収入と支出 101
- 3 平成元年版『国民生活白書』 104
- 4 標準生計費と生活保護基準 107

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向……………一一〇

- 1 賃金・労働時間対策 111
- 2 雇用対策 115
- 3 社会保障への対応 116
- 4 労使関係 118
- 5 その他 119

II 経営労務の動向……………一二〇

- 1 経営者の関心と制度の動き 122
- 2 将来構想とその背景 123
- 3 弾力的な時間短縮 126
- 4 国際化にともなう労務管理 129
- 5 女子雇用管理の傾向 132

III 労使交渉と労働争議……………一三六

- 1 労使交渉の現状 137
- 2 労働争議 143

IV 産業動向と合理化の実態……………一四七

- 1 鉄鋼業 149
- 2 自動車産業 151
- 3 電子・電機産業 153

4	造船・重機産業	157
5	交通・運輸業	160
6	商業・流通業	162

V 労働災害・職業病……………一六四

1	労災・職業病の概況	165
2	労災・職業病の状況	166

第三部 労働組合の組織と運動

I 労働組合の組織現状と組織動向……………一七四

1	労働組合の組織状況	175
2	労働戦線統一と組織運動	184

II 労働組合全国組織の動向……………二〇〇

1	連合（全日本民間労働組合連合会）	201
2	新「連合」（日本労働組合総連合会）	209
3	総 評	220
4	統一労組懇	226
5	全労連の組織状況と機構	226
6	全労協	233
7	友愛会議	236
8	総評センター	239

III 賃金要求と賃金闘争……………二四二

1	八九年春季闘争	244
2	八九年秋季年末闘争	262

IV 合理化と労働組合……………二六六

1	「連合」、総評の雇用闘争	267
2	おもな反合闘争	268
3	労働時間短縮闘争	274

V 労働者福祉運動……………二七九

1	労働金庫運動	280
2	労働者共済運動	283
3	生活協同組合運動	286
4	労働者住宅運動	291

VI 国際労働組合運動……………二九六

1	国際労働組織の動向と日本の労働組合	297
2	国際労働組合の諸会議	301
3	その他の国際会議	306

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争……………三一〇

1	年金改定をめぐる反対運動	311
2	国民医療を守る共同行動	312

3	生活保護と社会福祉をめぐる運動	313
4	年金者組合の結成と高齢者運動	314
5	総評の解散と中央社保協	315

Ⅱ 社会運動の動向……………三二七

1	第六〇回メーデー	318
2	天皇制をめぐる諸運動	321
3	消費税導入反対運動	323
4	反核・原水禁運動	325
5	反原発運動	330
6	反基地・平和運動	331

Ⅲ 政党の動向……………三三四

1	国会と各党の動き	336
2	選挙	342
3	日本社会党	347
4	公明党	356
5	日本共産党	363
6	民社党	370

第五部 労働・社会政策

I 労働政策……………三八〇

1	八九年度労働政策の概要	382
2	『労働白書』の公表	384

3	労働市場および職業能力開発政策	385
4	多様な働き方とパートタイム労働対策	387
5	外国人労働者問題への対応	390
6	労働時間短縮対策の進展	392
7	労働条件と労災補償に関する諸施策	395
8	第一一四、一一六回国会における労働関係法案	398

Ⅱ 賃金政策……………四〇四

1	八八年度の産業別最低賃金	406
2	八九年度地域別最低賃金の改定	407
3	八九年度の人事院勧告	410

Ⅲ 社会保障政策……………四一三

1	九〇年代の社会保障戦略	414
2	所得保障システム	417
3	医療保障システム	421
4	保健・福祉サービス	423
5	社会保障財政	426

Ⅳ 労働判例・労働委員会命令……………四二九

1	最高裁判所判例	430
2	下級審重要判例	435
3	労働委員会命令	438

1	第七六回ILO総会	441
2	産業別委員会・専門家会議	445
3	技術協力	446

● 付 録

1	組合大会日誌	451
2	主要な労働組合の現状	474
3	労働組合名簿	486
4	統計図・表索引	488
5	事項索引	497

社会・労働運動年表（一九八九年一月一日～二月三十一日）	510
-----------------------------	-----

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

1 国際政治の動向

ブッシュ政権の船出 八九年一月二〇日、二期八年に及んだレーガン政権の後をついで、ブッシュ前副大統領がアメリカ合衆国大統領に就任した。ブッシュ大統領は、初の施政方針演説で財政赤字の削減を最優先課題とし、九〇年度の国防費を据え置くと表明した。同時に、アメリカ産業の国際的競争力の回復をめざし、貿易面での対日批判を強めるとともに、とかく「金持ち優遇」と批判された前政権との違いをきわだたせた。また、五月一二日、ブッシュ大統領は「ソ連を国際社会の一員として迎え入れる用意がある」と演説して対ソ封じ込め政策の転換を表明するなど、ソ連との対決よりも財政赤字や凶悪犯罪の増加などの問題に取り組む姿勢を明らかにした。さらに、ソ連のペレストロイカ支持を明言し、七月には、ポーランドとハンガリーを訪れて民主化支援を約束した。内政面では、とくに麻薬、ホームレス、環境問題などの社会問題に悩まされつづけ、ついに九月一日、麻薬流入の根を断つとの理由でパナマとの国交断絶を発表し、これに反発したパナマ国民議会がアメリカとの「戦争状態」を宣言するなかで、一二月二〇日、米軍を派遣して直接軍事介入に乗り出し、親米のエンダラ政権を樹立した。抵抗をつづけたノリエガ將軍も、結局、九〇年一月三日に米軍に投降し、麻薬取引の罪でアメリカでの裁判にかけられることになった。

民族運動に苦悩するソ連 一九八五年のゴルバチョフ書記長の登場以来、ペレストロイカ路線にもとづく改革を進めてきたソ連は、五月二五日の人民代議員大会で初代最高会議議長に同書記長を選出するなど、改革をさらに前進させた。しかし経済の停滞は依然としてつづき、加えて民族運動の高揚という、新たな課題に直面することにもなった。

経済的苦況を背景に、八九年七月一〇日、深夜勤賃金割増し率のアップや坑内用弁当への肉類の供給などの生活要求をかかげて西シベリアのクズネツ炭田で炭坑労働者のストがはじまった。これは、スト権の公認や炭坑の独立採算制へ

の移行などの政治的要求を加えて黒海沿岸のドネツク炭田などにも拡大し、数十万人が参加するソ連史上最大規模のストになった。ルイシコフ首相等との交渉の結果、これらの要求の大半は認められ、一〇月九日、ソ連最高会議は原則としてストを公認する労働争議法（スト法）を採択した。

他方、民族運動は、南西部のナゴルノカラバフ自治州をめぐるアルメニアとアゼルバイジャン両共和国の対立、エストニア、ラトビア、リトアニアのバルト三国およびグルジア共和国のソ連からの分離独立運動という二つの面で激しい動きを示した。八月二六日、ソ連共産党中央委はバルト三国の独立要求を分離主義だと警告する声明を明らかにし、九月二〇日にも民族綱領を採択するなど取り組みを強化しているが、問題は依然として解決されていない。

激動の東ヨーロッパ 八九年後半、東欧諸国は激しい民主化の大波に洗われ、第二次大戦後最大の歴史的変動に見舞われた。早くから大胆な改革を進めてきたポーランドでは、六月四日、東欧圏で初めての自由選挙が実施され、統一労働者党（共産党）が惨敗した。この結果、七月一九日にはヤルゼルスキ統一労働者党第一書記が大統領に選出されたものの、九月一二日に「連帯」主導のマゾビエツキ連立政権が発足した。同様に急進的な改革を進めているハンガリーでも、二月の社会主義労働者党（共産党）中央委総会で複数政党制への移行が決定され、五月八日の同総会ではカーダール議長が解任され、六月二四日、後任に急進改革派のニエルシュ議長が選出された。さらに、一〇月六～一〇日の党大会では、「民主主義的な社会主義」をめざして党名を「ハンガリー社会党」に、国名を「ハンガリー人民共和国」から「ハンガリー共和国」へと変更するにいたった。

チェコスロバキアでは、一〇月一〇日にアダメツツ新首相が就任したものの、一一月一八日の在野団体「市民フォーラム」を中心とした二〇万人が参加する民主化要求デモに押されて、一一月二四日、共産党緊急中央委総会でヤケシュ書記長をふくむ幹部全員が辞任し、ウルバーネク書記長などの新指導部が選出された。さらに、一一月二七日の全土ゼネストなどを背景に、一一月二九日、連邦議会は共産党の指導的役割の削除などの憲法改正を決めたが運動は沈静化せ

ず、一二月三日の連立政権樹立、一二月四日のワルシャワ条約機構首脳会議での軍事介入自己批判と「プラハの春」の再評価、一二月七日のアダメツツ首相辞任（後任はチャルファール第一副首相）、一二月一〇日のフサーク大統領の辞任、一二月二九日の「市民フォーラム」指導者ハベル大統領の選出へと激動はつづいた。またユーゴスラビアでも、三月一六日にマルコビッチ内閣が成立して市場経済政策を大幅に導入する方針を表明し、一〇月二五日には共産主義者同盟（共産党）が政治的複数主義導入の改革案を提案するなど、新たな動きが生まれている。

崩されたベルリンの壁 東欧を襲った民主化の嵐は、ついに東西両陣営を隔てたベルリンの壁の崩壊をもたらした。八九年五月二日、ハンガリー政府は西側への和解の姿勢を示すためにオーストリア国境の鉄条網を撤去する作業を開始した。この「鉄のカーテン」に空いた「風穴」を経由して東ドイツ市民の西ドイツへの流出が生じ、九月一日には一万人以上が西ドイツへ出国するなど出国ラッシュがつづいた。同時に、東ドイツ国内では、一〇月二日、ライプチヒで改革要求の市民一万人がデモをするなど民主化要求が高まった。東ベルリンでの空前の一〇〇万人のデモなどを背景に、一〇月一八日、ホーネカー社会主義統一党書記長・国家評議会議長は辞任し、クレンツ政治局員が後任書記長に就任した。クレンツ書記長は、十一月八日、自由選挙導入などの制度改革を提案し、翌九日、西側旅行と出入国を自由化すると発表した。これによってベルリンの壁は事実上崩壊し、一〇日には壁の撤去作業も一部で開始された。以後、一月一三日の改革派のモドロウ新首相の選出、一二月一日の憲法第一条からの社会主義統一党（共産党）の指導的役割規定削除、三日のホーネカー前書記長ら幹部一二人の除名とクレンツ書記長以下全中央委員・政治局員の辞任、九日の社会主義統一党での急進改革派ギジ党首の選出、一六日の「社会主義統一党・民主社会党」への暫定的党名変更など、予想を越えた諸改革が短期間にあいついで断行された。

チャウシェスク政権の崩壊 東欧の激動は、民主化運動にたいして消極的で相対的に独自の立場をとってきたブルガリア、ルーマニアなどの諸国にも及んだ。ブルガリアでは、十一月一〇日、三五年間にわたって君臨してきたジフコフ

共産党書記長兼国家評議会議長が辞任し、後任にムラデノフ外相が選出された。

東欧諸国のなかで最後まで民主化運動に背を向けてきたルーマニアでは、チャウシェスク大統領夫妻の処刑という劇的な形で政権交代がなされた。一二月一七日、ティミショアラで人権活動家のテケシュ牧師が連行されたことにたいしてハンガリー系住民の抗議デモが発生し、またたくまにチャウシェスク体制打倒デモに発展した。これにたいして政府が武力弾圧でのぞみ、多数の犠牲者が出たことから反政府運動は急速に高まった。一二月二二日には国軍が民衆の側について治安部隊との市街戦に発展したが、結局一二月二四日にマネスク元外相らが率いる「救国戦線」が全土を掌握し、チャウシェスク政権は崩壊した。翌一二月二五日、前大統領夫妻の処刑が発表され、二六日にはイリエスク元共産党中央書記が救国戦線評議会議長（国家元首）に就任して、新指導体制が確立した。

マルタ会談と冷戦の終結 このような東欧の民主化とベルリンの壁の崩壊を背景に地中海のマルタ島で開かれた米ソ首脳会談は、「ヤルタからマルタへ」という言葉を生んだように、東西冷戦の終結によって第二次大戦後の国際的枠組みを転換させ、米ソ関係の「新時代」（大統領）と「永続的平和の時代のはじまり」（議長）を宣言する歴史的な舞台となった。一二月二・三日、ブッシュ米大統領は、ソ連最高会議のゴルバチョフ議長と、大統領に就任して初めての首脳会談にのぞんだ。この会談で両首脳は、海軍力削減交渉、海洋・空中発射巡航ミサイルの規制、化学兵器禁止、中米紛争への武器供給などの問題については見解が分かれたものの、軍備管理・軍縮問題では戦略兵器削減条約（START）や欧州通常戦力交渉（CFE）の取り扱いなどで合意し、東欧諸国の民主的な改革への支持、ドイツ再統一問題と戦後国境を確定したヘルシンキ宣言の支持、経済協力の強化と関税貿易一般協定（ガット）へのソ連オブザーバー参加資格の付与などについて意見の一致をみた。会談後、両首脳は史上初の共同記者会見にのぞみ、戦後四十数年つづいた冷戦の終結を確認し、ヤルタ体制に代わる欧州新秩序形成への努力を表明した。なお、一二月四日、両首脳はそれぞれブリュッセルとモスクワで開かれたNATO首脳会議とワルシャワ条約機構加盟七カ国の首脳会議に出席して、マルタ会談

の内容を説明した。

中ソの和解 八九年五月一五～一八日、ソ連共産党のゴルバチョフ書記長は、ソ連の最高首脳としては三〇年ぶりに中国を訪問し、最高実力者鄧小平中央軍事委首席や楊尚昆国家首席等と会談した。これらの会談を通じて、「中ソ論争」以後長い間不正常であった両国関係の改善と平和共存の原則が合意され、党関係をふくむ中ソ関係の完全な正常化が実現した。会談結果をまとめた共同コミュニケは、今後の両国関係の基礎として平和共存五原則をかかげ、問題が起きた場合には「平和的な手段で解決する」と宣言して力の対決を放棄する姿勢を示すとともに、かつての党レベル中心から経済を主軸にした国家レベルの実務的關係へと、両国関係を移行させる方向を明確にした。これによって両国間の軍事的緊張は大幅に低下し、一七日の人民大会堂での講演でゴルバチョフ書記長は、極東での一二万人の兵力削減、モンゴルからの三個師団の撤退など四点にわたる軍縮措置を提案した。しかし、東欧の民主化へのソ連の態度、ソ連国内のペレストロイカや民族運動への対応などにたいして中国はかなり批判的であり、中ソ両国の関係改善が今後も順調に進行するか否かについては予断を許さない。

中国の民主化運動と天安門事件 ゴルバチョフ書記長の歴史的な訪中によって世界の耳目が中国に集まったちようどそのころ、四月一五日の胡耀邦前共産党総書記の死去をきっかけに、学生を中心とした中国の民主化運動も大きな高まりをみせていた。四月一七日、学生たちは天安門広場で追悼行進を実施して「封建・独裁主義打倒」を訴え、四月二二日の追悼大会では天安門広場に二〇万人が集まった。五・四運動記念日などを節目にデモは各地に波及し、五月一三日からは政治改革を求める学生二〇〇〇人が天安門広場で無期限ハンストに突入した。中国当局はこれを「動乱」と位置づけ、五月二〇日には北京中心部ほぼ全域に戒厳令が発動された。それにもかかわらず天安門広場に終結した学生は大规模なハンストを続行し、「民主の女神像」を立てるなど抵抗の構えをみせた。当初柔軟な対応をとるかにみえた中国当局は、この段階で武力弾圧を決断し、六月四日未明、戒厳部隊が天安門広場に突入して群衆に発砲した。この弾圧に

よる犠牲者について、六月三〇日の全国人民代表大会での公式報告は、死者二百数十人、負傷者九〇〇〇人と発表した。が、実際の犠牲者はこの数字を数倍上回るとの見方もある。また、デモ指導者の処刑も、各地であいついで実施された。「天安門事件」後、六月二三～二四日に開かれた中国共産党第一三期四中全会は、学生に同情的だった趙紫陽総書記を「動乱」の責任者として解任し、新総書記に江沢民政治局員を選出した。さらに、十一月六日からの第一三期五中全会は鄧小平党中央軍事委首席の引退を承認し、後任に江沢民総書記が就任した。

アルシュ・サミットの開催 八九年七月一四～一六日、フランス革命二〇〇周年に沸くフランス・パリ郊外のアルシュで、第一五回先進国首脳会議（サミット）が開催された。この会議は、三順目に入ったサミットの最初のものであり、東欧での民主化の動きや中国での「天安門事件」の発生などを背景として、政治色の濃いものとなった。会議には初参加のブッシュ米大統領のほか、日本からは宇野首相や外務・大蔵・通産の各大臣が出席した。会議二日目に政治宣言と議長総括が採択されたが、このうち東西関係・中国・人権・国際テロリズムの四テーマからなる政治宣言は、中国での人権抑圧を非難し、閣僚などハイレベルの接触の禁止や武器貿易の停止など対中制裁措置を明示した。同時に、日本の強い要望もあって、中国の孤立化回避も盛り込まれた。また東西関係については、東欧の民主化を歓迎し、経済的支援の姿勢が明確に打ち出された。経済宣言は最終日に採択されたが、ここでは約三分の一が環境問題で占められ、オゾン層破壊への対策など地球的規模の環境問題が真正面からとりあげられた。また、マクロ経済での構造調整や深刻化する累積債務問題の解決のための国際的協調と役割分担が明示された。とくに日本や西ドイツなどの黒字国には内需の拡大と構造改革が名指しで求められ、同時に米新通商法スーパー三〇一条などを念頭に、一方的措置などの保護主義反対も強調された。

沈静化に向かう地域紛争 八九年は、前年にひきつづいて、アフガニスタン、カンボジア、アンゴラ、ナミビアなどで地域紛争の解決に向けての進展がみられた。まず、アフガニスタンでは、二月一五日に駐留ソ連軍の撤退が完了し、

七九年一二月から九年あまりにわたった軍事介入にピリオドが打たれた。この間のソ連軍の戦死者は一万五〇〇〇人、負傷者は三万七〇〇〇人と推定されている。同様に、内戦がつづいていたカンボジアでは、七月三〇日～八月三〇日、紛争の政治解決をめざす国際会議がパリで開催されたが、停戦後の新政体について合意できず、内戦は混迷を深めている。しかし、九月二日からカンボジア駐留ベトナム軍が最終撤兵を開始し、九月二六日には撤兵終了を宣言した。一三年間内戦がつづいたアンゴラでは、八八年一二月の包括和平協定「プラザビル議定書」にしたがって、八九年一月から駐留キューバ軍約五万人の撤退がはじまった。このようななかで、政府とアンゴラ全面独立民族同盟との間で、六月二三日に全面停戦の合意が成立したものの、停戦条件をめぐる食い違いからその後も断続的な戦闘がつづいている。また、南アの統治がつづきアフリカ最後の植民地といわれていたナミビア（南西アフリカ）は、「プラザビル議定書」にもとづいて、四月一日から独立手続きを開始し、十一月七～十一日、制憲議会選挙を実施した。この選挙では、南西アフリカ人民機構（SWAPO）が過半数を占め、十一月二二日から憲法草案の作成に着手するなど、九〇年四月の独立をめざして準備活動が進行中である。

2 国際経済の動向

好況を持続した資本主義世界経済 八九年の世界経済をみると、先進資本主義諸国の協調体制が維持されるなかで、設備投資ブームに支えられ、先進資本主義諸国の同時好況が持続した。世界経済が、オイルショックの後遺症から脱し、先進資本主義諸国を中心に景気が上向きはじめたのは八二年末からである。とくに八五年の先進五カ国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）で取り決めたプラザ合意は、為替レートの調整、金融・財政政策における国際的な協調体制を築くことで、金利を低下させ、安定成長の礎となった。

アメリカの景気拡大は、八九年一月で八年目に入り、平時の最長記録を更新しつづけた。日本も長期にわたる成長を持続している。西ドイツも八九年には、実質成長率三・八％と一三年ぶりの高水準を達成した。他のEC諸国も、設備投資、輸出とも好調であった。もっとも、景気過熱とインフレ圧力の高まりを懸念した各国は、金融政策を引き締め、景気の減速を図っている。世界経済の先行きは、インフレ懸念と景気過熱のひきつづく増大、八八年以来上昇しはじめている物価動向、八九年に入ってめだっている原油価格の上昇などをはじめとして、依然として不安定な状況にあることには変わりがない。

アメリカ経済の好況とドル高の進展 八九年のアメリカ経済は、GNP実質成長率が四・四％となった八八年にひきつづき、拡大基調をつづけた。だが、年の半ばあたりから製造業を中心にゆるやかな減速傾向を示しはじめた。輸出や設備投資は比較的堅調であった。GNPの六割を占める個人消費は底固いものがあったが、いま一つ盛り上がりを欠いていた。この結果、八九年全体では、二・九％（速報値）の成長となり、八八年に比べれば減速したものの、依然として好況がつづいている。物価は、八九年に入ってすぐ急騰気配を示したため、政府は公定歩合を引き上げ、金融引き締めにした。そして年半ばから、物価が落ち着き傾向をみせ、同時に景気減速に対処するため、金融緩和策に再び転換した。国際収支では、八八年に貿易赤字が前年比二二・一％減の一一八五ドルと大幅に改善された。八九年も、赤字幅の縮小テンポは鈍ったが、一定の改善見込みである。しかし、財政赤字とならび、貿易赤字という「双子の赤字」は、依然として解消されていない。

アメリカ経済における好況の持続、貿易赤字のかなりの改善、加えて八九年二月の金利引き上げにたいし、日本や西ドイツの金利引き上げが遅れたことも重なって、日本などからのアメリカへの資本流出が増加し、それまでのドル安から一転してドル高傾向に転化した。この傾向は九〇年に入っても、少なくとも第一・四半期までみるかぎり持続している。だがドル高は、アメリカ企業の国際競争力を弱め、長期的には再び貿易赤字の拡大や景気減速を招きかねない。

九二年統合へ向かって加速するEC諸国 西欧諸国の経済も、八八年と八九年の二年にわたり、民間設備投資を中心に順調に推移した。そのもとで、雇用情勢も好転し、人手不足が顕在化しつつある。これにともない西ドイツ、イギリスなどのヨーロッパ諸国において、失業率が低下した。たとえばイギリスでは、八八年の失業率八・二％から八九年の六・五％へ減少し、ヨーロッパ全体では、八八年の一六・八％から八九年は一五・九％へと減少した。

九二年末の完成をめざすEC（欧州共同体）の市場統合は、八九年一二月の一二カ国首脳会議で、欧州同盟の建設に向けた共同宣言を採択した。具体的には欧州中央銀行創設、経済通貨同盟（EMU）実現、労働者の経営参加権などを盛り込んだ社会労働憲章を採択する旨を合意内容としていた。これにより、ECは九二年末の統合へ向けての動きを一段と加速した。だが、前途はなお多難である。EC統合に反対するイギリスのサッチャー政府との妥協を図ることができるかどうか、各国間になお多く残る各種障壁の除去問題、加えてEC域外では、東欧の民主化とくに東西ドイツ統一問題の急浮上が、統合問題の進展状況を大きく左右しそうな気配にあり、こうした諸問題の解決が九〇年以降に持ち越されている。

ソ連、東欧諸国における経済停滞 ソ連のペレストロイカに端を発した東欧の民主化問題には、政治的改革、民族問題、市民的自由といった諸問題のほか、経済改革問題がふくまれている。八八年のソ連経済は、GNPで五・〇％と、前年の三・三％を上回る伸びとなった。しかし、これは公式の発表数字で、実際のGNP成長率はもっと低く、加えて消費財・食料品の不足、インフレはひどく、国民の不満が高まっているといわれている。

東欧諸国は八〇年代に入って、経済成長が鈍化した。とくに、これまで東欧の優等生といわれてきた東ドイツにおける経済停滞は深刻であり、八八年の生産国民所得は対前年比三％増にとどまった。しかも西ドイツへの若年労働力の大量流出が、一層、停滞を促進している。また九〇年末には、二〇〇億ドルにのぼると推測される非社会主義経済諸国への債務累積は、当面の経済改革に一層の困難をもたらしている。ポーランドの八八年生産国民所得は、前年比四・五％

五・〇％増と、工業を中心に若干の回復を示した。だが、八八年末現在の対西側債務は三七四億ドルの多額にのぼっており、その返済が経済改革にとっての大きな制約になっている。ハンガリーは、八八年の生産国民所得で〇・五％増と、計画の一・〇％増を下回った。こうした諸国に代表されるように、経済改革の前途は容易ならざるものがあり、市場経済原理の導入のあり方や、西側諸国の資本進出との関係、対外債務の返済問題など、多くの問題が横たわっている。

発展途上国、NIESの動向 発展途上国の経済成長率は、八八年の四・二％から、八九年は三・二％へやや低下した。しかし、そのなかでアジア諸国は相対的に高い伸びを示している。すなわち、八九年では、中東の実質経済成長率三・五％にたいし、アジアは六・一％であった。比較のためにいえば、先進資本主義国は三・五％、ソ連・東欧は一・七％であった。韓国、台湾、香港、シンガポールの新興工業国・地域群（NIES）は、産業構造の高度化を達成し、いまや中進国の仲間入りをはたしつつある。しかし、八六年以降の通貨切り上げと賃金上昇で、輸出競争力にかげりが生じ、成長率も八八年に比べ八九年は鈍化した。一方、八六年以来、低迷をつづけてきた原油価格は、八九年四月の北海油田事故をきっかけに高騰した。また、銅やアルミなどの一次産品価格も高まった。このことは、先進資本主義諸国の物価を上昇させる一つの要因にもなっているが、しかし同時に、こうした一次産品の輸出国にとっては、経済を好転させる重要な要素となっている。

債務累積国をめぐる新債務戦略 中南米、アフリカ、東欧など債務国の累積債務問題は一段と深刻になっている。発展途上国の公的対外債務残高の合計は、八七年末で八八六三億ドル、八七年中に支払われた利子は一〇二二億ドルで、輸出にたいする債務返済比率は実に二二％に達した。とくに債務負担の重い国の多い中南米諸国での影響は深刻で、たとえばメキシコでは、実質賃金が、八〇年から八八年の間に約五〇％下がるなど、ほとんどの国で生活水準の実質的低下が生じている。加えてインフレも、ブラジル、アルゼンチン、ペルーなどで猛威をふるっている。

こうした累積債務問題に対応するため、ブレイディ米財務長官は八九年三月一〇日、累積債務問題解決のための新提案、すなわち新債務戦略（ブレイディ構想）を発表した。これは、八五年一〇月に発表されたバーカー構想を基本的に継承しながらも、これまでの民間主導型の交渉から転換し、国際通貨基金（IMF）と世界銀行からの公的融資を、発展途上国が利払いに充てられる道を開くなどの大きな修正を加えたものである。また、問題解決のため日本など先進国と緊密に協議することも内容にふくまれていた。この新債務戦略の実際的効果の判断は今後の問題である。八九年、この適用はメキシコとフィリピンにたいしおこなわれた。そして、日米欧銀行団と当該政府、世界銀行と当該政府との折衝を経て、いずれも新規融資と既存債務の金利軽減で合意した。

3 国内政治の動向

リクルート疑獄の拡大 八八年六月に発覚した「リクルート疑惑」は、八九年五月二二日、東京地検が藤波孝生・池田克也両代議士を起訴するなど、「リクルート疑獄」へと発展した。八九年一月、原田経済企画庁長官が八八年夏にリクルートコスモス社から献金を受けていたことが判明して辞任し、その直後、原健三郎衆院議長もパーティ券購入や政治献金を受けていたことが発覚し、六月一日に辞表を提出した。このようななかで、二月一三日、江副浩正リクルート前会長ら四人が、また三月六日には真藤恒NTT前会長が逮捕された。さらに四月一四日には、リクルート社が安倍自民党幹事長夫人に二年七ヵ月にわたって「顧問料」の名目で総額約九〇〇万円を支払っていたことが明るみに出た。疑惑の中心人物と目された中曽根元首相は、二月二七日の記者会見と五月二五日の衆院予算委員会での証人喚問で疑惑を全面的に否定したが、「けじめ」を求める声に押されて、五月三十一日、自民党離党と派閥離脱を表明するにいたった。他方、リクルート疑獄は野党にも波及し、二月七日には秘書名義でコスモス株の譲渡を受けていた塚本民社党委員長が

辞意を表明した。また、五月一七日には、自身も「明電工事件」で疑惑を生じていた矢野公明党委員長が、公明党池田克也代議士がリクルート疑獄に連座した責任をとるという理由で辞任した。

竹下首相の退陣 リクルート疑獄の拡大のなかで、疑惑は竹下首相自身にも及んだ。三月三〇日、リクルート社が八七年の「竹下登幹事長を激励する夕べ」のパーティ券を購入していたことが判明したのを皮切りに、三月から四月にかけて新たな諸事実が発覚した。批判の高まりに応えて、竹下首相は四月一日の衆院予算委員会で資金提供の総額が一億五一〇〇万円にのぼるという調査結果を公表したが、四月二二日、首相の元秘書名義で八七年に五〇〇〇万円を借り入れていたことが新たに判明し、首相への信頼が揺らぎ、政治不信を強める結果となった。他方、四月二一日の自民・社会・公明・民社四党の幹事長・書記長会談でも、八九年度予算案の衆院通過の見通しがたたず、「このままでは参院選がたたかえない」という自民党内の危機感も高まった。このような政局の膠着状態としだいに強まる首相退陣要求のなかで、四月二五日、竹下首相は、八九年度予算の成立を待って内閣総辞職することを自民党四役に伝えた。当初、後継総裁の有力候補として名前が上がったのは伊東正義総務会長だったが、「表紙が変わっても中身が変わらなければダメ」だと固辞し、結局、五月三一日の自民党四役会議で宇野宗祐外相の擁立が決定し、六月三日、宇野新内閣が発足した。

参院選での与野党逆転 前年からの農産物自由化問題、リクルート疑獄の拡大に加えて、四月一日からの消費税導入という、いわゆる「三点セット」の重荷をかかえて、自民党は各種の選挙で激しい逆風に直面した。自民党は、二月一二日の参院福岡選挙区補選で社会党候補に惨敗し、宮城県知事選では候補者を立てられず、三月一九日の千葉県知事選と四月二三日の名古屋市長選では共産党推薦候補に肉薄されるなど、厳しい選挙戦を余儀なくされた。このようななかで迎えた東京都議選（七月二日投票）で、社会党が三倍増の大躍進を遂げたのに比べて、自民党は六三議席から二〇議席へと激減した。その三日後に公示された第一五回参院選でも、宇野首相の「女性問題」もあって、自民党は改選六六

議席にたいして三六人当選で、非改選とあわせても一〇九議席と大敗した。公明・民社・共産各党はいずれも議席を減らしたものの、社会党は改選二二議席を二倍以上上回る四六人当選と大勝し、初めて候補者を立てた連合も一挙に一人を当選させた。この結果、参院の与野党間の勢力関係は初めて逆転し、七月二四日、宇野首相は退陣を表明した。八月九日、参院では土井社会党委員長が首班に指名され、四一年ぶりに首相指名の両院協議会が開催されたものの、結局衆院の議決が優先されて自民党の海部俊樹新首相が誕生した。

すすまぬ四野党の連合政権協議 自民党が逆風にあえぎ苦戦するなかで、政権交替のチャンス到来とみた野党は攻勢を強めた。なかでも社会・公明・民社・社民連の野党四党は、受け皿づくりに向けての連合政権協議を開始するなど、一時的に協調関係を強めた。四月七日、永末民社党委員長の提唱で、四野党の党首会談が開催され、政権協議会の結成で合意した。四月一九日には、この合意にもとづいて連合政権協議会が開催され、五月二〇日には、公選法改正案と政治倫理法案の共同要綱を決定した。また、秋の「税制国会」でも、野党は消費税廃止関連法案の参院における可決で足並みをそろえた。しかし、都議選・参院選で社会党が「一人勝ち」したことや、公明・民社両党が「石田見解」（一〇月三〇日）や「永末ビジョン」（一〇月二五日）を発表して、安保、自衛隊、原発、朝鮮半島政策などの基本政策の一致を社会党に執拗に求めたこと、また、総選挙が近づくにつれて各党の独自性が前面に出てきたことなどもあって、この政権協議は進展せず、一一月六日の書記長・政審会長会談では協議の継続だけを確認して年を越すことになった。

消費税廃止・見直しをめぐる攻防 参院での与野党逆転という状況のもとで、九月二八日、第一一六臨時国会が召集された。この国会には、消費税廃止関連九法案が社会・公明・民社・連合四会派によって提出されるなど、「税制国会」になるはずであった。ところが、一部週刊誌で報道されていたパチンコ業界からの社会党をはじめとする各党への献金問題がとりあげられ、一一月になるまで税制問題が本格的に審議されることはなかった。しかも一一月八日の参院本会議での野党の趣旨説明がおこなわれた直後、消費税廃止関連法案の一部にミスが見つかり、実質審議入りはさらに遅れ

た。結局、一二月一日、消費税関連九法案は参院税特委と本会議で可決されたが、一二月四日、期限切れ廃案が確定した。なお、共産党は四会派が提出した九法案のうち、財源関連等の六法案に棄権し、廃止関連の三法案に賛成した。また、自民党は、野党に対抗して消費税見直し法案を準備していたが、予定していた十一月三〇日にまとめることができず、一二月一日に発表された案も、飲食料品の小売り段階での非課税や入学金・出産費などの非課税を打ち出していたものの、従来から批判の強い簡易課税制度や帳簿方式などには手がつけられず、またこの国会に法案として提出されることもなかった。

4 国内経済と雇用・賃金の動向

日米経済摩擦と構造協議の開始 日米経済摩擦は、八九年に入って一層深刻化した。八九年五月、アメリカ政府は包括貿易法スーパー三〇一条を発動、日本を不公正貿易国に特定した。これによって、日米経済摩擦は新局面を迎えた。アメリカ側はまた、日本市場開放のため、日米構造協議を提案し、日本特有の金融・土地・流通制度にメスを入れる強硬姿勢を示した。また知的所有権（スペシャル三〇一条）に関しては、日本の特許制度をあげ、日本を監視リストに入れた。これにたいし日本側は強い不満を示し、結局こうした問題は関税貿易一般協定（ガット）の場で協議すべきだとして反論、今日までのところ物別れに終わっている。日米構造協議は八九年九月に初会合が開かれたが、アメリカ側は金融系列、流通制度、貯蓄・投資などを日本の構造的な市場障壁として指摘しつつ、以後、協議が継続された。次期支援戦闘機（FSX）の開発問題では、当初は日本側は自主開発の方針であったが、ハイテク技術の日本移転に反対するアメリカ側の強い態度もあって、当初方針は変更を余儀なくされた。日米半導体交渉ではアメリカの日本市場参入の拡大、建設市場の開放では日本が一層の改善措置をおこなうことで合意した。そのほか、日本への資本・商品参入を容易

にする大規模小売店舗法（大店法）については、九〇年四月に入り、当面は改定しないものの三年後に見直しをおこなうことで合意した。コメの自由化問題は、いまだ決着していない。このように日本の構造的な市場障壁の除去を迫るアメリカ側の態度は強硬であり、日米経済摩擦は一段と深刻な問題としてひきつづいている。

持続する大型景気 八六年十一月を底とする景気上昇は四年目に入り、すでに神武景気（五四年十二月から三一年）を抜き、九〇年五月には、戦後二番目に長い岩戸景気（五八年七月から四二年）と肩を並べた。八九年の日本経済は、設備投資を牽引力とした内需拡大に支えられ、景気拡大基調を維持した。八八年の実質成長率は五・七％であり、八九年は四・九％とやや下がったものの、八七年の四・五％を上回っている。設備投資は、とくにオフィス・オートメーションに代表される情報関連投資をきっかけに、企業の設備投資全体が好調であり、高度成長期以来の投資ブームとなっている。経済企画庁の法人企業動向調査（八九年九月実施）によれば、八九年度の全産業の設備投資計画は、八八年度実績に比べ一七・〇％増であった。すなわち、三年連続の二ケタ増である。しかも製造業は、前年度比二一・七％増という高い伸びを保っている。個人消費も、八九年四・六ヶ月期は消費税導入の影響もあって民間最終消費支出ではマイナスを記録したが、七月以降は再び堅調となり、設備投資と並んで景気を支える役をはたしている。こうした好景気のなかで、企業業績も絶好調であった。八九年九月の決算では、売上高が前年同期に比べ一四・〇％増、経常利益が一二・六％増となっていた（和光経済研究所調べ）。とはいえ、景気の先行きには一定の懸念材料も出はじめている。八九年の物価は、消費者物価、卸売物価とも、全体としては落ち着いていたが、消費税導入により一層上昇した。また為替相場が、八九年初めの一ドル一二〇円台から一二月末には一四〇円台の円安へと転換し、原材料をはじめ輸入物価の上昇を引き起こしている。人手不足も深刻化し、製品コストへはねかえる恐れが増大している。地価の高騰、製品・サービス価格の内外価格差も問題化している。こうした物価の先行き不安、インフレ懸念の高まりによる金融引き締めが強められたこともあって、景気への影響が懸念されている。

スタートした消費税 戦後税制の抜本改革を旗印にした消費税が、八九年四月一日より導入された。おもな内容は次のとおりである。①商品の生産から流通・小売りまでのすべての取引に三％を課税し、最終的には消費者に転嫁されること。②消費税導入にともない、物品税などの廃止、酒税などの軽減。③土地や株などの売買、預貯金利子などの非課税八項目の設定。④納税業者の事務負担軽減のため、取引ごとに税額票を出す伝票方式（インボイス方式）をとらず、売上額と仕入れ額を業者が帳簿に記入し、その差額の三％を税金とする帳簿方式の採用。⑤年間売上高三〇〇〇万円以下の業者が免税を選択できる制度の設定。⑥年間売上高五億円以下の業者につき、仕入れ額を一定の割合とみなして計算する簡易課税制度を選択できるなど。政府によれば、今回の税制改革で、物品税廃止や所得税減税などにより、税の減収は平年度ベースで九兆二〇〇億円、他方、税収増は消費税で五兆四〇〇〇億円、不公平税制の是正などで一兆二〇〇〇億円の合計六兆六〇〇〇億円で、差し引き二兆六〇〇〇億円の減税になると説明されている。ただし、この政府説明にたいしては、その計算に疑問をはさむ声も多かった。また、実施にともない、便乗値上げの動きや課税をめぐる消費者と業者のトラブルなどがあいついだ。地方自治体では、公共料金への消費税転嫁が問題化し、公営住宅家賃・水道料金への転嫁を見送った自治体と転嫁した自治体といった具合に対応がまちまちとなった。

すすむ経済・産業構造の変動 日本の経済構造は、八五年秋のG5（先進五ヵ国蔵相・中央銀行総裁会議）以降円高が急速に進んだこと、また八六年四月に発表された「前川レポート」や八七年四月の「新前川レポート」を基調とする経済構造調整政策の推進、さらに日米経済摩擦の深刻化などにより、大きな変動の最中にある。

こうした経済・産業構造の変動を促進させる大きな要因として、電機、自動車の大手企業をはじめとする資本の海外進出がある。たとえば八九年四月、トヨタ自動車は、九二年末からの生産開始をメドとする乗用車組み立て工場をイギリスに建設することを発表した。EC域内に乗用車の生産拠点を築くのは、これで日産、本田について三番目である。だが、日本資本の海外進出が国際摩擦をおこさず順調にいつているわけでは必ずしもない。八九年九月、ソニーはアメ

リカの大手映画会社コロンビア・ピクチャーズ・エンターテインメント社の買収を発表したが、これにたいして、アメリカ議会をはじめとして対日批判が強まっている。同年一〇月、三菱地所がニューヨークのロックフェラービルをはじめとするロックフェラーグループ社の株式の五一%の買収を発表したときも同様であった。

一方、国内では、八九年八月、三井銀行と太陽神戸銀行の合併など金融再編の動きが活発化している。また、日米構造協議で問題となった大店法の運用緩和の準備も、通産省を中心に進められており、流通業界に波紋が広がっている。さらに、産業構造再編の一環として、八九年三月、工業再配置計画が一二年ぶりに改定された。これは、西暦二〇〇〇年を目標として、東京一極集中を是正し、地方経済の活性化をめざすものだといわれている。

雇用・失業の動向 好景気の持続で雇用者は増えつづけ、総務庁統計局の「労働力調査」によれば、八八年四月に六〇〇〇万人を突破した就業者総数は、八九年七月には、六二四〇万人まで増加した。完全失業率は、季節調整値で三%を大きく割り込み、二・二〜二・三%の間で安定的に推移した。労働省発表の有効求人倍率は一・一〜一・二倍と、つねに求人が求職を上回っていた。とくにパートタイマーは四倍前後という近年にない高水準であった。日本銀行の「企業短期経済観測調査」によると、八七年一月以降、「不足」とする企業の割合が「過剰」とする企業の割合を上回り、高度成長期以来の人手不足の状況となっている。とくに建設業や機械関連製造業、サービス業、小売業などで人手不足感が強く、大企業より中小企業での人手不足が深刻化している。また、雇用情勢は地域によって大きな差があり、北関東、甲信越では有効求人倍率が二倍以上になったのにたいして、北海道と九州では〇・八倍と、依然として低水準のままで推移している。

女性の職場進出も、一層進んでいる。労働省『八九年度版婦人労働の実情』（婦人労働白書）によれば、女子雇用者は一六七〇万人で、前年に比べ五五万人、三・四%増となった。また、雇用者総数に占める割合は三六・八%で、調査開始以来最高となった。さらに共稼ぎ世帯の妻の収入の伸びも著しく、前年より七%増、一〇万四六二五円と初めて一〇

万円台に乗った。

賃金・労働時間 労働省「賃金構造基本調査」によると、八九年六月現在、平均初任給は男子大卒一六万九〇〇円で、対前年比五・一％の伸びであり、七六年の調査開始以来初めて一六万円台に乗ったが、逆に中高年層にしわよせが及んでいる。労務行政研究所の「モデル賃金調査」によれば、二二歳の大卒新入社員と五五歳の賃上げ率を比較すると、二二歳の四・二％にたいし、五五歳は四・〇％で、七四年以来一五年ぶりに逆転した。初任給改善に重点が置かれ、それにともない若年層の賃金底上げがおこなわれたが、中高年層は改善が遅れ、賃金格差が縮小する傾向にある。

他方、労働省の「毎月勤労統計調査報告」によれば、八九年の月平均総実労働時間は調査産業計で一七四・〇時間、八八年の一七五・九時間に比べ一・九時間短縮された。製造業は一七九・三時間で前年の一八一・一時間に比べ一・八時間短縮した。なお夏の休日数について、労働省が八九年七月、全国の民間企業一三〇〇社を対象に夏休み実施予定調査をおこなった結果によれば、平均日数は前年より〇・三日伸び、六・六日であった。労働省が基本目標とした一週間以上は、調査対象企業の三四・九％で、前年より二ポイント弱の増であった。一方で、夏期休暇の長期化傾向がはつきりしてきているが、他方、三日間の連続休暇もとれない企業がまだ二割近くある。

5 労働・社会政策の動向

入管法改定と外国人労働者問題 外国人労働者問題への政策的対応の一つとして、「出入国管理及び難民認定法（入管法）改正案」が八九年十二月、国会を通過した。それによると、①在留資格について、法律・会計業務などを新設して二八に細分化し、②不法就労外国人の雇用主や斡旋したブローカーなどを「不法就労の助長者」として処罰するなど、項目が新たに盛り込まれた。ただ、論議の焦点となってきた「単純労働者」の受け入れについては、なお「拒否」の

姿勢が貫かれた。また労働省では、職業安定局内に外国人雇用対策室を設置、労働基準局でも、東京、神奈川、愛知、大阪の四都府県に「外国人労働者コーナー」を設け、労働条件に関する相談や不法就労の監視にあたることにした。もっとも、不法就労についての対応には混乱がみられ、職業安定局は法務省入国管理局に通報するとしているのにたいし、労働基準局は原則として通報しない方針をとっている。他方、海員組合は、日本船籍に外国人船員を乗船させる、いわゆる混乗問題について、新造船の場合や日本人を最低九人乗せることといった限定条件つきで認める方針を打ち出したうえ、遠洋のカツオ・マグロ漁船に外国人漁船員を受け入れることを決定した。この例は、海上での「単純労働者」受け入れに道を開くものであるが、それだけでなく人手不足の深刻な他産業での「単純労働者」受け入れ問題へ大きな影響を与えるものとみられている。

六〇歳定年制定着と高齢者雇用対策 六〇歳定年制の定着と高齢者雇用対策の推進は、労働政策としてこれまでも重要な課題であった。八九年八月、労働省の諮問機関である長寿社会雇用ビジョン研究会（座長Ⅱ白井泰四郎雇用職業総合研究所所長）は、①一九九四年度までに六〇歳定年の完全定着化、②六五歳までの雇用機会確保のため、助成金制度見直しなどを提言した。六〇歳定年制を導入しているか、ないしは導入予定の企業は、労働省の九〇年一月の調べで七九・三％に達しているが、完全定着の目標年度が示されたのは、これが初めてである。この提言を受け、労働省は九〇年度から、これまでの高齢者雇用奨励金の見直しと一層の拡充などをおこなうことを決めた。

国民年金・厚生年金法の改定 年金制度の改定問題は、これまで与野党間および労働界もふくめ、論議を呼んでいた問題であった。この年金制度の改定案は、八九年九月二八日に召集された第一一六国会において成立した。そのおもな内容は、以下のとおりであった。①年金支給額を八九年四月にさかのぼって引き上げる。②国民年金は九〇年四月から、厚生年金は九〇年一月から保険料を引き上げる。③新たに学生の国民年金加入を義務づける。なお一番問題となっていた年金支給開始年齢の六五歳への引き上げは、そのスケジュールを法文から削除し、次期財政再計算期で再検討す

ることとなった。このほか、国家公務員共済組合年金の共通部分について、負担を同じにした公的年金制度間財政調整法も、この国会で成立した。

パート対策指針と育児休業制度の普及運動 急増しているパートタイマーの待遇の改善が、近年大きく問題化している。労働省は八九年六月、パートタイマーの待遇適正化を求める「パートタイム労働指針」を告示した。正社員同様の働き方をしている疑似パートについては、社員並みの待遇にすること、超過勤務をさせる場合、採用時点で超勤があることを説明することを使用者に求めたものである。これにたいし「連合」は、①契約内容は文書で交付する、②就業規則での不合理な格差をふくむ規定は無効とする、などの点を盛り込んだ法律を制定し、パートの待遇改善に法的強制力をもたせるよう主張しているが、労働省の考え方とはまだ大きな開きがある。

育児休業制度や女子再雇用制度の充実も、大きな政策上の課題である。このため労働省は、八九年から一〇月を「育児休業制度普及促進月間」に定め、その指導を強めることにした。

6 労働運動の動向

新「連合」の発足 一九八九年は、戦後日本の労働運動史上、一大画期となった年であった。すなわち、十一月二日、新「連合」と全労連が発足、十二月九日には全労協が旗揚げした。この結果、労働界は、二つのナショナルセンターと一つの共闘組織となった。とくに新「連合」の発足にともなって総評が解散し、三九年にわたる活動に終止符を打ったことは、いわゆる労働四団体時代の完全な終わりを告げるものとして象徴的意味をもった。

日本労働組合総連合会（略称・連合）は、八七年十一月に発足した民間組合による「連合」と、総評・官公労、旧同盟系の全官公とが統一、約八〇〇万人というわが国労働運動史上で最大の組織人員を擁し、資本主義諸国におけるナシ

ヨナルセンターとしては、アメリカのAFL-CIO、イギリスのTUCに次ぐ三番目に大きな組織となった。この統一にいたるまでの「連合」と総評・官公労、および全官公との協議には、多くの難問も存在した（詳しくは本年鑑第59集参照）。また、役員人事も一時、総評、旧同盟間で調整が難航したが、初代会長に山岸章情報通信労連委員長、会長代行に藁科満治電機労連委員長、事務局長に山田精吾センセン同盟顧問ということに決まった。事務局も、民間「連合」時代の一〇局から一五局に数を拡大、地方組織も十一月二四日の「連合」岐阜を皮切りに、八九年中では、「連合」最大の地方組織である「連合」東京が一二月二〇日に結成された。

全労連、全労協の旗揚げ 民間「連合」の結成以来、これを「労使協調的な反共右寄り」の労働戦線再編だとして強く反対していた統一労組懇などは、一部中立労組とともに「階級的ナショナルセンター」結成に向けて準備を進めてきたが、新「連合」の発足と同日に、全国労働組合総連合（全労連）を発足させた。この全労連の名称は、五〇年にGHQにより解散させられた全労連を引きつぐという意図から、決定されたといわれている。組織は、二七単産・四一地方組織、一四〇万人であり、初代議長は松本道広日本医労連委員長、事務局長に熊谷金道元国公労連副委員長が選出された。

さらに、ナショナルセンターではないが、国労や東京都労連など総評左派系労組が、「連合に参加できない労組の連絡・共闘組織」を旗印に、全国労働組合連絡協議会（全労協）を結成した。これには五五組織、約五〇万人が参加、議長には宮部民夫東京都労連委員長、事務局長に宮坂要国労書記長が選ばれた。

自治労の分裂 全国中央組織の動きは、とくに総評系官公労など各単産の組織問題にまで及んだ。官公労は、大会で「連合」加盟を批准しなければならず、多くの「連合」参加反対の組合員をかかえた自治労、日教組では、この問題をめぐって組織分裂にまで発展した。自治労の反主流派は、八九年三月に、岩手、愛知、埼玉、京都、千葉、愛媛、静岡の七府県本部を中心に、「自治体労組全国連絡協議会」を結成、八九年の「階級的ナショナルセンター」への加盟を志

向した。これにたいし自治労本部は八九年二月の臨時大会で、反主流派の離籍専従役員の登録抹消という措置で対抗した。その後、猛烈な組織争奪戦が展開されるなかで、九月の定期大会を迎えた。「連合」加盟方針をめぐっては、反主流派が大会をボイコットする一方、慎重論をとる兵庫県本部や東京都職労から加盟方針の全面削除を要求する修正案が出され、大会は紛糾した。結局、加盟方針が採択され、自治労としては「連合」に加盟したが、先に述べた自治体労組全国連絡協議会は全労連に加盟して、ここに組織分裂した。

日教組の分裂 日教組では、「連合」志向の主流右派、反「連合」色の強い主流左派と反主流派の三つの勢力が拮抗していた。八九年三月の臨時大会では、主流派内部での妥協が成立し大会を乗り切ったが、反主流派は三三人の県・市教組委員長連名で「連合」不参加を呼びかける声明を発表、別組織結成への動きを示した。日教組執行部は七月、「連合」加盟案を決定、さらに反主流派の動きを「組織分裂を企図したもの」だと非難した。このため、反主流派は、「教職員全国連絡協議会」（全労連結成の直前、全日本教職員組合協議会に改編）を発足させ、九月の定期大会をボイコットした。大会は四一本もの修正案が出されたものの比較的平穏に推移し、執行部原案が可決された。こうして教職員組合も、二つのナショナルセンター発足にともない、分裂した。

その他の組織再編 このほか民間では、二月二十七日、反「連合」系の全日本金属機器情報労組（JMIU）が結成された。また、八月二五日には印刷労協と全印総連、全国印刷関連労協の一部で、印刷情報メディア産業労組連合会（印刷労連）が結成された。九月二四日には、反「連合」系の全国一般労組も結成され、全労連発足とともにこれに加盟し、全労連全国一般と名称を変えた。さらに、総評系の全国金属と旧新産別の全機金および新産別京滋地連が合併して、一一月九日、全国金属機械労組（金属機械）を結成した。一一月一五日には「連合」系医療労組が結集し、全国医療関連労組連絡協議会（全国医療）が発足した。

官公労関係では、全林野と全山労が合同して、一〇月三日、全日本森林関連産業労組連合会（森林労連）を結成した。

一〇月二〇日には、全農林など五組合が日本国家公務員労組総連合会（国公総連）を結成、新「連合」発足とともにこれに加盟した。なお、全労連に加盟する国公労連や自治体労組全国連絡協は、十一月一日、公務・公共業務労組共闘会議（公務共闘）を結成した。

八九年春闘 好景気に支えられた八九年春闘は、官民統一へ向けた準備が進められるなかでの民間「連合」二年目の春闘であった。「連合」は、この春闘を「時短元年」と位置づけ、賃上げと同時に時間短縮を要求の前面に打ち出した。また総評にとっては、これが最後の春闘でもあった。統一労組懇は、八九年秋に予定した「階級的ナショナルセンター」の発足へ向けて、春闘への大衆的取り組みを一段と強めた。また国労やマスコミ関係の純中立懇談会を中心に八八年につくられた春闘懇談会が、八九年も組織された。

「連合」春闘で、とくに論議を呼んだのは、鉄鋼労連が、時短分を賃金に換算して要求に組み込む「時短・賃金のセツト要求」であった。日経連などのいう「時短もコストのうちだ」という主張に組み込まれるのではないかという危惧があったからである。時短要求はこれまで以上に多くの組合でかけられた。その多くは、完全週休二日制や年間休日増などであり、それらを通じて年間総労働時間の短縮を意図したものであった。

賃上げ要求では、「連合」が六～八％のガイドゾーンとし、七％を要求の中心とした。総評、旧中立労連、純中立で構成する国民春闘連絡会は、少なくとも八％程度を目標にすることを決めた。統一労組懇は、これまで賃上げ要求自体を示さなかったが、ナショナルセンター設立を意識して、三万円以上の要求をかけた。八九春闘懇は、一〇％以上・三万円要求とした。

春闘相場五・一七％、時短成果不十分 民間主力単産の春闘ヤマ場配置は、金属労協の集中回答日となった四月六日を中心とし、これに全電通、電力、私鉄などがつづく、ほぼ例年どおりのパターンで推移した。金属大手への回答では、鉄鋼が二・四四％の賃上げと、時短では年間二日休日増、これを賃金に換算すると〇・七六％で、その合計は前年

実績一・七九%を一・四一ポイント上回った。時短と賃金との同時交渉をおこなった自動車では、最大手のトヨタが一
万二九〇〇円、五・二〇%で、時短で組合要求がほぼおったものの、賃上げでは組合目標を一〇〇円下回った。電機
は五・四%であった。造船重機は二・二三%で、三年連続ベアなし回答に甘んじた日立造船をふくめ、大手七社が八五
年以来四年ぶりに横一線に並んだ。労働省調べによる民間主要企業の春闘妥結相場は一万二七四七円で、前年を二一七
四円上回った。賃上げ率では、五・一七%で前年を〇・七四%上回った。また、時短については、年間休日増はともか
くとして、他の諸要求では思ったほどの成果があがらず、「連合」の目標とする「九三年までに年間総労働時間一八〇
〇時間」達成には、まだ大きな距離があることが明らかになった。

国労組合員への不当労働行為問題 国鉄の分割・民営化に際し、国鉄当局やJRから不当な組合差別を受けたとし
て、国労が全国の地方労働委員会に救済を申し立てていた事件で、北海道地労委は八九年一月二〇日、JRへの採用に
あたり差別があったと認定、JR北海道とJR貨物の両社にたいし国労組合員一七〇四人を採用するよう救済命令を発
した。国労は採用のほか、配転・出向問題でも救済を求めており、八九年一月五日現在、六一件の救済命令を獲得し
ている。だがJR当局は、すべて中労委に再審査を申し立てたり、裁判に持ち込んだりして、地労委命令には応じてい
ない。この問題では、国鉄清算事業団の雇用期限が九〇年三月で切れることとあいまって、不当労働行為と雇用問題の
一括解決を意図する国労側と、雇用問題の切り離しを図る当局側との間の対立は深まる一方である。政府は、八九年一
月二一日付で再就職最終斡旋案を出し、決着をめざしたが、不当労働行為問題・再就職問題とも八九年内に解決する
兆しはみえなかった。加えて、国労が全労協加盟を決めたことから、総評や「連合」系労組の支援が得られる状況では
なく、九〇年に入って一層深刻な様相を示しつつ、九〇年三月末の清算事業団職員の雇用期限切れという事態を迎え
た。

組合組織率の一層の低下と労働組合運動 労働省の『労働組合基礎調査報告』によると、八九年六月末の労働組合員

数は約一二三万人で前年とほぼ同じであった。だが、推定組織率は二五・九％で前年より〇・八ポイント低下し、七年以来の低下傾向がつづいている。こうした低下傾向の原因としては、産業構造の変動、就業・雇用構造の変化、労働者の意識変化、組合の主體的な組織化努力の不足などがあげられる。こうした状況に象徴される停滞の打破が模索されているが、その試みがどの程度成功するかは、今後に待つほかはない。とりわけ、新「連合」の発足、全労連の結成といった九〇年代におけるナショナルセンターの新しい布陣のもとで、日本の労働組合運動がどのような展開を示すか、それが組織化とどのように結びつき、組合運動の活性化につながるか、注目される。

特集 戦後労働・社会保障法制の展開と現状

戦後労働法制の展開と現状

第一章 高度経済成長期にいたる

労働法の形成と展開

1 敗戦から高度成長期への動き

一九四五年八月の敗戦によってわが国は新たな民主国家として再生をめざすことになったが、戦後の占領政策と民主化を求める動きのなかから生み出されたのが、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法のいわゆる労働三法であった。この基本的な労働法制度の形成は、労働者の権利の確立と労働運動の解放をもたらし、急速な組

合の結成と組合運動を展開させることになった。しかし、東西両陣営の対立の激化という国際情勢の変化は、わが国を西側陣営に組み込むとともに、アジアにおける西側の橋頭堡として位置づけるとの占領政策の変更をもたらした。それは、日本経済の復興を積極的に支援するとともに、経済復興を害するような労働運動を抑える方向への占領政策の転換としてあらわれ、労組法や労調法の改正もおこなわれた。とりわけ、戦後労働運動で中心的な地位を占めていた公務員については争議権の剥奪がおこなわれた。

一九五二年の占領の終了を契機に、戦後に形成された労働法制の見直しははかられたが、基本的な枠組みは変えられていない。そして、この時期から七〇年代初頭にかけて、わが国のその後の高度経済成長への布石となる、あるいは高度経済成長にともなって生じた問題に対処すべく労働法の発展ないし充実がおこなわれた。団体的労働関係の領域では、国民経済に大きな影響を与えるおそれがある経済の基幹部門での争議にたいして緊急調整制度の導入がおこなわ

れ、春闘にみられるような労働運動の共闘や争議行為にたいしては、団体交渉や争議行為に関する法理論の整備が労働委員会や裁判所ではかられた。個別的労働関係の領域では、当初は労基法施行規則の改正による労働基準の緩和がおこなわれたが、その後はむしろ最低賃金法や労働安全衛生法の制定などを通じて労働基準の充実化がはかられていった。また、高度経済成長にともなう労働力の流動化に関連して雇用保障にかかわる法の制定という、新たな法分野の枠組みの形成もなされた。

2 団体的労働関係法の軌跡

(一) 戦後労働法制の形成

旧労組法および労調法の制定と労働基本権の保障

戦後労働法制の口火を切ったのは、今日、旧労働組合法と呼ばれている「労働組合法」の制定であった。一九四五年一二月に成立し、翌年の三月一日より施行されたこの旧労働組合法が定めていた制度のうち、正当な争議行為についての民・刑事免責の付与、不当労働行為制度の採用、労働協約の規範的効力や一般的拘束力の承認、労働委員会制度の採用といった基本的な骨子は現行の労働組合法に受け継がれていく。

他方、戦後のインフレの高騰と物資不足による窮乏生活のもとで労働争議が多発し、労働争議の予防と解決のための法律の必要性から、四六年七月に「労働関係調整法案」が国会に提出された。同法

案が公益事業の争議行為について関係当事者の調停申請による三〇日間の冷却制度を採用し、また警察官吏、消防職員、監獄勤務者その他の現業以外の行政または司法の事務に従事する官公庁職員の争議行為を禁止していたことから労働側の反対があったが、九月に国会を通過し、一〇月一三日から施行された。

なお、広く労働者一般に団結権・団交権・争議権の労働基本権を保障する新憲法が四六年十一月三日に公布され、翌四七年五月三日より施行された。

企業別組合の一般化と生産管理闘争の広がり

これらの法制度の整備は労働者の権利の確立と労働運動の解放をもたらし、急速な組合の結成と組合運動の展開を生じさせた。この当時結成された組合の多くは、企業に基礎をおいた工職混合の従業員一括加入の企業別組合であり、一九四九年ごろまでにはわが国における支配的な組織形態として定着した。

この企業別組合による特異な争議行為としておこなわれたのが、組合自らが企業の管理運営権をにぎり、その収益を賃金として配分する生産管理闘争であった。しかし、政府の「生産管理違法声明」や生産管理を継続することの困難性から四七年の後半になると急速にその勢いを失っていき、最高裁は山田鋼業事件（最判、昭二五・一一・一五）で、生産管理を企業者側の私有財産の基幹を揺るがすものであるとして違法とする見解を示している。

旧労組法および労調法の改正

旧労働組合法については、組合の設立の届出制や行政機関による

解散命令などの取締りの要素に批判があったこと、公務員の争議権の剝奪といった状況の変化が従来の労働関係法規の見直しを意識させたこと、一九四八年一月二月に占領軍より出された経済安定九原則の一環として労組法および労調法改正の示唆がなされたことから、両法の改正が検討された。そのスタイルもかな表記に書き換えられた改正労組法は、四九年五月に国会を通過し、六月一日より施行された。

労働組合法のおもな改正点は、①その目的の経済主義的な方向の強調、②組合設立の届出、規約の変更命令、組合の解散命令といった監督制度の廃止と、資格審査制度の導入および組合の組織運営にわたる基準の定立、③不当労働行為制度につき科罰主義から行政救済による原状回復主義への変更、④労働協約の届出義務の廃止、順守義務、平和維持義務、調停・仲裁条項があるときの争議行為の禁止規定の削除、協約の自動延長条項の排除規定の新設、⑤労働委員会制度の第三者委員を公益委員と改称してその権限を強化し、組合の資格審査および不当労働行為の審査などは公益委員会によることとしたことである。

このような労組法の改正のねらいは、一部の幹部によって指導される政治的・闘争的な労働運動を排除して、経済的な利益の実現に主眼点をおいたアメリカ型のビジネス・ユニオニズムを育成するとともに、生産復興と効率化に障害となる協約上の慣行や権利の排除にあったといわれている。

一方、労調法の改正も労組法の改正と足並みを同じくしておこなわれ、調停案がいったん双方により受諾されたあと、解釈あるいは履行に関する見解の不一致をめぐり双方が再び争議行為をもって争

うという事態を是正するために、現行法の第二四条につき二項以下を追加したのが主要な改正点であった。

(二) 占領の終了による戦後労働法制の見直し

労組法および労調法の改正

一九五二年四月の占領体制の終了にともない労働関係の法令について見直しが検討され、労組法、労調法の改正法が五二年八月一日から施行された。ここでの改正のねらいは二つあった。一つは、占領下の労働関係法規のうち実情に合わないものおよび立法上の不備欠陥の是正であり、もう一つは、独立後の経済自立を達成するため労働生産性の高揚と産業平和の維持が急務であるとして、労使間紛争のできるだけの防止と、国民生活に重大な損害を与える大規模争議が発生した場合の迅速な解決をはかるという点であった。

労組法の改正点は、①争議調整手続きへの参与には組合の資格審査を要しないとする、②不当労働行為制度について労働委員会での発言等を理由とする不利益取り扱いの禁止の新設および救済申立期間を一年とする、③労働協約の有効期間を三年とし、期間の定めのない協約についても法的効力を認めるとともに、九〇日以上予告期間をもって解約できるとしたことなどである。これらはおおむね立法上の不備を是正するといった性格のものであった。

これにたいし労調法の改正は、より重要な問題をふくむものであった。すなわち、①電電公社および郵政、印刷、造幣、林野、アルコール専売の五現業の国家公務員については、公労法を改正して同法を適用し、労調法の適用対象からはずす、②緊急調整制度の創設

と、緊急調整の決定による五〇日間の争議行為の禁止と、これに違反した場合の罰則の定め、③公益事業における三〇日間の冷却期間の制度の廃止と一〇日間の予告期間の創設、④公益事業の争議の調停開始について関係当事者の一方から申請があったときの調停の開始、⑤仲裁につき仲裁委員三人からなる仲裁委員会を設けておこなう、としたことである。

スト規制法の制定

一九五二年秋の送電停止や電源ストなどをおこなった電産ストおよび炭労の無期限ストを契機に、政府は、それらが国民生活や国民経済に与えた影響が甚大であったとして電気および石炭の争議行為を規制する方針を打ち出した。そして、翌五三年八月に成立したのが「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」、通称「スト規制法」である。同法は当初三カ年の臨時立法として制定されたが、五六年一二月に無期限なものに改められた。

(三) 五〇年代後半から六〇年代の労働運動と法の枠組み

一九五〇年代後半からわが国は高度経済成長に向かうが、それは生産性向上の名のもとでの莫大な設備投資と、それにもなう技術革新、企業の体質改善・合理化を背景とするものであった。それらは企業内労使関係に影響を与え、ともに、法律問題として裁判所や労働委員会で争われることとなった。それらはおもに次のような点であった。第一に、生産性向上運動は生産阻害者の名のもとに職場から組合活動家の追放をはかるという形であらわれ、組合幹部や

組合活動家の解雇や転勤、配置転換という不当労働行為の多発がみられるようになった。第二に、合理化の進展は職場の正常化の名のもとに就業時間中の組合活動禁止の徹底、職場集会の制限・禁止といった企業内組合活動の否認が業務命令権や施設管理権を根拠におこなわれた。

このような動きにたいして、労働運動は、一方では職場闘争をおこない、他方では春闘方式を定着させることにより企業別組合の限界を克服しようとした。しかし、職場闘争については五九〇六〇年の三井三池闘争の敗北によって再検討を余儀なくされ、企業別交渉の限界の克服をめざした産業別統一交渉については、上部団体の団体交渉能力が問題とされた。全日本金属鉱山労働組合事件（中労委、昭三一・三・二〇）や合化労連事件（中労委、昭三五・四・一）では、上部団体の団交能力を認めながらも共同交渉および対角線交渉の申立てを認めなかったことから行き詰まり、その後、使用者側の対抗力が強化されるとともに、産業別交渉は総体的に下火になっていった。

また、組合の合理化反対闘争は民間企業においては合理化そのものを阻止するよりも、合理化計画が変更可能な段階で労使が協議することによって合理化により生じ得る労働条件の悪化を防ぐための事前協議制度の獲得をめざすかたちに代わっていく。労使協議制が広くおこなわれるようになるとともに、一般的に設備・作業速度などの生産にかかわる問題の職場交渉や規制は大幅に後退することになった。

なお、争議行為においては座り込みストやピケティングが頻繁におこなわれたことからその正当性が問題とされたが、最高裁は羽

幌炭鉱事件（最判、昭三三・五・二八）で、使用者がなす業務の遂行行為にたいし暴行脅迫をもって妨害するのはもとより、不法に使用者の自由意思を抑圧し、財産支配を阻止するような行為は許されないとの判断を示し、原則的にピケッティングは平和的説得にかぎるとの考えを確認している。

（四）官公労働法制の形成と展開

公務員の争議権剥奪

旧労組法では警察官吏、消防職員、監獄勤務者を除き、公務員をふくむ労働者全般に労働基本権が保障されており、憲法でも労働基本権を労働者一般に広く保障していたこともあって、戦後の労働運動の中心的な地位を占めていたのは、全国的な組織をもつ官公労の組合であった。周知のごとく、戦後労働運動の最大の盛り上がりを示したのが官公労組を主体とし、これに民間労組も同調した一九四七年二月一日のゼネスト計画であった。しかし、これは実施の直前にマッカーサー司令長官の命令で中止となった。

さらに四八年七月、芦田首相宛に公務員の団結権および団交権を制限し争議権を全面的に禁止すること、また、鉄道および専売などの政府事業については公共企業体を設置して、その職員を一般公務員から分離することを求める「マッカーサー書簡」が示された。これにもとづき政府は七月三十一日に政令二〇一号を公布して、現業・非現業を問わず協約締結権を前提とする団体交渉を否定するとともに一切の争議行為を禁止し、これに違反した者については処罰の対象とすることとした。この政令二〇一号を受けて同年十一月三〇日

には国家公務員法が改正され、公務員の労働基本権および政治活動の制限が強化されるとともに、人事院が設置された。

また、四八年一月二〇日には「公共企業体労働関係法」、いわゆる公労法、「日本国有鉄道法」「日本専売公社法」が公布され、国鉄および専売は国営方式から公共企業体方式に組織変更されるとともに、その労使関係については公共企業体労働関係法が適用されることとなった。その結果、賃金その他の労働条件については団体交渉が認められたが、争議権は否定されることになった。なお、この一連の法は四九年六月一日から施行された。

さきにふれたように五二年の労調法の改正により、電電公社および五現業の国家公務員については公労法を適用し、労調法の適用対象からはずれることとなった。この労調法の改正と時を同じくして「地方公営企業労働関係法」が制定され、地方鉄道などの地方公営企業の事業に従事する地方公務員についてはおおむね公企体職員および現業公務員と同様の扱いとされ、法規定も公労法に準じて定められた。この結果、公労法および地公労法がともに争議権を全面的に禁止したうえで強制仲裁制度を採用していることから、労調法の適用対象は民間労働者に限定されることとなった。なお、公共企業体労働関係法は、電電公社および郵便事業などのいわゆる五現業をも適用対象とすることになったことから、「公共企業体等労働関係法」と改称されている。

ILOへの提訴と関係国内法の改正

一九五五年以降、政府は官公労運動にたいして圧力を強めていくが、それは組合役員の解雇と被解雇者を組合代表としていることを

理由とする団交拒否、法規違反の争議行為をおこなったことを理由とする刑事責任の追及、管理運営事項であることを理由とする団交拒否とそれに藉口した労働協約・協定の破棄などであった。これにたいし労働側は、団交拒否の根拠とされた公労法の規定はILO条約に違反し、その運用がILO条約によって認められた労働者の権利を侵害しているとして、この問題をILOへ提訴した。労働側がとくに問題としたのは、「結社の自由及び団結権の擁護に関する条約」(ILO八七号条約)、「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」(ILO九八号条約)、「強制労働の廃止に関する条約」(ILO一〇五号条約)であった。当時わが国は九八号条約のみを批准していたため、労働側のILOへの提訴は九八号条約の完全実施および八七号条約と一〇五号条約の批准を要求するものであった。

この提訴を受けた「結社の自由委員会」は数次の報告において、日本の官公労法上の規定および政府の態度がILO条約に抵触することを指摘するとともに、日本政府が八七号条約を早期に批准する措置をとるよう要請した。しかし、日本政府はこの要請を実行しなかったため、結社の自由委員会はこの問題を「日本問題実情調査調査停委員会(ドライヤー委員会)」に付託することを決定した。同委員会は六五年に來日して報告書を公表し、その考え方はその後の官公労働者の労働基本権の論議に大きな影響を与えることになった。

日本において条約の批准が遅れていた理由は、政府が批准を契機として関係国内法を労働側が望むのとは反対の方向へ改正しようとし、それに組合および野党が反対したことにあった。最終的にはILO八七号条約批准案と関連四法(公労法、地公労法、国公法、地

公法)の改正案は、六五年五月一七日に国会を通過した。その内容としては、①組合員資格や役員資格を職員に限定する規定の削除、②管理職員等の団結禁止の削除、③地公労法上の仲裁裁定規定の公労法なみの改正といった、労働側にとって文字どおりの改正となった点もあるが、職員団体の交渉制限に関する規定や在籍専従制度の制限など労働側に不利な改正もおこなわれた。

最高裁判決の転換

官公労働者の争議行為が全面的に禁止されて以来、官公労働者が争議行為をおこなった場合、それは常に法規違反として懲戒処分の対象とされると同時に、刑事責任が追及されてきた。これにたいし組合側は、官公労働者の争議行為を一律・全面的に禁止する法規が違憲であると主張した。この問題に関して最高裁は、一九五三年の国鉄弘前機関区事件判決(昭二八・四・八)で、いわゆる「公共の福祉」論と「全体の奉仕者」論によって官公労働者の労働基本権の制限の合憲性を認め、六三年の国鉄松山丸事件および全通島根地本事件判決(昭三八・三・一五)では、公労法違反の争議行為には労組法一条二項の刑事免責は認められないとした。

このような従来の判例の流れにたいし、最高裁は全通東京中郵事件(昭四一・一〇・二六)で、公労法一七条の違憲性は認めなかったものの、労働基本権制限に際しての四つの条件を示し、その考え方のうえで一定の場合を除き、官公労働者の争議行為は刑事制裁の対象とならないとする画期的な判断を示した。その四条件とは、①労働基本権の制限は合理性の認められる必要最小限度のものにとどめられねばならないこと、②労働基本権の制限は国民生活の重大な

障害を避けるために必要やむをえない場合に考慮されるべきこと、③違反にともなう法律効果は必要限度をこえてはならず、とくに刑事制裁を科すことは必要やむをえない場合にかぎられること、④労働基本権の制限がやむをえない場合には、これに見合う代償措置が講ぜられねばならないことである。

次いで都教組事件（昭四四・四・二）および全司法仙台支部事件（昭四四・四・二）において最高裁は、法が争議行為を全面・一律に禁止しているのは憲法が労働基本権を保障した趣旨に反し、争議行為の禁止は必要最小限度にとどめなければならないとの要請を無視しており違憲の疑いを免れないとしながら、法規定は可能なかぎり憲法の精神に則し、これと調和するよう合理的に解釈されるべきであるとして、いわゆる「二重のしぼり論」を展開した。すなわち、公務員の争議行為にたいして刑事責任の追及が肯定されるためには、禁止規定違反の争議行為の違法性が強いものであることを要するのみならず、刑罰規定でのあおり行為等の違法性も強いものでなければならないとの考えであり、これは公務員の争議行為にたいする刑事責任追及を実質的に制限するものであった。

3 個別的労働関係法の軌跡

(一) 戦後労働者保護法制の形成

一九四五年十一月の戦時特例の廃止にともない、四三年以来停止されていた工場法などの労働者保護法令は復活することになった。

しかし、戦後の政治・社会体制の変化に応じるには単なる戦前の保護法制の復活では十分でなく、より高次の保護法の制定が望まれるところであったため、政府は四七年三月四日にILO条約や勧告を基調とした「労働基準法案」を国会に提出し、これは同月二七日に国会を通過した。労基法の施行に際しては、それに必要な「労働基準法施行規則」が四七年八月三〇日に制定され、労基法の大部分の規定は同年九月一日から施行された。残りの規定については、「技能者養成規程」「事業付属寄宿舎規定」「女子年少者労働基準規則」「労働安全衛生規則」の制定を待つて十一月一日より施行された。さらに、四八年五月一日よりそれまで適用が猶予されていた若干の規定についても適用がなされた。

なお、労基法第八章の災害保障が業務上の負傷および疾病にたいして使用者の無過失責任を認めたことに対応して、災害補償の実効性を確保するため「労災補償保険法」が四七年四月に制定された。このような保険制度の導入は、労災補償の内容を定型化することになり、補償の意味あいを変えることにつながっていく。また、新たな思想にもとづく労基法の制定にともない、四七年九月に船員法の全面的な改正がなされた。

(二) 五〇年代の労働者保護法の改正と制定

労基法および施行規則の改正

占領の終結にともない労基法も再検討の対象とされた。この動きにたいし使用者側は、おおむね労働生産性の立ち遅れがめだっている状況では、占領という特殊な事情下に制定された労基法は過保護

なものであるとして、その規定の緩和や基準の低減や延期を求める姿勢をとり、他方、労働側は労基法の改悪に反対するというものであった。一九五二年七月におこなわれた労基法の改正は部分的・最小限にとどめられたが、使用者側はそれにはたいして不満をもち、労基法の改正にともなう施行規則の改正にあたり実質的には労基法の形骸化となるような改正の実現をはかることになる。同年九月に労基法施行規則、女子年少者労働基準規則などの改正がなされたが、そこでは使用者側の意見が相当とりいれられて、労基法の規制の緩和がおこわれた。このときの改正では、時間外労働協定の期間制限三ヵ月を協約による場合の一年以内への延長、協定の自動更新規定の認容、スチュワードスなどの女子の深夜労働禁止の特例化といった点がなされている。

さらに独立後の国際収支の悪化、物価上昇、インフレのもとで政府が自立経済を主張しデフレ政策をとった結果、中小企業の倒産、失業者の増大といった事態が生じたため、わが国の実情に沿うようにすると再び基準を緩和する施行規則改正が五四年六月になされた。おもな改正内容は、①九時間労働を一〇人未満の商店について容認していたのを三〇人未満に拡大、②時間外および休日労働協定の期間につき協定による場合は三ヵ月、協約の場合は一年としていたのを廃止し、単に有効期間の定めをすることができると改め、③年休の請求時期を聴取しなくてもよいこととし、④女子年少者労働基準については女子の深夜業が認められる範囲を拡大し、映画女優や放送のプロデューサー・アナウンサーなどが新たに加えられた。

最低賃金法の制定

戦後の最低賃金制度に関しては、まず旧労働組合法における労働委員会の権限のなかに、その建議によって最低賃金を設定することができるとの定めがあったが、この規定は労基法が制定されると削除され、労基法は第三章の賃金の項目に最低賃金および賃金委員会につき定めを置いていた。しかし、政府はこの労基法にもとづく最低賃金についても具体的な措置をおこなわなかった。

一九五六年の秋から五七年にかけて労働側の最低賃金闘争が広がり、諸外国からのソーシャル・ダンピング非難も高まったことに対応して最低賃金制への動きが生じてきた。五六年に静岡県の高知工業組合が対米輸出を促進するため、静岡地方労働基準局の指導によって缶詰調理工の初任給を業者間で協定したが、この方式をとりいれた「最低賃金法案」が五八年に国会に提出され、五九年四月に成立した。同法では、①業者間協定にもとづく最低賃金、②業者間協定による最低賃金の地域的拡張適用、③労働協約にもとづく地域的最低賃金、④最低賃金審議会の調査審議にもとづく最低賃金の四方式を規定したが、明らかに前二者の方式が中心に考えられていた。しかし、この方式は当事者たる業者すべての合意による申請を背景とした賃金カルテル的な性格が強いものであったし、業者の賃金支払い能力を考慮して定められるためいきおい低額となりがちで、最低賃金制度としては不十分なものであるとの批判が生じることになる。

(三) 高度経済成長期における労働者保護法制の展開

職安法の改正および雇用対策法の成立

六〇年代の技術革新によって生じた既得技術の無用化による中高年労働者の雇用問題、高度経済成長による若年労働力の不足、地域間・産業間の労働力需給の不均衡といった事態に対処するために、労働力流動化と再教育訓練、労働力開発などを総合的にとらえようとする政策が打ち出されてくる。この労働力流動化政策は雇用対策を従来の失業対策的な考え方から、積極的に完全雇用を志向する方向へと転換させるものであった。

このような政策転換の最初のものとなったのが一九五九年の「炭鉱離職者臨時措置法」である。同法はエネルギー転換のため構造不況におちいった石炭産業からの離職者にたいし広域職業紹介に関する規定を設けた。この広域職業紹介を全求職者に拡大して適用するために六〇年に職業安定法および失業保険法の改正がなされ、さらに六一年には労働力の流動化を円滑におこなうため雇用促進事業団が「雇用促進事業団法」の制定によって設置された。この方向は六三年の職業安定法の再度の改正によってさらに強化され、中高年の失業者の就職を促進すべく、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の就職促進の措置が設けられ、これを受ける失業者には一定の手当が支給されることとなった。このような経過が示すように、わが国の雇用立法は、炭鉱離職者対策を基軸にそれを拡大するかたちをとっていった。

この労働力流動化政策の実現をはかる一連の法の動きを締めくく

ったのが、六六年の「雇用対策法」である。同法は雇用政策の基本法として完全雇用の達成を目標にかかげ、この目標を国が策定する雇用対策基本計画を中心に実現していこうとするものであった。同法によって、既存の雇用・失業関連立法であった職業安定法や職業訓練法を通じて展開される雇用政策の体系化が進み、五八年に制定されていた旧職業訓練法は六九年に全面的に改正され、職業訓練もまた訓練そのものを問題とするよりは労働力流動化の一環をになうものとしての役割を与えられることになった。

雇用対策法は、その立法目的を達成するため広範な対策を規定しているが、日雇い労働者、臨時工、女子労働者といった不安定な雇用の存在についてもその失業の防止と雇用の安定をはかる対策を規定している。六五年に制定された「港湾労働法」も港湾ごとに雇用調整計画を定め、日雇港湾労働者を登録し、登録した労働者にたいしては、雇用調整手当の支給や福祉の増進をはかろうとしている。また、七一年には「中高年齢者雇用促進特別措置法」が、翌七二年には「勤労婦人福祉法」が制定された。

労災補償保険法の改正および労働安全衛生法の制定

技術革新による合理化は生産性の向上に寄与し、わが国は高度経済成長を遂げていくが、その結果として労働強化や作業工程の変化による新しい職業病の発生あるいは労働災害の多発と大型化といった傾向があらわれてきたため、一九六〇年と六五年に労災保険法の大幅な改正がおこなわれた。とりわけ年金制度の導入は、労災補償が災害補償としての性格から社会保障的な性格を強めることとなり、いわゆる労災保険法の一人歩きという現象を生じさせることに

なった。さらに六九年の改正によって、一人でも労働者を使用する事業は強制適用の対象にするとされ、七三年の改正では業務上災害とは別なものとして通勤災害にたいする保険給付が制度化された。

他方、大規模災害の発生から労働力を保護する必要を感じさせることにもなり、安全衛生法規の強化がはかられることになった。このような安全衛生面の強化は、各種労働安全衛生規則における関係規定改正による安全基準の強化、六〇年の「じん肺法」の制定や事業者の自主的防災活動の助成を目的とした六四年の「防災防止団体法」などの制定にうかがえる。しかし、労災の増大にたいしては、従来の労基法第五章安全衛生の規定を中心とした最低防災基準を軸とした防災対策では新たな労災発生には不十分であることが指摘され、七二年に労基法の安全衛生に関する規定と防災防止団体の法の防災防止計画および防災防止に関する特別規定を中心として新しく「労働安全衛生法」が制定されることとなった。

最低賃金法の改正および家内労働法の制定

一九五九年に制定された業者間協定を主体とする最低賃金制度は、高度経済成長期における若年労働者不足による毎年の大幅賃上げに対応できず、賃金引き上げに後追いの改訂され、かえって中小企業では賃金の上昇を阻害するよう機能したことから、業者間協定方式は労使対等の立場での賃金決定というILOの基準に反するといふ批判を背景としたILO二六号条約批准要求の動き、さらに経済成長の恩恵を受けない労働者の生活を守るために全国一律最低賃金制の確立を求める労働者側の動きから見直しを求められることになった。

このため六七年に「最低賃金法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、六八年六月に改正法が成立した。おもな改正点は、業者間協定にもとづく最低賃金と業者間協定による地域的最低賃金を廃止し、最低賃金の決定方式を最低賃金審議会の調査審議にもとづくものと、労働協約の拡張にもとづくものの二方式にしたことであった。ただ、労働協約の拡張方式のほうはあまり機能しておらず、改正により最低賃金の決定は業者間協定から賃金審議会方式に転換したというのが実態である。

高度経済成長から取り残されるとともに、生産合理化で機械化できない工程を委託する、あるいは生産コスト削減の意図から増加していったのが家内労働であった。しかも、これは同居の親族のみを雇用する事業として労基法の適用がなく労働法の盲点となっていたため、七〇年に「家内労働法」が制定された。その主たる内容は、最低工賃制度の導入と家内労働の安全確保のための規定である。

労働契約に関する判例の動向

技術革新、合理化、産業再編成と進む過程で、労働者をいかに統合し、いかに配置したら合理的かという能力主義的な人事管理がおこなわれた。その結果、雇用の流動化や調整は労働市場全体の問題であるとともに、企業内部の問題としてもあらわれ、実質的には能力の活用と開発の名のもとに年功的人事管理の再編が意図され、労働者の差別化ないし選別化がおこなわれた。すなわち、合理化に見合った労働の集約化や要員の減少にともなう再配置としての配転、生産阻害者となり得る者にたいする思想・信条を理由とする本採用拒否、あるいは増加した女子を安価な短期労働力として使おうとす

る結婚退職制や女子若年定年制といった問題が法廷で争われるようになった。また、生産性向上と能率至上主義的な労務管理は、残業・休憩・休日・年休といった広く労働時間に関連した紛争も生じさせた。しかも、これらの問題が不当労働行為の問題としてではなく、純粹に労働契約上の問題として争われてくるところにこの時期以降の特色を見いだすことができる。その主要な判例としては、次のようなものをあげることができる。

①採用内定により労働契約の成立を認めた大日本印刷事件（最判、昭五四・七・二〇）。②試用期間中の労働者にたいし思想・信条を理由として本採用を拒否したことの可否が争われ、これを当然に違法とすることはできないとした三菱樹脂事件（最判、昭四八・一二・一二）。③結婚退職制の定めを公序良俗違反と判断した住友セメント事件（東京地判、昭四一・一二・二〇）、④同じく男女別定年制にもとづく一九六九年の退職通告を公序良俗違反とした日産自動車事件（最判、昭五六・三・二四）。⑤新たな就業規則の作成または変更によって既得権を奪い労働者に不利益な労働条件を一方的に課すことは原則として許されないと解すべきであるが、その内容が合理的なものであるかぎり、個々の労働者はその適用を拒否しえないとした秋北バス事件（最判、昭四三・一二・二五）。⑥連続していた短期労働契約の更新を拒絶された労働者につき、その拒絶は実質的に解雇にあたるとした東芝柳町工場事件（最判、昭四九・七・二二）。⑦また、年次有給休暇権の性質につき、いわゆる時季指定権説の立場に立つことを明らかにした白石営林署・国鉄郡山工場事件（最判、昭四八・三・二）。⑧ストライキによる賃金カットの範囲につき、従業員としての地位にともなう生活保障的部分につ

いては特段の合意がなければカットできないとした明治生命事件（最判、昭四〇・二・五）、などである。

これらの判例はその後の事件の判断に大きな影響を与え多くの類例の判例を生み出すこととなり、それを通じて労使の権利義務についての新たなルールが形成されていった。しかし、反面では労基法がこれらの問題解決に必ずしも有効に機能しえなかったということは、労基法のもつ取締り法規としての、また労働者保護法規としての限界性を意識させることになったといわねばならない。

第二章 低成長下における労働法制の展開と現状

1 低成長への転換と労働法の再編

一九七三年一〇月の第四次中東戦争を契機として、アラブ石油輸出国機構が石油輸出価格を四倍に引き上げるとともに供給量を削減するなどの石油戦略を展開したことによって、石油消費国はインフレと国際収支の悪化におそわれた。このインフレを抑えるべく世界各国は総需要抑制策をとったため景気の後退を招き、失業者は増大し、世界経済は戦後最大の不況におちいった。石油依存度の高いわが国もまた狂乱物価を経験したあとで総需要抑制策をとり、七四年

度の経済成長は戦後初めてマイナス成長を記録することになった。しかも、七八年にはイランの政変による石油の需給逼迫状況から再度の石油価格の上昇を迎え、経済状況の悪化に見舞われた。さらに八〇年代においては、わが国の貿易黒字の増加を背景にして円高ドル安が進み、輸出産業を中心とした円高不況が八六年に生じた。

この二度の石油危機と円高不況によって、わが国の経済は高度経済成長から低成長・安定成長へと移行したが、その移行を通じて産業構造は鉄鋼・石油化学などの重化学工業を中心とした第二次産業から、金融・流通などの第三次産業へ比重を転換させた。いわゆる「経済のソフト化」である。このことは、第二次産業から第三次産業への人的資源の再配分を進行させ、そこに新たな雇用・労働問題を生じさせた。そのような変動の過程ないし結果としてわが国の労働関係は変容せざるを得ず、それにあわせて労働法制も変容を免れなかった。

石油危機を契機とした低成長のなかで戦後労働法制の再編は、団体的労働関係と個別的労働関係の二つの領域のいずれにおいても生じている。未曾有の不況を克服することができたのは減量経営と省力化によってであり、それを可能にしたのは技術革新であったが、それらによる企業の変容を支えたのが日本的労働関係であり、企業別組合であった。団体的労働関係の領域では、日本的労働関係や企業別組合が経済効率と労働力管理に有効なものであるとして再評価され、協調的な労使関係がよりいっそう礼讃され、反面、使用者に批判的な組合への使用者の圧力は強化されることになった。また、経営効率が悪い公共企業体は民営化がはかられ、これによって戦後からの官公労法制は大きく変わることになった。

他方、個別的労働関係の領域では、減量経営とME化などによる省力化が職場で進んだことから、雇用量の減少と職務内容の変化が生じ、中高年齢労働者が取得していた既存の技術や熟練を不要としたり、専門的な労働と単純で規格化された労働といった労働内容の分化が生じている。この雇用の場における変化は雇用量だけではなく就業形態にも大きな影響を与えた。このような変化に対応するため、七〇年代後半には雇用保障に関連する立法が制定されるとともに、八〇年代に入ると雇用や就業形態の変化に対応する立法の制定がおこなわれた。

2 団体的労働関係法の展開と現状

(一) 低成長下の労働運動と法律問題の傾向

低成長経済と労働運動

一九七三年の石油危機による景気後退は、七四年秋ごろから一時帰休や希望退職者の募集といった事態を生ぜしめ、わが国でも失業者の増大と有効求人倍率の低下をもたらした。七五年には完全失業者が一〇〇万人をこえ、企業側は不況克服策としていわゆる減量経営の徹底化をはかり、雇用は一貫して減少した。とくに大規模製造業での減少幅が大きかった。そのような経済・雇用情勢を背景にして、石油危機以降の労働運動は当面する雇用不安の増大に対処し、雇用保障の確立を求めることを中心としたものになっていかざるを得なかった。個別企業における人員整理にたいする撤回闘争だけで

なく、七五年秋には解雇規制と雇用安定政策の充実強化などを求めた雇用保障を要求する労働四団体の共闘が成立している。

また、石油危機にともなうインフレに対応するための賃上げ闘争に関しては、第一次石油危機直後の七四年春闘で三二・九%の賃上げを得た以降は、春闘での賃上げ率は下がりはじめ、七六年の八・七%を転機として以後一ケタ台の賃上げ率となっていく。このような賃上げ闘争の失速は、賃上げ相場形成の主役であった鉄鋼、造船などの製造業が、低成長下での賃上げは経済の整合性を重視すべきであるとして結果的に賃上げ相場を抑制したことの反映、また雇用の確保の前には賃上げ要求を自制するという労働者側の雇用不安を背景にした意識、あるいは円高による国際競争力の低下や、低賃金を武器にした発展途上国の追い上げから企業を守るという労使の意識が反映したものといえよう。労働側が景気回復をテコに賃金自粛論を打破しようという動きをみせるのは八五年にいたってからである。

企業内労使関係をめぐる判例の動向

このような労働運動の守勢の対応は争議行為の件数・参加人員・損失日数の減少というかたちでもあらわれており、一般的に低成長時代とともに労働運動は対決よりも労使協調型に転換したことがうかがえる。他方、不況下の危機感を背景にして使用者側からの組合活動への締めつけは厳しいものとなってきており、とりわけ会社の意図に批判的な組合にたいしてはさまざまなかたちで圧力をかける行為が増えている。そのことは組合活動と不当労働行為の二つの領域において顕著にあらわれている。

組合活動の領域における判例の全体的な傾向は、企業の施設管理権や職務専念義務を根拠に、企業内の秩序づけを強調する方向にある。①ベトナム戦争反対などのプレートを着用して勤務したことは職務専念義務に違反し所内の規律秩序を乱すものであり、抗議のビラを休憩時間中に無許可で休憩室などで配布したことは、施設管理権を妨げ、他の職員の作業能率を低下させ、企業の運営に支障をきたし、企業秩序を乱すおそれがあったと目黒電報電話局事件（最判、昭五二・一二・一三）。②合理化反対のビラを組合員が日常使用することを許されているロッカーにセロテープで貼りつけ、これをはがすよう求めた管理者の指示に従わなかったことを理由とした戒告処分を肯定した国鉄札幌駅事件（最判、昭五四・一〇・三〇）。③また、ホテル内での就業時間中のリボン着用が職務専念義務に違反するという見解を支持した大成観光事件（最判、昭五七・四・一三）などは、その後の同種事件にたいして大きな影響を与えることになった。

不当労働行為については、低成長下における複数組合併存という企業内労使関係の複雑な背景を反映して、多様な差別のケースを生じさせているが、日産自動車事件判決（昭六〇・四・二三）で最高裁は、使用者は各組合にたいし中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認・尊重すべきであって、差別的な取り扱いをすることは許されないとした。具体的な事案としては、①生産性向上に協力することを前提条件とした年末一時金の上積みについて、条件に同意した組合の組合員には一時金が支給されたのに、条件を拒否した組合の組合員には支給がなされなかったことを不当労働行為とした日本メール・オーダー事件（最判、昭五九・五・二九）。②賞与や

賃金などの査定につき組合間で差別があったとして多数の組合員にたいする多数の査定の不当労働行為性が争われるとき、これをどのように審査するかという問題については、いわゆる大量観察方式による判定方法による不当労働行為の成立を認めた紅屋商事事件（最判、昭六一・一・二四）などがある。労働委員会は組合間の差別につき相当な理由がないものについては不当労働行為とみなすという立場を原則としているが、この立場は基本的には最高裁によって認められたというであろう。

また、就業形態の多様化から使用・雇用関係が複雑になってきており、不当労働行為の主体としての使用者につきその概念が問題となるものも生じている。社外工にたいする使用者性に関して、その使用の実態などを勘案して、たとえ就業規則の適用がなくとも両者の間には労働組合法の適用を受けるべき雇用関係が成立していたものとして会社は社外工との関係において労組法七条という使用者にあたることの判断を示した油研工業事件（最判、昭五一・五・六）や、請負名義での出演契約を締結している楽団員と会社につき会社の使用者性を認めた阪神観光事件（最判、昭六二・二・二六）がある。

不当労働行為に関しては、不当労働行為に該当する被解雇者が原職に復帰するまでの間、他の使用者のもとで収入を得ていた場合、労働委員会はバックペイの救済命令に際してこのいわゆる「中間収入」を控除しなければならないかという問題があるが、①従来の控除必要という立場を変更するとともに労働委員会の控除不要とする考え方も否定し、被解雇者の個人的な経済被害が償われているかという面と、当該解雇により労働者の組合活動意思が萎縮し組合活動

一般にたいする制約的效果を及ぼしたかという面の二つの面から総合的な考慮を必要とするとしたうえで、当該事案については全額のバックペイ命令は労働委員会の裁量権の限界を超え違法であるとした第二鳩タクシー事件（最判、昭五二・二・二三）の判断が出されている。ただ、②組合活動一般への侵害をどのように評価するかに関して、この点についても被解雇者の再就職が難行するといった個人的打撃と切り離せないとしたあけぼのタクシー事件（最判、昭六二・四・二）がある。

争議行為に関しては全体的に件数が少なくなっているが、注目されたものとしては、①部分スト・一部ストに参加しなかった者の賃金請求権および休業手当につき、これを否定したノース・ウェスト航空事件（最判、昭六二・七・一七）、②争議行為参加者の賃金力ツトの範囲につき、いわゆる抽象的一般的賃金二分論を否定し、ストライキ期間中の賃金削減の対象となる部分の存否およびその部分と賃金削減の対象とならない部分の区別は、当該労働協約の定めまたは労働慣行の趣旨に照らし個別的に判断するのを相当とし、家族手当のカットは労働慣行となっていたものと推認できるので許されるところとした三菱重工業事件（最判、昭五六・九・一八）、③ビラ貼り、構内でのデモ行進、就業時間の内外にわたる会社・役員の誹謗放送、就業後の会社構内残留、怠業などにたいし会社がロックアウトを宣し、事業場への立入り禁止、賃金不支給の通告、組合員全員の就労拒否につき、衡平の見地からみて労働者側の争議行為にたいする対抗防衛手段として相当であったとした丸島水門事件（最判、昭五〇・四・二五）といった判決がある。

(二) 官公労働法制の再編

スト権ストと最高裁判決の逆転

一九六六年の全通東京中郵便事件および六九年の都教組事件の最高裁判決は、官公労働者に争議行為の刑事罰を解放するものとして、争議権奪還闘争を勢いづけることとなった。七三年には公労協による初めての「スト権奪還統一スト」がおこなわれ、政府との間で第三次公務員制度審議会のすみやかな結論とその答申を政府が尊重することなどの七項目合意が成立し、七四年には関係閣僚協議会において三公社五現業等の争議権および当事者能力強化の問題の解決に努力するなどの「五項目合意」が結ばれている。この五項目合意にもとづいて、政府は七月に公共企業体等関係閣僚会議を設置し、八月には専門委員懇談会を発足させた。同専門懇は一一月に、経営形態変更の問題および当事者能力強化問題の解決なくしては争議権問題の解決はない、同時に法的制裁手段のすべてを行使して抑制措置の強化をはかるべきだ、とする意見書を提出した。

この専門懇の意見提出日に合わせて設定され、七四年一月二六日から一二月三日まで八日間にあたりおこなわれたのが、「スト権スト」であった。このスト権ストでは、政府にたいしスト権保障を明確にすること、立法までの期間を明確にすること、立法まですべての処分を凍結することが要求されたが、それらにたいしての保障を得られないままに、ストによる被害を受ける国民の立場を考慮してとの理由でストは中止された。スト権スト中の政府方針にもとづいて公共企業体等基本問題会議が発足したが、同会議は七八年に、

三公社五現業のうち一定の事業については民営ないし準民営への移行を前提としたうえでの争議権の承認、それ以外の事業については現時点では争議権の承認は不相当である旨の意見書を内閣官房長官に提出した。

スト権ストに先立つ七三年に出された全農林警職法事件（最判、昭四八・四・二五）において最高裁は、官公労働者の争議行為を再度刑事罰の対象とするとし、これまでの流れとは逆転した判決を示した。そこでは、①公務員の争議行為は、公務員の地位の特殊性と職務の公共性とあい違いなく、公務の停廃は国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼす、②公務員の勤務条件は国会の制定した法律・予算によって定められるのであるから、公務員の争議行為は議会制民主主義に反し、国会の議決権を侵すものである、③争議行為参加者には罰則がなく、そのおかし・あおる等の行為をした者だけに罰則が設けられていることは労働基本権にたいする制約を最小限にとどめようとしていると解し得る、④公務員のスト権はその制裁に見合う代償措置として人事院が設置されているといったことから、公務員にたいする争議行為禁止規定を合憲であるとした。非現業公務員にたいするこの全農林判決で示された判断が三公社五現業職員についても同様に適用されるか、公労法一七条の合憲性も認められるかにつき、全通名古屋中郵便事件（最判、昭五二・五・四）で最高裁はこれを肯定している。

行政改革による民営化路線と官公労法制の再編

高度経済成長下で肥大化した行政を石油危機後の財政赤字のなかで簡素化するとともに、国際化や高齢化、都市型社会の進展といっ

た内外にわたる行政をめぐる環境変化に対応するため一九八一年一月に「第二次臨時行政調査会」(第二臨調)が設置され、同年七月には行政の効率化などを内容とする第一次答申が出された。これに応じて、政府は答申の実施の方向で行革大綱を決定し、公務員給与の凍結および国家公務員の定員削減計画などを閣議決定した。定員の削減に関連しては、これに先立ち八〇年一〇月に国会に出されていた国家公務員に六〇歳定年を導入する旨の国家公務員法の改正案が、労働側の反対にもかかわらず、八一年六月に国会で成立している。

第二臨調のなかで行政機構の再編問題を担当した第二部会は、八二年五月の報告で、公務員給与に関しては民間準拠方式を適当として人事院勧告の尊重を打ち出しつつも、総人件費の抑制を強調した。政府は九月に八二年度人事院勧告の凍結を決定し、これに連動して地方公務員の賃上げも見送られた。また、三公社五現業への仲裁裁定も国会議決案件として預けたまま、一二月にいたるまで棚上げにされた。このため公企体労組などは仲裁裁定の完全実施を求めて一一月にILOに提訴し、結社の自由委員会は裁定は完全かつ迅速に実施されるべきであると勧告している。ILOは、人事院勧告の凍結に関しての提訴にたいしても、これを遺憾とし、完全実施を求める勧告を採択している。しかし、八三年度の人事院勧告についても三分の一に圧縮され完全実施がなされなかったため、これについてもILOへの提訴がおこなわれ、結社の自由委員会はあらためて遺憾の意を表明するとともに、完全なかたちで運用されない人事院勧告制度への不信を明らかにした。

八二年七月、第二臨調は国鉄の分割・民営化など三公社改革を求

めた第三次基本答申を首相に提出した。これを受けて八四年八月には「専売公社改革法」が、一二月には「電電公社民営化法」が国会を通過し、いずれも八五年四月一日より施行された。これに関連して、民営化にともなう争議調整について労調法の付則が改正されたが、その内容は、争議行為により業務が停止され国民経済または公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについては労働大臣が中央労働委員会に調停を請求できるとし、調停の請求がなされたことが公表されたときから調停が終了した旨が公表されるまでの間(その期間が一五日間を超えるときは一五日間)は争議行為をしてはならないとされ、この規定は三年後に見直すとされていた。この特例調停制度は、見直し期間がきた八八年に廃止された。

八六年一一月には「国鉄改革法」が成立し、八七年四月一日から施行されて国鉄の分割・民営化がおこなわれた。しかし、この国鉄の分割・民営化については、新事業体での適正要員規模が民営化以前よりも約九万人少なくされたため、この余剰人員対策が大きな問題となった。しかも、国鉄職員を新会社に振り分けるか、余剰人員に振り分けるかの基準があいまいであり、分割・民営化をめぐる対応をめぐる国鉄内の労働組合は分裂と混迷を深め、分割・民営化に反対の立場をとった組合の組合員が余剰人員とされたとの疑いを払拭しきれなかった。このため国労による大量の不当労働行為救済が労働委員会に申し立てられており、その帰趨に重大な関心が集まっている。現段階で判断が示されたものについては地方労働委員会はいずれも不当労働行為の成立を認めており、これにたいして使用者側は中労委へ再審査を申し立てている。

三公社の民営化およびアルコール専売の廃止にともない、公共企業体等労働関係法の適用対象となるのは郵政や林野など四つの国の直営事業にかぎられることになったため、同法は「国営企業労働関係法」に改められた。さらに、国営企業労働委員会が廃止されることになって、中労委および国労委の統合がはかれるようになっていたこと、また、不当労働行為事件の審査の迅速化の必要性から、労組法の改正法案が八八年に国会に提出され、六月に成立した。そのおもな内容は、中労委の労・使・公益委員の数をそれぞれ従来の九名から一三名とし、そのうち各四名を国営企業法上の問題を担当する者とする、および国営企業労働委員会の下に置かれていた地方調停委員会を、地方調整委員とし中労委の下におくこととしたことである。なお、国労委の公益委員は労使委員の意見を聴いて作成した名簿のなかから両議院の同意を得て任命することとなっていたことから、政府案では中労委の公益委員全員についても同様の方法での任命としていたが、国会で修正され労使委員の同意を必要とする従来からの労組法の方法が維持された。

3 個別的労働関係法の展開と現状

(一) 石油危機による雇用不安と法の対応

雇用保険法および職業能力開発促進法などの制定

六〇年代以降の高度経済成長により、若年労働力の供給が減退しその移動が進む反面、中高年労働者が過剰となるなかで、失業保険

の受給者が一般的には減少し、他方では受給者が季節労働者や結婚退職の女子にかたよっているという現象がみられた。このことから、公平で必要な人への保障を目的に完全雇用時代の失業保険制度のあり方を検討するために労働大臣の私的諮問機関が設置され、その報告書にもとづいて、政府は失業保険法を抜本的に改正する雇用保険法の成立をはかった。同法の主たる改正点は、①従来の失業保険給付事業に雇用改善、能力開発、雇用福祉の三事業を加え雇用政策全般に機能を拡大したこと、②適用対象を全雇用労働者に拡大したこと、③失業保険給付については高齢者層に有利にしたことなどである。一九七四年二月に法案は国会に提出されたものの廃案となったが、七三年の石油危機により雇用情勢が悪化したことから、七四年末に国会に再提出され、成立をみた。

その後わが国の失業者は増大しつづけ、七五年には完全失業者は一〇〇万人を超え、完全失業率も七六年には二%を上回る状態となった。このような事態は、完全雇用がほぼ達成されたといわれる高度経済成長下の状況と明らかに異なっており、さらに積極的な雇用対策をおこなうことが期待された。労働省は「第三次雇用対策基本計画」を作成してこれに対処しようとした。そこでは、成長率低下のもとにおける雇用対策、労働力供給構造の変化に対応する雇用対策、産業構造の変化に対応する雇用対策という三つの大きな項目のもとに、雇用調整給付金制度や定年延長・再雇用の促進などの施策が打ち出された。この基本計画にもとづき雇用安定資金制度を定める雇用保険法改正案が七七年に国会に提出され、五月に可決成立した。この改正により新たに雇用安定事業が、従来の雇用改善、能力開発、雇用促進の三事業に加えておこなわれることとなった。ま

た、就職上一般に不利な状況にある身体障害者や中高年者の雇用は、雇用状況の悪化のなかで従来にも増して困難になってきたため、その雇用対策の抜本的な強化をはかるべく、七六年に「身体障害者雇用促進法」と「中高年齢者等雇用促進特別措置法」の改正がおこなわれた。

なお雇用状況の改善が進まないことから、労働側の要請もあつて深刻化する構造不況業種の離職者にたいし有効期間三年の求職手帳を発行し、その保持者に職業訓練手当などを支給するとともに、雇用保険法の特例として雇用保険給付期間の個別延長を認め、また、手帳保持者を雇用した事業主には六ヵ月間その賃金の一部を助成することなどを内容とした「特定不況業種離職者臨時措置法」が、七七年一二月に制定された。さらに、造船など雇用不安が深刻化している企業城下町においては地域ぐるみの雇用対策をおこなうべく、「特定不況地域離職者臨時措置法」が七八年一〇月に成立した。この二法は時限立法であつたため、八三年五月に両者を統合整備してさらに五年の時限立法とする「不況業種・地域雇用安定法」が制定された。同法はさらに八八年に改正され、九五年まで有効期間を延長されている。なお、地域における雇用開発を効果的に推進するため八七年三月には「地域雇用開発等促進法」が制定され、求職者が多数居住しているのに雇用機会が不足している雇用開発促進地域、そのなかで雇用状況が著しく悪化している特定雇用開発促進地域、また、雇用状況が急速に悪化している緊急雇用安定地域においてそれぞれに即した措置を講じることとしている。

職業訓練法は技術革新、高齢化といった社会・産業構造の変化、中小企業における企業内教育訓練の不備に対応し、総合的・計画的

な能力の開発・向上を促進するために八五年に改正され、その名称も目的や基本理念の変更に合わせて「職業能力開発促進法」と改められた。この改正によって、有給教育訓練休暇の付与など能力開発のための多様な機会の確保や、計画の作成、職業能力開発推進者の選任などの努力義務が事業主に課せられた。また、コンテナ輸送の増大にともなう港湾労働者の雇用状況の変化に対応するため港湾労働法の一部改正がなされてきたが、港湾労働者の雇用の安定と改善をはかるとともに、その能力の開発・向上を促進するため港湾労働法の全面的な改正が八八年五月におこなわれた。

「賃金確保法」の制定

石油危機以降の不況にともない企業の倒産が増大し、これによる賃金や退職金の不払いや社内預金の返還不能といった事態が続出した。しかも、使用者が支払い能力を失った場合における先取特権などの民法その他による従来の救済方法では十分ではないと意識され、このような場合における賃金支払いの確保措置を講じることが緊急に必要とされるにいたつた。一九七五年七月に労働大臣の諮問機関である労働基準法研究会が賃金などの保全のための特別措置に関する報告書を提出し、労働省はこれを受けて中央労働基準審議会に諮問したのち、七六年二月に「賃金の支払いの確保等に関する法律案」を国会へ提出し、五月に成立をみた。ただし、同法は企業経営が安定を欠くにいたった場合や労働者が退職をする場合における賃金の支払いなどの適正をはかるいくつかの措置を講じるだけであつて、賃金債権それ自体を保全してその履行の確保を直接の目的とするものではない。そのおもな内容は、社内預金および退職手当の

保全措置、退職労働者の賃金にかかわる遅延利息の定め、未払い賃金の立替払いである。

雇用調整をめぐる裁判所の判断

石油危機を契機としたわが国の全体にわたる不況のなかで、企業はさまざまな不況対策をおこなった。とりわけ、終身雇用および年功制のもとで企業間の労働力移動が少ないわが国においては、解雇によって雇用調整をおこなうことは労働者のこうむる不利益が大きいいことから、不況による整理解雇といった事態を避けるために配転と出向が大幅に利用された。

配転は高度経済成長期においても能力主義的な人事管理や設備投資による工場のスクラップ・アンド・ビルドなどによって問題化していたが、石油危機以降の不況のなかで技術革新や業種転換、多角経営に走る企業における配転は、不採算部門の整理や統合といった減量経営による雇用調整策としてよりいっそうの能力主義管理としておこなわれるにいたった。とりわけ企業経営の悪化に対応するために営業部門の強化がはかられ、従来あまりなかった営業職への異系統間配転なども頻繁におこなわれるようになった。また、高齢化社会を迎え教育や住環境が悪化するなかで単身赴任が激増したが、配転が労働者の生活にたいする不必要な侵害とされないかも問われるようになった。単身赴任にかかわる事案として注目された東亜ペイント事件（最判、昭六一・七・一四）で、最高裁は配転を命じる際の業務上の必要性は余人をもっては容易に替えがたいといった高度な必要性に限定することは相当ではなく、企業の合理的運営に寄与する程度の必要性で足りるとし、転勤による家庭生活上の不利益

は労働者の家族状況に照らして通常甘受すべき程度のものというべきであるとしている。

出向については、七〇年代後半以降に増加してくる。それは高度経済成長の行き詰まりとともに、それまでの企業規模を拡大するという方向から、低成長下で将来の見通しが立てにくいことから小回りのきく経営形態が志向され、企業経営の多角化にともなう経営上の危険分散のために事業部門の分離・独立といった分社化がおこなわれたことや、同一資本や関連グループ企業において不況業種の企業がその余剰人員を好況異業種企業に派遣して雇用調整をおこなったこと、また若年労働力を求めて別会社方式による地方進出がなされたこと、あるいは下請企業の再編成と強化のために親企業から社員が送りこまれるといったことなどから、企業の枠を越えた労働力の異動が求められたためである。

出向の事例が少なかった六〇年代においては、日立電子事件（東京地判、昭四一・三・三一）に示されるように、出向と配転を峻別して、配転と異なり出向については労働者の承諾その他これを法律上正当づける特段の根拠が必要であるとする考え方が一般的であった。しかし、たとえば興和事件（名古屋地判、昭五五・三・二六）のように、近年の裁判例は一体関係にあるような親子企業や密接な関連企業間で日常的におこなわれている出向については、配転と出向を峻別しないで配転と同じように労働者が入社時に包括的な同意を与えている場合には、使用者の出向命令権は肯定されると考えるものなどがでてきている。

石油危機後の不況のなかで、余剰人員にたいする雇用調整として整理解雇がおこなわれた。これに関連してはヨーロッパ諸国で制定

されたような解雇規制立法を望む声も少なくなかったが、わが国では判例の集積から整理解雇の適法性の基準が形成されていった。すなわち、大村野上事件（長崎地大村支判、昭五〇・一二・二四）をはじめとする下級審は、整理解雇が適法であるとされるためには、①人員整理の必要性が存在したこと、②使用者が配転、出向、一時帰休、希望退職者の募集などをおこない、整理解雇回避努力を尽くしたこと、③整理解雇の対象者の選定基準が客観的・合理的であり、その適用が公正になされたこと、④整理解雇をおこなうにあたって組合および労働者と誠実に協議したこと、の四つの条件を満たしていなければならないと解している。他方、短期雇用の労働者につき日立メディコ事件（昭六一・一二・四）で最高裁は、臨時工の雇用関係は比較的簡単な採用手続きで締結された短期的有期契約を前提とするものである以上、雇止めの効力を判断すべき基準は、終身雇用の期待のもとに期間の定めのない契約を締結しているいわゆる本工を解雇する場合とは合理的な差異があるべきであるとしている。

（二） 八〇年代における労働者保護法の再編

雇用機会均等法の制定と労基法の改正

経済のソフト化やME化は女子の雇用の場にも大きな影響を与えた。第三次産業の伸びは、従来の製造業分野に代わってサービス業を中心とする第三次産業での女子の雇用を増大させ、雇用者全体のなかで女子労働者の占める割合も増加した。このことは女子の就業環境を変化させ、女子の教育水準が一般に上がったこととあいま

て、女子の就業意識の変化を招き、勤続年数の伸びがみられるようになった。このような状況は、女子にたいする雇用・管理に変化を求めることになり、女子を単純・補助的な業務に限定する従来型の雇用・管理から、より積極的に活用する方向へと進むべきであり、そのためには女子を差別的に扱うのではなく平等に扱うべきであって、それには労基法の保護規定などの見直しが必要だとされるようになった。

また、諸外国でも労働条件の全体的な向上や、いわゆるウーマン・リブ運動を背景として、性差別禁止法が制定されるとともに従来の女子への労働規制法規の妥当性が問われるようになってきた。おりしも一九七五年から婦人にたいする差別撤廃を求める国連婦人年がスタートし、八〇年には国連婦人の一〇年・中間世界会議が開催され、女子差別撤廃条約批准に向けての署名が各国政府に求められた。わが国政府もこれに署名をおこない、女子の差別撤廃に努力することを国際的に公約したかたちになった。

このようなわが国における女子の雇用状況と国際的な動きから、七八年十一月、労基法研究会は政府にたいして、女子労働について次のような報告書を提出した。すなわち、現代社会においては労基法が制定された当時と比較して労働条件が向上し、安全衛生面での法規制の改善も著しいこと、作業態様や生活様式が多様化・変化しており、また女子の能力も向上しているとして、①男女平等を新しい立法その他の方策で確保すべきである、②男女平等の徹底をはかるためにはできるだけ男女が同じ基盤に立って就労しうるようにする必要があるから、母性機能など男女の生理的諸機能の差から規制が最小限必要とされるもの以外の特別措置については解消をはか

る、③女子本来の特質である妊娠・出産にかかわる母性保護については重要であり、より充実をはかるというものであった。

この提言をもとにして八四年五月に法案が提出され、八五年五月に可決成立し、八六年四月一日から施行されたのが「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」、通称「雇用機会均等法」であった。また、この法律の制定に合わせて、労働基準法の女子労働者に関する規定も大きく改正された。なお、雇用機会均等法は、従来から存在していた勤労婦人福祉法の内容と名称を改めたかたちになっている。

機会均等のうち、募集、採用、配置、昇進については努力義務の定めであるが、定年、退職、解雇、基礎的教育訓練、福利厚生については性による差別的取扱いの禁止を規定し、結婚、妊娠、出産についてはそれらを退職理由としてあらかじめ定めることと、それらおよび産休の取得を理由として解雇することを禁止している。これらの規定についてはすべて罰則がないだけでなく、違反行為についての私法上の効力も規定されていないため、法の実効性があるのかどうか論議を招いた。

なお、均等取扱いに関する紛争の解決については、企業内での自主的な紛争解決の努力が規定されているとともに、紛争の関係当事者から問題解決の援助を求められた場合には、各都道府県の婦人少年室長が必要な助言、指導または勧告をおこなうほか、必要な場合には都道府県ごとに新設される機会均等委員会による調停がなされることが定められている。ただし、調停をふくめて助言や勧告に従う義務は両当事者にはない。

労基法においては女子の労働規制は大幅に緩和された。管理職、

専門職には時間外・休日・深夜労働の禁止を解き、一般の女子についても一日当たりの時間外労働二時間の制限が撤廃された。なお、時間外労働および休日労働の規制については、工業的業種と非工業的業種とに分けて、工業的業種では従来どおりの規制がなされるのにたいし、非工業的業種では規制が緩和された。深夜労働については原則禁止は変わらないものの、適用除外となる業務の範囲が拡大されている。また、坑内労働は従来全面的に禁止されていたが、臨時の必要性ある場合には一時的に坑内に入ることが認められた。

他方、女子の母性保護規定についても見直しがなされ、女子の妊娠・出産・哺育という母性機能に重点をおいた保護が強化され、女子の体力的な弱さなどを理由とした規制については緩和された。生理休暇については、生理に有害な業務に従事する女子に一律に認められていたのを、「生理日の就業が著しく困難な女子」に限定して認めるよう改められた。危険有害業務についてもまず妊産婦に有害な一定業務へ妊産婦を就業させることを禁止し、ついで妊産婦以外の女子についても妊娠・出産に有害な業務への就業を禁止するとされたが、危険有害業務の範囲は若干せばめられている。産前休暇については多胎妊娠の場合の一〇週間が新たに規定されるとともに、産後休暇については従来の六週間から八週間に延長された。また、妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外・休日・深夜労働を禁止する旨の規定が新設され、解雇に際しての帰郷旅費の強制は廃止された。

なお、国公立の教育・医療・福祉施設に勤務する職員には育児休業に関して七五年に「育児休業法」が制定されているが、民間の女子労働者には同種の法律がなく、雇用機会均等法が従前の勤労婦人

福祉法で定められていた育児休業を実施する事業主に支給する育児休業奨励金制度を継承するにとどまっている。

このような雇用機会均等法の制定と労基法の改正後、たしかに一面では募集に際して多くの企業は男女不問として女子の求人数は増加し、とりわけ労働時間規制の緩和からサービス業で女子に多くの職場が提供されてきたこと、初任給での賃金格差も是正されてきていることなど、劇的ではないにしろ改善の方向がみえてはいる。しかし他面では、大卒採用枠を、転勤を前提とし幹部候補生としての「総合職」と、転勤はないが補助職としての「一般職」に分けるコース別人事管理制度が大企業で導入され、女子については転勤を望まないことを理由にこれを一般職に振り分けるという脱法的な措置が広がっていることや、昇進・昇格の壁やそれにもなう賃金格差の存在などなお問題は少なくない。この点について、男女別コース制を採用していることは合理的な理由を欠き性差別を禁じた憲法一四条の趣旨に合致しないものというべきであるが、募集・採用の機会について男女を差別することは、従来採用につき使用者は広い選択の自由を有すと考えられてきたことに照らし、少なくとも本件採用がなされた一九六九年ないし七四年当時には公序良俗に反して違法・無効とはいえないとの判断が日本鉄鋼連盟事件（東京地判、昭六一・一二・四）でなされている。

労働者派遣法の制定

石油危機以降の雇用形態の変化で顕著なものは、派遣サービス会社の急増と、「派遣」と呼ばれる就業形態の一般化である。これは不況を反映して需要の側で雇用調整がしやすい雇用形態が好まれた

こと、事務部門の省力化をめざすME化投資が増えたことによるコンピュータのオペレーション要員およびソフトウェア要員のような専門技術職の需要が増大したにもかかわらず、新しい職種であるためその絶対的な不足により派遣の形態で対処せざるを得なかったこと、減量経営による事務の外注化が進んだこと、労働者側でも専門職志向が高まり、それにマッチする雇用形態であったことなどによる。

この自己の雇用する労働者を他の使用者のもとに派遣し、そこでの業務に従事させるという雇用形態は、雇用関係と使用関係の分離という労基法の予想しなかった雇用形態であるとともに、労働者供給事業を全面的に禁止している職安法の見直しを求めるものであった。派遣労働においては労働者の労務の提供先が他企業であることから、労働時間、労務内容、指揮命令者が企業や業種によって多種多様であり、フルタイム労働もあればパートタイム労働もありうることから、職種の広がりとともに労働契約上のあるいは労務管理上のトラブルが増えてきた。そこで派遣労働の社会的なニーズに对应、これを禁止するのではなく、むしろ合法化して法の網をかぶせることによって規制を加えることにより、トラブルを防止し、派遣労働者を保護しようとの観点から立法化が検討された。

一九八〇年に労働力需給システム研究会の提言が出され、八四年一月に中央職業安定審議会の労働者派遣事業等小委員会が立法化構想を報告、八五年二月に中央職業安定審議会からの答申を得て、三月に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案」が国会へ提出され、六月に可決成立し、八六年七月一日に施行された。法の基本的な態度は、労働者派

遣事業を新たな労働力需給システムとみなし、派遣先と派遣元の責任関係を明らかにし、派遣労働者を保護しようとするものである。その大要は次のようになっている。

①派遣概念を明確化するとともに、これをおこなうことができる業種を限定する。具体的には港湾運送業務・建設業務など派遣労働をおこなわせるのが適当でない業務を除いたものうち、通訳などのように専門的性格を有するか、あるいはビル・メンテナンスなどのように就業形態や雇用形態が特殊であるため特別の雇用管理を必要とするものである。②労働者派遣事業を、常時雇用する労働者のみを派遣する「特定者派遣事業」と、それ以外の形態、具体的には登録している労働者と雇用契約を結んで派遣する「一般労働者派遣事業」とに分け、前者については労働大臣への届出のみでおこなうことができ、後者については労働大臣の許可を要とした。③労働者派遣契約の内容や期間についての定めとともに、派遣先からの解除制限や派遣元からの派遣契約の停止および解除をおこない得る場合を規定する。④派遣元事業主および派遣先事業主が講ずべき措置を定める。⑤労働保護法規の適用関係につき原則的な責任主体は派遣元の使用者にあるとするが、業務の実施に関連する事柄については派遣先にも責任を負わせるとしている。

派遣労働は広く定着してきているが、いくつか問題も生じてきている。たとえば、専門性の高い職種の労働者にかぎられるという建前とは裏腹に、実体的には一般事務労働に広がってきており、それと関連して賃金などの労働条件の悪化がみられること、当初から指摘されていたが派遣業者の適正なコストやマージンが不明確であり中間搾取の防止が十分でないこと、正規従業員の雇用を守るため臨

時的な短期のものであることを確保するためビル・メンテナンス業務を除き労働者派遣契約には期間が定められているにもかかわらず、契約の更新には制限がないため長期派遣が増えていることなどである。

労基法における労働時間規定の改正

わが国の労働者の年間総実労働時間は高度経済成長期の六〇年をピークとして以後七五年まで減少してきたが、第一次石油危機後の減量経営により所定外労働時間が漸増したと関連して、労働時間の短縮は進まなかった。これにたいし、欧米諸国では技術革新の動向および不況におけるワーク・シェアリングの観点から七〇年代から八〇年代に労働時間短縮がかなり進み、わが国と欧米先進工業国との間での実労働時間数の隔たりが大きくなった。一九八五年の数値では、日本はアメリカより二四四時間、西ドイツより五〇九時間も年間総実労働時間が長くなっている。八六年の円高不況の拡大で製造業を中心に実労働時間数は若干減少したものの、それは所定外労働時間の減少によるものであって、わが国の労働時間の本質的な改善がなされたわけではなかったことは、翌年における実労働時間数の増加に示されている。このようにわが国の労働時間数が多いことについては、わが国と経済摩擦を引き起こしている欧米先進工業国からわが国は働き過ぎであり不公正な競争をしているとの批判を生じさせることとなった。また、政府は経済摩擦解消のため八六年五月に「前川レポート」をもとに「経済構造調整推進要綱」を閣議決定しているが、そのなかで内需拡大のためにも労働時間の短縮が必要であることを指摘している。

また、経済のソフト化は人へのサービスを業務内容とする第三次産業での雇用を増大させたが、このような業務の場合には仕事量の差や業務の繁閑が時間帯・曜日・季節などによって生じてくることは避けようがない。さらに、ME化の進展は、従来の労働形態とは異なり一斉に業務を開始し終了する必然性にとぼしく、労働時間を労働者自身によって自己管理することを可能とした。しかも、労働時間の短縮がおこなわれるならば、労働力の効率的で合理的な配分という企業運営上の必要性を高めることになる。このような労働時間の弾力化を求める要因の増大は、もっぱら工場労働を念頭において、一律的で画一的であり、使用者による管理を前提とした従来の労働時間法制にたいしその見直しを求める圧力となった。

労働省は七八年より「労働時間対策の推進について」とする事務次官通達を出すなどして労働時間短縮の方向での行政を推進し、七年には「自動車運転手の労働時間等の改善基準」が示された。さらに八〇年には、それまでの商業・サービス業などの一日九時間制および一〇時間制の特例廃止の方針を打ち出し、これについては中央労働審議会の答申を受けて、八一年から段階的廃止が実施された。八二年には、時間外労働の上限目安の設定などがおこなわれるとともに、労働基準法研究会による検討作業の開始を求め、法定労働時間の週四五時間への短縮、労使協定による三ヵ月単位の変形労働時間制などの弾力化措置、年休の最低日数の引き上げなどを内容とする報告書が八五年末に提出された。これを受けて八六年三月から中央労働基準審議会が論議をおこない、一二月に労・使・公益三者一致による労働時間法制の整備についての建議が出された。政府は、八七年三月に「労働基準法の一部を改正する法律案」を国会に

上程し、九月に成立、八八年四月一日より施行された。

労働時間制につき改正された点の要点は次のとおりである。①従来は労働時間規制を日と週の両面でおこなうのを基本としていたのを週単位の規制を基本とし、その週所定労働時間を四八時間から四〇時間に改める。ただし、この週四〇時間への移行は段階的におこなわれるとされ、命令によって当面は週四六時間、九一年四月を目途に週四四時間、九〇年代前半にできるかぎり速やかに週四〇時間へ移行するとされている。また、特定の業種の事業や小規模の事業については、三年間は週四六時間制の適用が猶予された。②変形労働時間制については従来変形八時間労働制しかなかったのを、三ヵ月単位とする変形労働時間制、小規模の特定業種にかぎられるが一週間単位の非定型的労働時間制、それにフレックス・タイム制の三種類が新たに設けられた。これらはいずれもその実施に関しての要件が定められているが、共通して労使協定を条件としているところに特色がある。③従来は施行規則に規定されていた事業場外労働について、所定労働時間または通常必要とされる時間働いたとみなされる「みなし労働時間制」が法定されるとともに、労使協定にもとづき研究開発業務などでは実際の労働の量にかかわらず一定の労働時間を労働したとする「みなし時間」を定めることができるとした。なお、週休二日制や残業の時間規制などはとりあげられていない。

年次有給休暇については、次の点が改正されている。①年休の最低日数を従来の八日から一〇日へ引き上げる。ただし、三〇〇人以上の労働者を使用する事業所については特例として段階的な移行が認められ、三年間は従来どおりの六日、さらに三年間は八日とさ

れ、一〇日に移行するのは九四年四月一日からである。②所定労働日数が週四日以下のパートタイム労働者について、労働日数に比例して年休を付与することとした。八四年一二月に労働省が出していた「パートタイム対策要綱」を補完するとともに、立法化したものである。③労使協定により年休日を持定できる計画年休制を導入できるようにし、④年休取得者にたいして不利益な取扱いをおこなうことを明文で禁止したことである。

このような労働時間にかかわる改正が実労働時間の減少にインパクトを与えているかどうかについては、中小企業が当面適用を猶予されていることもあってか、統計の上では現在のところその影響をみることができない。ただ、フレックス・タイム制に関しては企業の関心はきわめて高く、実施企業も少なくないようである。

高年齢者雇用安定法の制定

平均寿命が大幅に延びる一方で出生率は低水準で推移しているため人口構成が急速に高齢化しつつあることと、五五歳以上の高年齢者が高い就業意欲を示していることから、わが国では労働力人口の高齢化が進展している。しかし、石油危機を契機とした不況のもとで完全失業者数および失業率はともに高くなり、とりわけ高年齢者については失業率が高く、高年齢者の再雇用はとくに厳しい状況にあった。一方、定年制を定めている企業では、一九八〇年に五五歳定年制と六〇歳定年制の割合が逆転し、五五歳定年制が六〇歳以上の定年制よりも少なくなり、その傾向はさらに進んで、八六年には六〇歳以上の定年制が五六・六%と五五歳定年制の二六・七%を大きく凌ぐことになった。このような定年延長の傾向は大企業では顕

著で、八六年にはほとんどが六〇歳以上の定年制を採用していたが、中規模企業では半数弱でしかなかった。

高齢化社会の到来を迎えるにあたって、労働省はこのような状況に対応した高年齢者の雇用就業対策を樹立するため、七九年に労働大臣より定年延長の問題が雇用審議会に諮問され、高年齢者雇用就業対策の充実強化の方策については中央職業安定審議会において八五年二月から検討がおこなわれた。八五年一〇月にそれぞれの検討結果が答申および建議としてまとめられ、これに沿って法案を作成し、八六年一月に中央職業安定審議会に諮問がなされた。この答申を受けて、二月に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」として国会に提出されて四月に成立し、同月末と一〇月一日の二段階にわけて施行された。

法の成立により、従来の中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」と名称が改められた。新立法は、継続雇用の推進、再就職の推進、定年退職後における就業の場の確保等の三政策領域により構成されているが、そのおもな内容は、次のとおりである。

①定年を定める場合には「六〇歳以上」とするよう努力義務を課した。この努力義務の履行を確保するため労働大臣は、特段の事情がなく六〇歳を下回る定年を定めている事業主にたいし、定年年齢の引き上げの要請、定年引き上げ計画の作成命令やその変更勧告をおこなない、これに従わないときはその旨を公表するという一連の行政措置を講じることができるとしている。②中央ならびに都道府県に高年齢者雇用安定センターを、全国にシルバー人材センターを設けるとした。前者は、高年齢者の継続雇用を促進するための賃金・

退職金制度や人事管理制度の見直しなどについて事業主にたいする相談・援助体制の整備・拡充をはかることを目的として設置され、後者は、定年退職者などに臨時的・短期的な就業の機会を確保・提供することによって、その就業を援助しようとするものである。なお、九〇年三月一日に雇用審議会は六五歳までの高齢者の雇用確保のため、事業主に努力義務を課すことを柱とした改正をおこなうよう答申を出している。

「六〇歳定年法」とも別称される高年齢者雇用安定法の制定による影響もあってか、六〇歳以上の定年制を定める企業は、八八年には五九・六％とひきつづき増加している。しかし、定年延長は従来の年功制のもとでは賃金・退職金総額の増大や役職ポスト不足を生じさせることになり、企業のこの問題への対応はたやすくはない。定年を延長する一方で賃金などの労働条件を引き下げた労働協約と就業規則の効力が争われた第四銀行事件（新潟地判、昭六三・六・六）では、「就業規則の変更による本件定年制の実施は、労働期間が二年間延長されたにもかかわらず受け取る賃金総額及び退職金の合計額は減少するという点において原告にとって不利益なものである」として就業規則の変更に合理性を認められなかった。ただ、管理職で非組合員である原告にたいする労働協約の拡張適用については、労働協約による不利益変更の効力を認めたいうえで、「労働条件の不利益変更の場合にも特段の事情がない限り、労働協約の一般的拘束力が認められ、新しい労働協約の効力が未組織労働者にも及び、その労働条件は協約基準にまで引き下げられる」として、結果的には新定年制の適用を肯定している。

第三章 労働法制の課題

1 団体的労働関係法の課題

戦後から講和期にかけて形成された団体的な労働関係に関する法の基本的な枠組みは、電電公社、専売公社、国鉄の公共企業体の民営化にともなう公共企業体等労働関係法の国営企業労働関係法への移行を除いて、実質的には大きな変化はない。しかし、石油危機以降にみられる産業分野における第三次産業の拡大や経済のソフト化は、労働運動をとりまく環境の変化をもたらし、法制度の基礎にある集団的な労使関係において、重要な変化を生じさせている。

その一つ目は、わが国の産業構造が、製造業中心の時代からサービス産業を中心とした第三次産業へ移行してきていることから、従来労働運動の中心であった鉄鋼、自動車、造船などの製造業の組合の力が総体的に低下しているだけでなく、国労、全通を中心とした公労協も国鉄の分割・民営化を契機としてその力を大きく失い、労働運動のリーダーとなる主役がいなくなっていることである。

二つ目は、労働運動の低迷を象徴する組織率の低下である。わが国の組織率は一九四九年の五五・八％をピークに長期低落傾向にあり、七五年に若干持ち直したものの以後再び低落し、八四年以降は

三〇％を割り、八九年では二五・九％にまで落ちこんでいる。その背景には、①産業構造の変化とともに組織率が高かった製造業の雇用者が減少し、第三次産業での雇用は増加したものの、第三次産業では事業所の規模が小さく、就業形態が多様でパートタイム労働者などの非正規従業員が多く組織化が困難であること、②官公労の部門では臨調・行革路線にもとづく合理化による人員削減の影響があらわれていること、③企業内の高齢化によって部下をとまわらない管理職が増加したこと、④労働者とくに若年労働者の組合離れが顕著であることなどがある。

三つ目は、石油危機以降の低成長のなかで企業内労使関係の安定傾向が顕著であり、労使協調路線が強まったことである。このことは、国民経済の状況に柔軟に対応する日本的労使関係として肯定的に評価されもしたが、七五年以後の実質経済成長率の伸び率に比べて勤労者家計の実質賃金の伸び率はほぼ半分という事態を生み出し、組合の魅力を減らすことになった。

四つ目は、このような労働環境の変化にたいして、うまく対応できないことによる戸惑いが組合自体に広がっていることである。経済のソフト化やME化によって職場の労働条件は大きく変わり、就業形態の多様化とともに人事管理の個別化が進むにつれて労働者の利害は多様化している。組合はこれらをうまく取り込むことができず、組織率の低下によって交渉力の低下が生じており、企業内労使関係のイニシアティブは使用者の手ににぎられてきている。労働者全体の問題についても、春闘における賃上げや時間短縮などの要求にしろ、政策・制度要求にしろ労働側の要求がとまらないことによる無力感が生じてきている。

団体的な労働関係は労使の自治にゆだねられているので、個別的な労働関係におけるようなドラスティックな立法上の再編はあまりないと考えられるが、現在の状況をふまえて団体的な労働関係の法領域における課題としては、次のような点をあげることができる。

第一に、使用者からの労使関係の安定と企業への求心性の確保の要求はなお根強いから、使用者に批判的な組合にたいする圧力はさらに強まるおそれがある。とりわけ併存組合下における一方組合にたいする不当労働行為事件は数も多く、事案となる事件の性格も複雑になってきており、それに関連して不当労働行為の審査の困難による長期化や救済命令の複雑化を生じさせている。しかも、わが国においては、不当労働行為の救済は労働委員会と裁判所とが二重に管轄権を有しているため、労働委員会の救済命令とこれにたいする司法審査および、不当労働行為事件にたいする直接的な司法救済との関係が複雑になっており、迅速で効果的な救済をはかるという不当労働行為制度を設けた趣旨からすれば、制度の見直しが課題とならざるをえないであろう。

第二に、従来の団体交渉を中心に労使関係を想定してきた法制度は、組織率の低下による組合の従業員代表としての地位および交渉力の低下と使用者のイニシアティブのもとで団体交渉が形骸化していること、反面、従業員参加制度や労使協議制が広くおこなわれ、労基法のなかでは従業員過半数代表制の比重が高まっていることから見直しが求められている。後者の制度のための独自の条件や代表の選定手続きなど運用の面での整備が課題となる可能性があるように思われる。

第三に、全農林警職法事件以降の最高裁判決、スト権ストの控

折、三公社の民営化などによって官公労働者の労働基本権問題はその影を薄くしているとはいえ、なお基本的な解決がついているわけではない。とりわけ自治体消防職員の団結権付与の問題については、一九六五年に批准したILO八七号条約の適用から警察職員と同じく治安上の理由から除外されたが、七三年にILOの条約勧告適用専門委員会は消防職員の団結権を認める措置をとるよう要請した。これを受けて当初は公務員制度審議会、その後は公務員問題連絡協議会で検討が進められてきたが、結論は持ち越されたままである。ILOは八七年に再び団結権付与の方向での検討を日本政府に要請しており、公務員の労働基本権をめぐる当面の課題となっている。

2 個別的労働関係法の課題

石油危機以降の産業構造の変化は、個別的労働関係とその法領域でよりドラスティックな変化をもたらした。主として製造業での工場労働を念頭において作られていた労基法は、経済のソフト化やME化にともなう問題に加えて、経済摩擦にともなう労働条件整備の国際的な圧力にどこまで対応できるかが問われざるを得なかったからである。これまで述べてきたように、雇用平等の領域と労働時間の領域では戦後の労働法制に大幅な改編がおこなわれ、雇用関係の領域では、高齢化社会への対応もさることながら、労働者派遣という社会的な実態を前に雇用関係と使用関係の分離を認めることもおこなわれた。また、雇用保障の分野では新たな法の形成がなされつ

づけている。これらの労働者保護法の大きな再編によってもなお残されている課題となる法領域は少なくないが、当面の課題となる法としては、次のような領域をあげることができるであろう。

第一に、雇用関係の領域ではパートタイム労働者にたいする立法問題がある。パートタイム労働者にたいする労働政策の最初のもは、高度経済成長期における製造業の労働力不足をおぎなうものとしてパートタイム労働者が急増した一九五〇年代後半の現象に対応するためのもので、六〇年に出された「女子パートタイム雇用に関する対策の推進について」と題する労働省婦人少年局長通達であった。次いで、石油危機後の第三次産業の伸びにともない、パートタイム労働者の就業領域も第三次産業の比率が高くなるとともにその数がさらに増えたことを背景として、八四年一〇月に「パートタイム労働対策要綱」が出された。これは、労基法研究会の「パートタイム労働対策の方向について」と題する八月に発表された中間報告を基調とするものであった。さらに八七年一〇月には、労働省に委託された研究会の調査報告「今後のパートタイム労働政策のあり方について」が公表され、そこではパートタイム労働者福祉法の制定が提唱された。八八年六月にはパートタイム労働問題専門家会議が設置され、一二月にその中間報告が出されたが、そこでは立法整備の問題についてはひきつづき検討するとして結論を述べていない。パートタイム立法については労使の姿勢が対立していることや、その内容はもとより規制対象の確定といった問題があり、それらが立法化に向けて解決しなければならぬ課題となっている。

第二に、同じく雇用関係の領域では外国人労働者に関する立法問題がある。外国人労働者の雇用問題は、日本経済の国際進出にとも

なって生じてきたものであり、一九八〇年以降に増加する。とりわけ、八五年以降の円高を契機としたアジア諸国からの不熟練労働者の日本国内への流入は、単純労働者の受け入れを禁止しているわが国に観光ビザで入国して働く非合法・不法就労であることが多い。このため、中間搾取を受けたり低賃金の強要や賃金不払いといった事態があっても、適切な保護や救済がなされないことが少なくなっている。また、このような単純労働者の就労の背景には、わが国の最近の人手不足による単純労働分野における労働力の逼迫があることも見過ごせない。

この問題については、法務省が八六年一二月に立法化の検討をはじめ、労働省は八七年一二月に「外国人労働者問題研究会」、八八年五月には「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」を発足させ、それぞれ報告書が出されている。そこでは雇用許可制度を新設し、専門的・技術的労働者の枠は拡大するが、単純労働者の受け入れは禁止するといった考え方が見受けられる。すでに入国管理法が八九年一二月に改正され、熟練労働者のビザ申請につき審査基準を明確化するとともに、不法就労については雇用者にたいする罰則が新設されたが、九〇年六月の施行以前の不法就労者の雇用者には適用されないことになっていることもふくめて、どこまで効果があるかは疑問がある。外国人労働者の受け入れ問題は広範囲な影響をもつものであり、安易な対応は避けられねばならないが、不法就労であるということから無権利状態におかれている外国人不法就労者が約一〇万六〇〇〇人もいると推定されていることなど早急な対策を要する課題である。

最後に、労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会の報告書は

立法化の動きと結びつくことが多いので、目が離せないところである。最近の報告書でとりあげられていながら法の改正がなされずにいて、これまで触れることができなかった問題について項目だけであるが記しておきたい。八五年一二月に発表された労基法の見直しについての最終報告書では、実際に改正されたもの以外に就業形態の多様化を背景とした労働者の判断基準の問題、就業規則の記載事項や作成・変更の問題、二四時間営業などが多くなったことを背景として、深夜交替労働の問題が検討されていた。八八年八月には労災保障制度のあり方についての中間報告書が出されており、給付体系・内容・金額の変更に関する問題、労災医療の充実と医学的認定態勢の整備、社会保険と民事賠償との調整の問題などが検討されている。また、九〇年一月には労働契約法制の見直しをおこなうため労基法研究会のなかに新たに専門部会が設置されている。

【参考資料】①『日本労働法学会誌』、②『季刊労働法』、③『日本労働協会雑誌』、④『労働判例』、⑤『法律時報』、⑥『資料・労働法』（沼田稻次郎編、一九七九年）、⑦『労働法事典』（沼田・青木・片岡・中山・本多・榎井・横井編、一九七九年）、⑧『現代労働法講座』（日本労働法学会編、一九八一年～八五年）、⑨『労働法 第二版』（菅野和夫、一九八八年）、⑩『注釈 労働組合法・労働関係調整法』（中山・深山・宮本・本田・岸井・伊藤・萬井著、一九八九年）

戦後社会保障法制の展開と現状

はじめに

一九四五年、敗戦によって、多くの戦争犠牲者とともに国民総窮乏のどん底に陥れたわが国であったが、それとひきかえに得られたものが、生存権理念であり、「社会保障」という耳慣れない制度であった。といって、それがただちに制度化され、どん底の人々の生活保障に有効に機能したわけではなかった。戦前の制度の基礎の上に、占領政策の一環としてきわめて緩慢に姿をあらわして四十年余、幾多の曲折を経ながら今日にいたっている。

本稿は、その社会保障法制発展の足跡を振り返り、現にかかえている問題状況を明らかにしようとするものであるが、重点をオイルショック以後におき、それ以前の過程についてはこれを説明するために必要な限度の叙述にとどめる。このオイルショックは、わが国経済の高度成長期から低成長期への転換点となったものであるが、

社会保障は、この年（一九七三年）は「福祉元年」といわれて一応の頂点に達した年であり、これをピークとして経済の変動、したがって国の財政状況とパラレルに逆方向への動向を示すのであって、社会保障にとってもまさにターニングポイントとなるものであった。ただ、八五年以降、経済の復調であらわれた国庫財源その他財政面での余裕は、後退した社会保障の復元と充実への動向を示している。これが今後どのように展開するかは、もう少し時間をかけてみなければならぬ。したがって、本稿は、国の経済の後退が社会保障にどのようなインパクトを与えるかを検証する絶好の時期を主たる対象として、その変化の現象面だけでなく、基本原理の変化にも注目してみることとしたい。

第一章 敗戦から石油ショックまでの 社会保障法制

この時期は、一口にいつて、わが国社会保障の生成・発展期である。これをして時代区分するとすれば、敗戦直後から経済復興期に対応し、国民皆保険・皆年金が達成されるまでの前期と、それ以後の高度成長期に対応する後期に分けられる。

敗戦直後は、深刻な食糧難により、すべての国民が生死の淵をさまよったといっても過言ではない。生活の「どん底」状態に直面し、ともかくもこの窮地からの脱却に国家の全力投入が必要とされた。政府は、総指令部の指示（GHQ覚書「救済並びに福祉計画に関する件」一九四五年一月八日）を受け、四五年一二月、とりあえず「生活困窮者援護要綱」を決定するが、法制的には翌年九月、旧生活保護法が制定された。しかし、この法律のみによって当時の生活混乱状態が除去されたわけではなく、より総合的な国家による国民の生活立て直し政策の必要性が痛感され、かつ実施された。

法理論的には市民法原理を脱却した大きな意味をもつ国家責任による国民の生活保障の原理、すなわち生存権原理は、こうして格別に意識されることなく、わが国には当然の原理として登場した。これが一九四七年五月施行の新憲法二五条に成文化されることになり、以後この条項がわが国の社会保障制度とその発展を支える憲法

的・法理念的根拠となった。五〇年に、新たに制定された現行生活保護法は、この新憲法条項にもとづいたものであった（同法一条）。

この国家による国民生活の立て直しはひとりわが国においてのみでなく、戦勝国・戦敗国を問わず、ひとしく直面した国民の生活荒廃状態解消のための不可欠の措置として世界的規模においてなされた。その具体的な計画の一部をいわゆる「社会保障制度」として明快に位置づけ、かつ理論づけたのは、イギリスにおけるベバリッジ・レポート（一九四二年）であった。この計画は、戦後早々に（一九四六年）ほぼそのまま実現されて、世界各国に波及することになるが、わが国もその影響を強く受けた国の一つであった。輸入された“social security”なる、まったく未知な概念の検討が開始されるが、社会保障のわが国への導入を意図した占領軍は、W・H・ワッデル博士を団長とする米国社会保障制度調査団を招いて調査させ、その報告書『社会保障制度への勧告』（いわゆるワッデル勧告、一九四八年七月一三日）が、わが国への体系的社会保障制度の推進役となった。この報告を受けて、四八年一二月、わが国における社会保障制度の構想を検討する審議機関としての社会保障制度審議会が設置された。こうして、一九五〇年一〇月、わが国のベバリッジ報告といわれる「社会保障制度に関する勧告」がこの審議会によって提出された。社会保険、国家扶助、公衆衛生および医療、社会福祉の四部門から構成されたもので、イギリスにおけるベバリッジ構想のように即時に実現されたわけではなかったが、将来のわが国社会保障の一応の輪郭を示したものであった。

このようにして、一方における指導理念としての生存権原理、他方それに対応する社会保障という具体的な制度概念の出現によっ

て、わが国社会保障制度は前進をはじめた。四七年の失業保険法の成立、健康保険法からの労災保険の分離独立にはじまり、五四年の厚生年金保険法の全面改正、国民皆保険の国民健康保険法の全面改正（五八年）、国民皆年金の国民年金法制定（五九年）へといたる。この期の制度の特色としては、①失業保険の創設や、六四年の厚生年金保険法、五八年の国民健康保険のそれぞれ全面改正のような抜本改正も織り込まれるが、全体としては、戦前から存在した制度のつぎはぎであったこと、②敗戦直後は総指令部（GHQ）、それ以後は官僚主導によるものであったことが指摘できよう。

高度成長期には、生活保護基準の引き上げに貢献した朝日訴訟における原告朝日茂氏の勝訴（六〇年一月一九日）、労災保険の労基法からの「一人歩き」と称される労災保険の原理的転換をもたらした改正（六〇年、六五年）、国民年金をおぎなう児童扶養手当法制定（六一年）、その時点での唯一の欠落部門とされていた児童手当法の制定（七一年）など、先進国に比し遅れていた部門の整備など既存制度の補完・充実がなされたが、これとともに、高度経済成長による国庫財政のゆとりからの年金水準の引き上げなど、わが国社会保障法制の大きな前進がみられた時期であった。その象徴が年金額への物価スライド制の導入、老人医療の無料化その他の措置がとられた七三年「福祉元年」である。この時期のもう一つの特色は、この制度の前進が国民の強い要求に応じたものであったということである。高度経済成長は、国民の生活水準を引き上げて「豊かな社会」の言葉も出現せしめたが、反面、若年世帯の都市への集中による核家族化がもたらした従来の家族的扶養関係の崩壊現象は、社会保障制度充実へ世論を沸騰させ、これに応じて、まず革新自治

体において、次にそれを押し上げる形で国の制度のなかで、年金制度を中心として大きな制度の前進を導いた。しかも、高度経済成長は、これを財源的に十分可能ならしめた。

以上をふまえて、各部門ごとにその内容および発展の概略をみることにしたい。

1 生活保護法

上述の一九四六年の旧生活保護法は、戦後匆忙の間に救護法（一九二九年）に代わって制定された一般的最低生活保障法で、保護の種類は、救護法と同様、①生活扶助、②医療、③助産、④生業扶助、⑤葬祭扶助の五種類。その程度・方法は勅令にゆだねられていたが、費用負担は市町村・都道府県がそれぞれ一〇分の一にたいし、国が一〇分の八とされて、国家責任による保護の性格が濃厚化された。しかし、怠惰者や素行不良者は対象から除かれ、また保護の権利性も不明確であった。

これにたいし、一九五〇年制定の現行生活保護法は、生存権条項をもつ新憲法を受けたもので、保護の種類が増えた（教育、住宅各扶助）うえ、その基本原理としての最低生活原則、無差別平等の原則の鮮明化とともに、保護の権利性が確立された。以後、骨格はほとんど変更されることなく今日にいたっている。

2 労災保険法

戦前、旧工場法による業務上災害扶助は、健康保険法と厚生年金

保険法がになつてきたところ、戦後新たに労働基準法が制定されたこととともに、その災害補償を保険する制度として、一九四七年、労働者災害補償保険法が制定された。制定当初のこの法律の性格は、労基法上の使用者の災害補償責任を付保する責任保険であつて、その補償内容も一時金として、労基法の補償内容、補償対象者、災害の範囲と一致していた、しかし、六〇年、年金形式による補償たる長期療養補償制度が、その労基法の補償を上回る部分についての国庫負担導入とともにあらわれて、いわゆる「労災保険の一人歩き」がはじまつた。それは、六五年の改正による年金方式の原則化、自営業者への適用拡大、七一年の通勤災害の取り込みなどによつて一層顕著となつた。このような傾向は、労災保険の「責任保険から社会保障へ」の性格転化としてとらえられるものである。

なお、通勤災害については、これを労災なみに扱うことは世界的動向であつた（ILO一二一号条約七条一項では、通勤災害も業務上災害にふくめられるべきことになっている）が、わが国では七三年、労働者も医療費の一部を負担することとされたうえ、形の上では一般の補償とは異なつた扱いがなされることになつた。これは実質的に労災なみの扱いとみてよい。

3 失業保険法→雇用保険法

失業保険法は、戦前のわが国ではついにあらわれなかつた法制である。保険料を労使で折半負担する社会保険方式で、失業中の一定期間、失業保険金を支給することによつてその間の生活保障をはかる制度である（一九四七年制定）。新憲法との関係では、二五条の

生存権のみならず、二七条一項の労働権——第一次的には国にたいする就労機会の請求権であるが、それが得られなかつた場合、第二次的には生活保障請求権と解される——にも対応するもので、ここに全社会保障制度体系中におけるこの制度の特質がある。

当初は、失業した場合、賃金額の六割を受給期間一年間に一八〇日分支給するもので、比較的生存権保障の色彩の強いものであつたが、労働力確保を求める高度経済成長を背景に、六〇年の職業訓練中の給付日数延長、就職支度金制度創設、六三年の技能習得手当、寄宿手当の創設など、漸次、労働権⇨雇用保障的色彩を濃厚化し、終着点として、七四年の雇用保険にいたる（後述）。

4 医療保障

一九二二年制定の健康保険（以下「健保」という）は、労働者を対象とした労使折半負担の保険料による社会保険方式によつて、現物または金銭による医療の保障制度として、幾多の変遷を経ながら今日にいたつている。一九五三年には日雇労働者を対象とする日雇労働者健康保険法も制定された。

この時期の健保の歴史は財政対策のそれといつてもよいほど、つねに財政問題に苦しんだ。五七年には政府管掌健保給付費にたいする国庫の補助規定が設けられたが、それ以後、たとえば六七年の臨時特例立法など、幾多の立法的・行政的対応がなされてきた。この時期に最も大幅な改正がなされたのは、七三年「福祉元年」で、政管健保への定率一〇％国庫補助という財源対策のほか、家族給付の五割から七割への引き上げ、高額療養費支給制度新設、分娩費・

埋葬料の改善など、重要な改正がなされた。

他方、一般国民を対象とする国民健康保険（一九三八年制定、以下「国保」という）は、運営主体を国保組合として出発していたが、戦後の経済的混乱によってほとんど開店休業状態となっていた。そこで四八年、運営主体を原則として市町村とし、かつその住民を強制加入とする改正（任意設立、強制加入）をおこなったが、五八年にいたり、前述の、国民皆保険化を中心とする全面改正がなされた。全国全市町村を強制設立、その住民を強制加入とし、療養の給付の給付率を五割と法定して給付水準を引き上げ、制度にたいする国の責任を明確化して療養給付費の二割を国庫負担とするとともに、療養給付費の五分に相当する額を各市町村の財政事情に応じて配分して均衡をはかる調整交付金制度を創設した。その後、六三年には世帯主の給付率は七割とされ、さらに六六年には世帯員も同率とされた（国庫負担率も四割に）。この制度の悩みは、とくに人口の高齢化による高齢被保険者の増加による財政状態の悪化であった。これが、次期での大きな課題となる。

5 年金制度

先にもふれたように、一九五四年全面改正の厚生年金保険と五九年制定の一般国民を対象とする国民年金法を二本柱として、国民皆保険体制ができあがった。前者は、旧制度が戦後のインフレによって崩壊状態であったのを建て直し、かつ社会保障の一環として装いを改めたものであった。年金額は、定額部分とそれに上積みされる所得比例部分とされた。後者は、拠出制のほか、これを補足・補完

する福祉年金と称する無拠出年金制度も併置された。両者とも均一制をとった。制度進展のメルクマールである年金水準は、厚生年金の老齢年金のモデル年金額についていえば、六五年Ⅱ一万円年金、六九年Ⅱ二万円年金、七三年Ⅱ五万円年金と引き上げられ、七三年には年金水準を男子平均標準報酬の六〇％とする方針が打ち出された。国民年金のほうもこれに見合った引き上げがなされた。また、七三年には物価スライド制が導入された。

6 出産・育児

出産に関しては、健康保険法上、出産手当金、分娩費、配偶者分娩費、育児手当金がある。分娩前のお産手当金の支給期間は、一九四七年に二八日から四二日に改正された。分娩費は、当初は定額であったが、四六年に標準報酬月額半額とされ、最低保障も設けられた。最低保障は四九年にいったん廃止後、六一年、復活した。育児手当金は四四年から付加給付たる哺育手当金として出発したが、四八年、法定給付とされ、六ヵ月間、月一〇〇円、四九年から同二〇〇円となったが、六一年から名称が「育児手当金」とされたうえ一時金となり、額はそのとき以来現在まで二〇〇〇円である。国民健康保険法上の助産費の支給または助産の給付（法五八条）については、六二年から国の助産費補助金が交付されるようになった。

育児についての保障は、先進国と比較して唯一の欠落部門とされていたが、七一年、ようやく児童手当法が制定された。満一八歳までの三子をもつ場合の第三子から、その義務教育終了までの間、月額三〇〇〇円が支給された。児童扶養に関しては、このほか、父母

が離婚した場合の児童など国民年金法上の母子年金の対象とならない母子世帯などにたいし、母子福祉年金と同額の手当を支給する児童扶養手当法（六一年制定）、重度精神薄弱児を扶養する場合に特別児童扶養手当を支給する重度精神薄弱児扶養手当法（六四年制定、七四年に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」と改称）がある。

第二章 低成長下の社会保障法制

低成長期は、それまでみられなかった種々の社会保障制度への圧迫要因が発生し、制度は後退するのが特徴である。

その圧迫要因の第一は、国の財政状況の悪化である。先に述べたように、一面で社会保障のニードを高め、反面でその進展を財政面で可能とした高度経済成長は、それがまさにピークとなる一九七三年一〇月、石油ショックを転機として終焉し、低成長時代へと下降した（七四年はマイナス成長となる）。この結果、国は深刻な税収不足に悩むことになった。「福祉元年」（七三年）は、ニクソン・ショック以後の経済優先の反省から福祉優先への国民的気運の終着点であったが、その快い言葉の余韻のまだ醒めないうちに、逆方向への「福祉見直し論」、さらにそれまでの福祉を「ばらまき」とみて、「ばらまき福祉見直し論」が代わって登場する。これと並行してわ

が国の福祉国家のあり方にも議論が及び、主として政府サイドから個人の生活における自立・自助を強調して国・地方公共団体の負担の軽減をはかる「日本型福祉国家論」が提唱された。国の財政難はいつこうに改善されず、公債依存度は、七七年度以降三〇％を越え、七九年度には三六・五％に達した。予算編成においても、マイナス・シーリング（八二年度）やゼロ・シーリング（八三年度）の年がつづいた。このような財政状況を背景としてあらわれた社会保障のあり方に関する最も影響力の大きい意見の代表は第二臨調のそれで、八二年七月の基本答申において、わが国のめざすべき福祉社会は、自立・互助・民間の活力を基本とすべきもので（第一部）、社会保障は「現行制度における不合理の是正、効率化、体系化をはかるとともに、受益者負担やボランティア活動等民間の力の活用も考えていくことが重要である」（第二部第一章２）と指摘した。低成長による国の財政難は、まず、このように社会保障を支える基本原理の变革にまで及ぶインパクトを与えた。

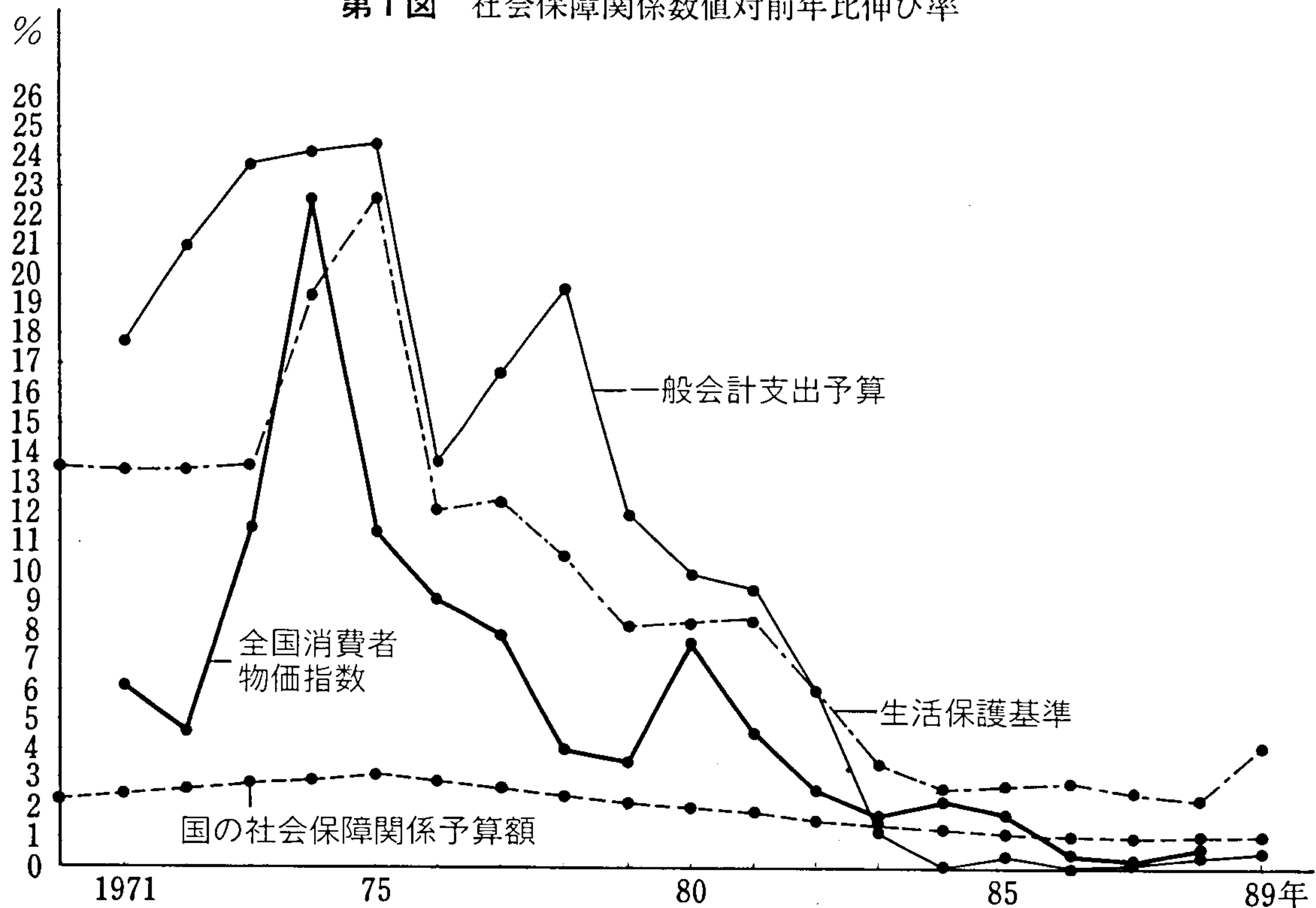
第二の圧迫要因は、人口構造の高齢化である。一九七〇年の六五歳以上の人口層の全体に占める割合は七・一％、八〇年九・一％、八五年一〇・三％と着実に上昇を示し、将来予測される比率の高さ（二〇二〇年、二三・六％）と、それに達するスピードの速さが世界に例をみないものであることはよく知られている。高齢化は、一方における平均寿命の伸長と、他方における出生率の低下によってもたらされるものであるが、前者は、職業からの引退後の余命を長期化し、老後生活の年金制度への依存度を高め、また、次に述べる医療費高騰の原因ともなっており、総体として社会保障の財源の増大を必然化するが、この増大した経費を支えるべき若・壮年齢層は、人

口構成上、総体的に小さくなるという矛盾が生ずる。

さらに第三の圧迫要因は、医療費の高騰である。国民総医療費は、七〇年には二兆四九六二億円であったが、七五年には六兆四七七九億円と約二・三倍、八一年には一二兆八七〇九億円で約五倍、九〇年には二〇兆円を越すとみられている。これは物価上昇率や国民総生産の伸び率よりも上回るものである。この原因としてあげられているのは、①医療技術・薬剤の高度化による医療費の高額化、②医療の普及、健康への関心の高まりなどによる医療需要の拡大、③人口構造の高齢化、すなわち、若・壮年者に比して医療の受診率が高く、またその医療費が高額となりがちな高齢者の人口比率の高まりが総医療費の増大を招来すること、などである。

以上のような主として三つの圧迫要因によって、この時期の社会保障は財政面において「三重苦」のなかに陥った。第1図は、このなかで国の財政を最もよく示す一般会計（当初）予算の伸び率と、そのなかに占める社会保障関係費の伸び率、物価指数の変動、生活保護基準の伸び率を示したものである。これによると、七三年以降、一般会計予算伸び率、生活保護基準伸び率、国庫予算中の社会保障関係予算額とも、七五年をピークに下降している。このことによる社会保障の後退は後述のとおりである。ただし、社会保障関係予算額の伸び率は最も変動が少なく、つまり、国家財政に關係なく一定に近い伸び率が保たれていたこと、また物価指数もほぼ平行して下降し、生活保護基準はそれを後追いしながらもつねにそれを上回る伸び率を示していたことが救いとなっている。つまり、消費者物価指数とここで示された指数との関連においては、社会保障はその水準を確保していたとみることができる。

第1図 社会保障関係数値対前年比伸び率



〔備考〕 全国消費者物価指数は総務庁統計局調査による。

以上のほか、社会保障の変革を迫る問題として重要なものは、国際化社会の進展にともなう社会保障の国際化、なканずく、社会保障における内外人平等待遇の原則の適用の問題がある。近年、東南アジア諸国からの多くの出稼ぎ労働者の入国が増えているが、さしあたって、この外国人労働者の生存権^{II}社会保障権を確保する必要に迫られている。いまや社会保障は固有の国民のみにかかわるものではなく、なつてきており、脱国民、脱国籍の方向に向かいはじめたのである。

以上、この時期にあらわれた社会保障にかかわりをもつおもな要因や動向をあげたが、このなかで、国の財政に関しては、八六年ごろから好転し、八八年度は当初予算比、七兆円の増収となった。これによって、国の財政難に起因するとみられる変化は、復元の気配をみせている。今後、この傾向がどのように変化するかは注目を要するところである。

さて、以上のようなインパクトを受けて、社会保障法制は具体的にいかに変革されたであろうか。各部門別にみることにしたい。

1 生活保護法

生活保護基準は第1図でみたとおり、物価高を後追いする形でフォローした。ただ、保護基準の算定方式が、一九八四年において、六五年以来とられてきた格差縮小方式に代え、水準均衡方式が採用され、一般消費水準との格差を維持したまま、その水準に合わせた改定をおこなうこととされた。変化したのは費用の負担関係で、第二臨調の国の補助金削減の意向を受けた一括削減法（国の補助金

等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律」一九八五年）により、国の負担割合は、八六年から三年間、一割カットされて七割となった。八九年からは七割五分に復されたが、その削減分だけ地方自治体の負担が増えたわけで、これは、両者の責任配分のあり方から、さらにこの法律の基本的性格にも波及するものをもつ。

2 労災保険

一九七六年には、従来の労災保険の保険施設を拡充し、内容を明確にして、「労働福祉事業」が設けられた。事業としては、社会復帰促進事業、被災労働者援護事業、安全衛生確保事業、労働条件確保事業である。

八〇年においては、①遺族年金の給付水準の改善、②遺族特別支給金の金額の引き上げ（二〇〇万円から三〇〇万円へ）、③障害補償年金に失権一時金、前払一時金を新設、④障害補償年金の受給者にも介護料を支給、⑤スライド制の改善、⑥年金担保融資制度新設、⑦前払一時金と、失権差額一時金が設けられている労災年金と、事業者のおこなう民事損害賠償との調整規定の新設、⑧メリック制の改善、⑨保険料率の引き上げ、といった改正がなされた。その背景には、経済の低成長への移行による、賃金水準の伸びの鈍化、保険料の高い二次産業労働者数の減少が保険料収入を減少せしめる反面、年金受給者の累増、医療費の増大による支出の増が保険財政を悪化せしめたこと、現在の給付水準はまだ不十分であるとの認識があった。

さらに八六年には、①保険給付額算定の基礎たる給付基礎日額に

は、労働者の年功賃金実態を基礎として、受給者の年齢階層別に、上・下限を設定する、②被災労働者が所定労働時間の一部を労働して賃金を得た場合、その被災者が受給している休業補償給付、休業給付の額は、給付基礎日額からその支払われた賃金を控除した額の一〇〇分の六〇とする、③労働者が監獄等に収容されている場合は、休業補償給付、休業給付はおこなわない、④通勤災害に関し、労働者の通勤経路の逸脱、中断後の往復が通勤とされる範囲の拡大、⑤メリット制度の改定、などの改正がなされた。①の改正は、若年時被災者が低額の年金のままで据え置かれるのに反し、壮年時被災者の場合はきわめて高額となること、高齢労働者の賃金は低下するのに、それが年金額に反映されていないことなどが理由とされているが、この年の改正は、全体として支出削減、すなわち財政的観点からの改正であったとの感が強い。

総じて、低成長による収入減にたいする年金額累増、医療費高騰による支出増の圧迫にどう対処するかが目下の労災保険の差し迫った問題である。

3 失業（雇用）保険

石油ショック、便乗値上げによる企業の儲けすぎ、狂乱物価など大荒れの七三年暮れから七四年春にかけての異常な社会的経済的混乱状態も、政府の総需要抑制策によって沈静化したとみられた同年秋、すでに不景気の前兆としての一部業界における労働者の一時帰休の現象が発生していた。そのさなか、先にもふれた失業保険の雇用保障化の終着点としての同保険に代わる雇用保険法案が政府から

国会に提出された。

この法案は、①従来保険事業の付帯事業にすぎなかった福祉施設を、使用者のみの経費負担による雇用改善、能力開発、雇用福祉の三事業として発展・拡充したこと、②失業保険金の体系を求職者給付と就職促進給付に整理・体系化したこと、③従来の失業保険金にあたる基本手当額について、低賃金労働者には高率（八割）の給付率を設定（逆比例給付率）したこと、④給付日数については、年齢など再就職の難易度によって決定する方式を導入したこと、⑤いわゆる出稼ぎ労働者などについては、賃金日額の五〇日分の特例一時金を支給する短期雇用被保険者の特例制度を設けたこと、⑥六〇歳以上の労働者については保険料を免除したこと、など旧制度と大きく異なったものであり、とくに短期雇用被保険者の特例制度などには野党の抵抗が強かったが、右の雇用改善事業中、一時帰休者に雇用調整給付金を支給する雇用調整事業がふくまれており、これがその時点での失業救済的機能をもつことに着目されて成立した。失業保険についての高度成長期の動向の終着点であると同時に、低成長期の出発点でもあるという両面をもった立法であった。三事業は、事業主の共同連帯による労働者の雇用状態改善事業の創設として注目されるべきものをもつ。

その後、本法は、一九八四年、かなり大きな改正がなされた。労働人口の高齢化、女性の職場進出など、雇用構造の変化により、雇用保険の受給者数が増加し、保険財政を圧迫するにいたったことを背景とするもので、①失業給付額の算定の基礎から賞与を除外するとともに基本手当日額を引き上げる、②給付日数の年齢による難易度別決定方式を改め、離職前の勤続年数に応じた三段階制とする、

③ 正当な理由のない自己都合退職者などの場合の支給制限期間の延長、④ 六五歳以前から雇用され、六五歳を越えた高年齢継続被保険者が失業した場合は、基本手当に代え、最高一五〇日分の給付金を支給する高年齢求職者給付金制度新設、⑤ 六五歳以後雇用される者は被保険者とし、などを内容とするものであった。

4 医療保険

医療保険は、前述のように高齢化をも大きな要因として膨張した医療費と、他方の低成長による国の財政難という矛盾が最も集中的にあらわれた分野である。

一九七四年、七三年改正によって設けられた健保の保険料率調整規定がさく適用され、政府管掌健保の保険料率の引き上げがなされた。また七六年には、分娩費・埋葬料の最低保障額の引き上げとならんで、標準報酬上下限、高額医療費の自己負担分がそれぞれ引き上げられた。

七七年には、政府は、「医療保険制度の基本的考え方について」という基本方針（一四項目）を打ち出し、それにもとづいて、傷病手当金支給期間の延長とともに標準報酬上限額の引き上げ、賞与からも一%の保険料をとる特別保険料制度の創設、初診時・入院時の一部負担金の引き上げなどの改正が成立した。これ以後、つぎつぎと以下のような重要な改正がなされた。

(1) 健保八〇年改正

七八年には、右の基本方針にもとづき抜本改正案が政府から提出

されたが、容易に成立せず、八〇年ようやく成立した。おもな内容は、① 一部負担金の額の引き上げ、② 家族給付率の引き上げ（入院について七割から八割へ）、③ 本人についての高額療養費制度の新設、④ 標準報酬上限を自動的に改正できることとする、⑤ 保険料率上限の引き上げ、⑥ 七四年から七九年までの累積赤字は六年間で償還することとし、そのために保険料率引き上げを実施できることとする、⑦ 政管健保への国庫補助を給付率の一六・四%から二〇%とする、⑧ 健保組合間の財政調整制度の創設、⑨ 海外在住者にも保険給付をおこなうとともに保険料も徴収する、などであった。

②、⑨のような制度の改善の面もあるが、それ以外、大部分は財源対策としての制度改正であった。⑧は、保険料率が平均以上の組合、高額医療給付の発生などによって財政に影響を受ける組合にたいし、各組合が特別に徴収した保険料（調整保険料）を財源として、健保連合会が交付金を支給する制度である。

(2) 老人保健法の制定

このような大改正と並行して、老人医療制度の検討がなされた。七三年の老人医療費公費負担化（Ⅱ老人医療無料化）は、当然ながら老人医療費を増大せしめ、国民医療費の伸びを上回る伸びを示すこととなった。この財政負担の重圧をまともに受けたのは老人加入者の多い国保で、それに高率の財政負担をしている国の負担の増大ともなっていたことに対応するものであった。

そこでまず、病院の老人サロン化、社会的入院などを理由に、老人医療に一部負担制を復活し（外来一ヵ月四〇〇円、入院二ヵ月間

一日三〇〇円)、反面、四〇歳以上の国民を対象に、医療以外の、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練などのヘルス・サービス事業を設けた。ヘルス・サービス事業の費用は、国、都道府県、市町村、各三分の一ずつであるが、医療に要する費用は、国二割、都道府県、市町村各五分、残りの七割は各医療保険の保険者が、その老人たる被保険者の現実の医療費に応ずる医療費按分率と、その組合に加入している老人数に逆比例して計算される加入者按分率を、それぞれ二分の一ずつの割合で負担することとされた。加入者按分率は、その組合に老人数が少ない組合ほど重くなる仕組みで、老人加入者の少ない被保険者たる健保組合が、多い組合たる国保の財政を援助する関係(保険者間連帯。見落としてならないことは、このことが同時に国保への国庫負担額の軽減となることである)が設定されたものである。そして、この按分率が八六年の改正によって一〇〇%とされ、その関係が一層強化された。

(3) 健保・国保の八四年改正

①被保険者本人に二割の自己負担導入(当面は一割)、②高額療養費支給制度に世帯合算方式、高額多数該当世帯の負担軽減方式などの導入による改善、③特別病室、高度医療を受けた場合に支給される特定療養費制度導入、④国保にたいする国庫負担を医療費の四〇%から給付費の四〇%とし、調整交付金もその一〇%とする、⑤かつて被用者保険の被保険者であった一定の高齢退職者は、国保に加入後も、自己の保険料と、被用者保険等保険者からの療養給付費交付金を財源として、被用者保険なみの医療給付が受けられる退職者医療制度の創設、⑥日雇健保を廃止し、その対象者を健保に取り込

むこと、⑦標準報酬上下限の引き上げ、など。このなかで、とくに①は財政対策として大きな意味をもつものであった。

(4) 国保の八六年改正

① 高医療費市町村における運営の安定化推進措置……厚生大臣の指定する高医療費市町村は、安定化計画を作成・実施する義務を負う反面、国、都道府県、市町村が高医療費の一定部分を共同負担する措置

② 保険基盤安定制度の創設……低所得者にたいする保険料軽減相当額の負担を、国二分の一、都道府県四分の一の割合で共同負担する制度

③ 都道府県の参加により、高額医療費共同事業の強化・拡充

以上、社会的医療制度についての改正事項を順を追って列挙したが、この領域は「三重苦」がまともに集中するところで、情勢は深刻であって、今後とも老人の自己負担額の定率化など種々の改正が予想されている。

5 年金制度

七三年の五万円年金(厚生年金)は、その後の狂乱物価に応じたスライド制が実施されたが、直近男子の平均標準報酬の六〇%確保の水準維持のために、七八年に予定されていた財政再計算期を繰り上げ、七六年に法改正がなされ、厚生年金では月額九万円Ⅱ一〇〇万円年金が実現した。もっとも国民年金では、夫婦で七万五〇〇〇

円で、それまでの両者の連動関係が切断された。

このような年金水準の引き上げは、国民の年金への依存度の高まりに応ずるものであったが、わが国における本格的な年金時代の幕開けとともに、年金制度の抜本的な見直しの必要が痛感されるにいたった。すでに意識されていた高齢化現象を背景に、制度の統合化、給付体系のあり方、女性の年金権、費用負担のあり方などが大きな論点であった。厚生省は、早くから基礎年金と付加年金の二階建て構想を打ち出していたが、社会保障制度審議会（七五年「今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について」、七七年「皆年金下の新年金体系」、年金制度基本構想懇談会（七七年中間意見）、社会保障長期展望懇談会（八二年「社会保障の将来展望について」）なども意見を出し、公私さまざまな議論が展開された。

このようななかで強い影響力をもってあらわれたのが、先にもふれた八二年の第二臨調の基本答申であった。ここでは、年金制度に關し、高齢化と制度の成熟化により現状の給付水準と負担の關係のままでは危機的状況を迎えるとしたうえ、全国民を基礎とする統一的な基礎的年金の保障を目的とし、①公的年金の段階的統合（当面国鉄共済組合は類似共済組合へ統合）、②制度間の不均衡解消、合理化、給付水準適正化、支給開始年齢引き上げと弾力化、保険料引き上げなどによって制度運営の安定化をはかる、この場合、被用者の妻の年金権の問題も解決すること、などを提言した。

これを受け、まず危機にあった国鉄共済組合救済のため、八四年、国家公務員共済組合は公共企業体職員共済組合を吸収した。そして翌八五年、年金制度の大改正が成立した。その要点（老齡年金のみに限定する）は次のとおりである。

(a) 国民年金法を、女性もふくめた全国民を対象とする均一額の基礎年金制度とし、厚生年金はそれに上積みされる二階部分の所得比例年金制度とする。

(b) 基礎年金の額は月五万円（八五年価格）とし、その財源は三分の一を国庫負担、残りは賦課方式により、自営業者は均一額の、被用者は自己の配偶者の分もふくめた労使折半の所得比例の保険料でまかなう。支給開始年齢は従来どおり六五歳。

(c) 所得比例年金は被用者年金の対象者のみとし、基礎年金とあわせた給付率は現役男子の平均標準報酬月額額の六八％程度を維持する。支給開始年齢は六五歳（経過的に当分は六〇歳）。

この翌年、各共済組合法も改正され、厚生年金と同様の扱いがなされた。これによって基礎年金については全国民の統合がなされ、女性にもその権利が確立され、また表面にはあらわれないが、基礎年金Ⅱ最低生活保障、厚生年金Ⅱ従前生活水準保障という理論的には理想的な年金構造が出現した⁽³⁾というメリットは評価できるが、現実の給付水準は従前に比し、かなりのレベル・ダウンとなった⁽⁴⁾。

その後、八九年には、年金額の引き上げ、懸案であった学生の強制加入、保険料引き上げ、繰上減額年金制度（日本型部分年金）の創設、地域型国民年金制度の創設などの法改正がなされたが、改正案に盛り込まれていた厚生年金の支給開始年齢を段階的に六五歳に引き上げる措置は、後日の検討に残された。

この改正とともに重要な法案として、政府が一九九五年を目標とする公的年金制度の一元化構想（「公的年金制度の改革について」八四年二月閣議決定）をふまえ、とりあえずの暫定措置として被用者年金制度間調整——国鉄共済組合の救済などのため、各被用者年

金制度からの拠出金を財源として費用負担の調整をおこなう制度——をおこなう法律（被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法）が成立している。

なお、国の財政難から、政府は、行革関連特例法（八一年）等により、八二年度から八九年度まで、厚生年金の国庫負担金の一部の同特別会計への繰入れを延期する措置をとった。

6 出産・育児

大きな変化を受けたのは児童手当であった。この制度は、わが国には家族手当という手当を支給する賃金慣行があることもあって、国の財政難とともにつねに廃止への圧力を受けてきた。八一年の第二臨調第一次答申では抜本的見直しを提言し、これを受けた行革関連特例法では公費負担の児童手当は所得制限を強化し、八二年六月から九一年五月までの間、それによって手当を受けられない者で一定の低所得者には、全額事業主負担による特例給付が支給されることとなった。他方、その提言により、中央児童福祉審議会の検討がなされ、八五年の改正となった。この改正により、支給対象は第二子からとなったが、支給期間は義務教育就学前に限定された。

7 社会保障の国際化

内外人平等待遇の原則を中心にわが国の社会保障法の外国人にたいする適用関係をみると、厚生年金保険法、健康保険法、労災保険法、雇用保険法（単純労働を目的の入国は認められていない関係で

失業は一般にはありえず、適用は永住者、韓国人、日本人の配偶者にかぎられる）などの被用者保険は、合法入国であるかぎり、早くから適用されていた。そして、従来国籍要件を付していた国民年金法、児童扶養手当法、特別児童手当の支給に関する法律、児童手当法は、八二年にわが国が難民条約を批准したことを契機に適用されることとなり、また国保も八六年に適用されることとなった。ひとり生活保護法は適用されず、ただ行政措置により生活保護と同じ保護が事実上なされている^③。これには、憲法二五条の生存権についての外国人の権利主体性の存否の問題にかかわり、目下はそれを否定する見解が有力であることが大きく影響している。

このような理論的問題はあるが、事実上の問題としては、主要な社会保障法制は一応合法入国の外国人には適用されており、関心は不法入国者の問題に移っている。

8 総括

石油ショック以後一〇年あまりの間の「三重苦」のもとで社会保障はいかに変化したか。

先の第1図にみられるように、社会保障のなかで最も基本的な生活保護基準は、消費者物価指数との関係ではそれを若干上回る伸び率を維持した。しかし、国民にたいする最低生活保障の第一次的責任主体としての国の責任は、経費の国庫負担率をそのあらわれとみた場合、後退し、その分が地方自治体に転嫁された。

社会保険の分野においてみられた現象は、給付水準の低下、国民の負担増、社会連帯関係の強化であった。給付水準の低下は、端的

には年金制度における年金水準の引き下げ、支給開始年齢の引き上げとなってあらわれている。これからいよいよ年金時代の幕開け、まさに年金の必要性が身に感じられたときに水準が低下したことは、国民、とくに高齢化社会のピーク時に高齢期を迎えなければならぬ現在の若年層に、公的年金制度にたいする大きな不信感をいだかせてしまった。その結果は、国民の企業年金、共済年金さらに私保険への依存度を高めることになった。

医療保険の分野においては、老人保健法制定による老人医療無料制廃止、本人の定率一部負担化^⑧八割（当面九割）給付化が特徴的である。両者ともに医療費抑制の意図から出たものであるが、前者による有料化は、目下その額が小さいためそれほど負担ではないが、すでに八六年にはその引き上げがなされており、今後漸進的に引き上げられていくことは必至である^⑨。そればかりか、全額公的な医療供給を所得能力を喪失した老人についてであるが実現にこぎつめたという社会保障進展上のマイル・ストーンがうたかたのごとく消失したことのマイナス・イメージが大きい。本人の八割給付化も、本人については一〇割給付が伝統的に守られてきただけに、たとえ二割のマイナスとはいえ、やはり大きな後退感がある。

これら給付水準の低下は、右にみたように、反面における国民の負担増となる。これは原理的には自己責任原則の強化であり、それを強調する日本型福祉国家論の現実化ととらえられる。

社会連帯の強化は、しばしばおこなわれてきた標準報酬上限額の引き上げ——それによって高所得者の負担割合が大きくなる——国鉄共済組合救済のための公共企業体共済組合の国家公務員共済組合への吸収、日雇健保の一般健保への吸収、退職によって被用者医療

保険から国保に移った者についての医療費を旧被用者保険からの拠出金によってもまかなう退職者医療制度の創設など、いろいろな形をとってあらわれているが、とくに最近問題とされているものとして老人医療費の保険者負担額算定における加入者按分率の一〇〇%化がある。これによって、老人加入者を多くかかえている国保にたいする健保組合の強力な援助関係——国保、健保が一体となって老人医療費を負担する関係——が設定されたが、健保組合の保険料収入の約三分の一が老人保健拠出金に当てられることが予想され、逆に健保組合の財政悪化をもたらして、その反発があらわれているところである。このフリクションは、結局、国家と社会連帯の間のそれである。ただでさえ財政状態の悪い国家が、ますます膨大化する老人医療費の国保をとおした負担の回避のための一手段としてとられたのがこの社会連帯関係の強化であったが、その負担を負わされた社会連帯にも限度が感じられたわけである。この社会連帯原理^⑩社会構成員の相互の援助関係は、しかし、社会保障において国家責任とともに重要な原理である。これがなければ社会保障は成り立たない。フランスにおける社会保障はむしろこれが中心に座っている、国家は極力排除される。わが国において、この両者の関係がどのように考えられるべきかは今後の大きな検討課題である。

以上において、社会保障をめぐる「三重苦」のもたらしたものが明らかとなってきた。「三重苦」は、社会保障をめぐる国家、社会連帯、自治体、国民の四者の位置に重要な編成替えをもたらした。この四者のなかで、「三重苦」とくに国家財政の悪化は、まず社会保障における最も重要な責任主体としての国家の地位を相対的に後退せしめ、国家責任を希薄化した。そのあおりを他の三者が分かち

あう。国民はそれを自己負担の増加、あるいは給付水準の低下という形で負担する。自助努力を強調する日本型福祉国家論はそれを支えるイデオロギーである。しかし、社会保障はもともと自助の限界の認識のうえに立つものであるから、それを強調して負担増、あるいは保障水準の低下をもたらすことは社会保障の後退にほかならない。国家の責任履行能力が減退した場合にも、保障水準をそのまま維持するためには、他の二者の負担の増加を求めるしかない。これを受ける社会連帯の強化は有意義であって、むげに排斥すべきものではない。しかし、わが国においては、先にもふれたように、国家がそれに責任を転嫁する形となるところに問題がある。社会連帯とは、本来、自然発生的な社会構成員間の連帯意識を基礎とするもので、強制されるべきものではない。といっても、その社会の範囲が広いときには、ある程度の強制もやむをえないであろう。しかしその前に、国家はギリギリのところまで自己の責任履行の努力をすべきであり、これをなしたかどうかである。財政難の状態のなかで、防衛費のみは着実に伸びていることとの対比で、社会保障における国家責任の後退が安易ではなかったかの印象は拭いがたい。

第三章 現在における課題

社会保障の二大部門である医療と年金部門をみると、福祉元年

までに到達した一応の水準は、それ以後の低成長期において停滞、さらに後退し、なおかつ「三重苦」の先行き不安要因は依然解消されていない。「三重苦」のうち、国家財政については明るさがみえてきたとはいえ、後の二者は今後一層強まってゆくものであって、これからの社会保障は、水準の向上や内容の充実どころではなく、現在のそれらをいかに維持するか、その財源対策そのものが最重要課題である。

医療についてみれば、医療費は、いわゆる薬づけ、検査づけの乱診乱療の排除、薬価基準の適正化などまだ現段階でも節約できる余地はあろうが、基本的には医療制度の進展にともなう医療ニーズの拡大と水準の向上、医療技術、薬剤の質の向上、それになんといっても高齢層の増加はその膨大化をもたらすものであろう。とくに高齢者の医療費の増加にどう対応するか。政府は、八四年四月、「今後の医療政策の基本的方向」と題する中・長期ビジョンを出し、「給付と負担の両面における公平（一元化）」の趣旨から、給付率を八割とし、負担は「全医療保険制度の財源の調整措置等について制度化を図る」として一元化を意図している。「負担の公平」の名のもとに現在以上の社会連帯の強化がはかられているようである。しかし、このために現在の健保組合の小規模の社会連帯組織としての利点が奪われてしまうことは得策ではなく、また現在の国保の地域的連帯組織としての利点を残すことも必要である。

この財源対策としては、上述の社会保障における四責任主体のうち、国民の負担を極力増加させ、他の三つをどのように結びつけていくかに帰着するが、ここで重要なことは、医療保障の基本原則が、物的サービスとしての医療の保障ではなく、健康の保障、国民

の権利の観点からいえば医療を受ける権利から健康自体の保障を求める「健康権保障」へと進展していることに注意しなければならぬ⁷⁾。高齢者については、その健康そのものの保障、換言すれば、健やかな高齢者が念頭におかれなければならない。そのためには、予防検診の充実、レクリエーション施設やスポーツ施設その他の保健施設の設置、ねたきり防止対策の推進、保健・医療・福祉の連携化などの総合的な健康保持施策の体系が構築されなければならない。これを三つの責任主体がどのように分担するかが重要なところである。そして、さらに重要なことは、岩手県沢内村の例にみられるように、これらのことは必ず医療費の削減に結びゆくであろうということである。

年金についての目下の最大の関心は、政府が九五年に予定している年金制度の一元化問題である。年金の二階建て部分についても全国民一本化のものととして財政基盤を強化するねらいで、原理的には、制度基盤強化のため年金制度における社会連帯関係を全国民的規模にまで拡張をはかるものである。被保険者ごとにこまやかな配慮を要する医療保障の分野と異なり、年金という金銭を支給するこの分野では統合自体は望ましく、そのための社会連帯関係拡大は首肯される。

問題の中心は、年金水準と負担の関係である。前者に関しては、基礎年金は最低生活保障、厚生年金は男子の平均標準報酬の六八％保障の維持が意図されているが、このためには拠出の段階的引き上げが必要で、将来的には被用者二八・九％、一般国民月額一万三〇〇〇円（八四年価額）がすでに予定されている⁸⁾。これだけの負担増で維持される給付水準は、しかし決して満足なものではない。給付

率は従前生活水準維持率として、退職時点の賃金水準が基準とされるべきところ、右六八％は現役男子の平均標準月額にたいするものであって、わが国の年功序列賃金体系を考慮にいれると、かなり割り引かなければならない。さらに、その分母にはわが国ではウェイトの大きいボーナスがふくまれていない。この二つを勘案すると、給付率は退職時賃金の四〇％程度に落ち込むことになる⁹⁾。妻に二階部分のない状態のもとでは、これでは満足な老後生活は保障されない。結局は私的年金へ依存せざるを得ないことになる。

といって、その給付率を高めると、負担の高率化を招くことになる。とくに基礎年金のように賦課主義をとる場合、高齢化社会の進展とともに大きな障害となる。国庫負担割合を高めるとしても、その分納税者たる国民の負担増となる。唯一、これからの有力な財源負担者として期待しうるものは事業主である。被用者分について、先進国なみにわが国も保険料の負担について、労働者と折半以上の負担を事業主に求める余地が残されている。これによって若干の給付率の引き上げは可能となるが、しかしそれにも限度があり、目下、国民は給付率か負担率か、いずれをアップするかを選択を求められている。

もし、負担に限度があり、給付率を現状のままとすれば、予算の範囲内でできるかぎり公的年金の不足をおぎなうための国民の私的年金への加入の助成措置がとられなければならない。ここで私的年金とは、国または事業主の助成の入った企業年金（厚生年金基金、適格年金、自社年金）や財形年金、労働者連帯による全国労働者共済生活協同組合（全労済）、農協年金、ゼンセン同盟、全金同盟などによる労働組合共済のように、なんらかの国家責任ないし社会連

帯原理の入った制度はもとより、営利民営年金もふくまれる。ここでの助成の目標は、なるべく低所得者を加入可能とすることである。⁽¹⁰⁾

これとは別に、先にもふれたように、被用者以外の一般国民については、現在、付加年金、国民年金基金制度もあるが、富裕な層が加入しがちとなる任意的制度であって、強制的制度としては基礎年金のみである。低所得者も加入できる被用者についての二階部分（厚生年金）にあたる制度の考案が必要である。

一般国民についていえば、基礎年金における均一拠出制には大きな問題がある。とくに八九年改正による学生の強制加入化によって問題は拡大した。学生にも負担可能な所得比例制がとられるべきであろう。⁽¹¹⁾

以上、「三重苦」がとくに集中する部門について検討したが、高齢化に関しては、受け身的に対応策を講ずるのみではなく、積極的にそれを解消する方策が考えられなければならない。そして、社会保障はこの面でも機能することができ。すなわち、高齢化の一方の要因である出生率低下になんらかの歯止めをかけ、さらにこれを上向きとさせるために出産・育児保障を充実することである。現在、出産手当金、分娩費、育児手当金、児童手当のような制度があるが、これらはほとんど顧みられないばかりか、児童手当にいたっては財政当局や臨調から目の敵扱いされてきたことは先にもふれた。これにたいし、以前からこの制度に理解を示してきた中央児童福祉審議会は、今後の社会・経済的基盤を安定的に維持・充実していくためには、社会全体が児童についての関心を高め、その養育費を公的にも分担する制度の必要性を説いている（八四年一二月「児

童手当制度の当面の改革方策について」）のは問題解決の一面を示唆しているといえよう。低下の一途をたどる出生率を逆転すること、よしんばそれが不可能であるとしても、これから出生する子どもは今後の社会を支える貴重な人材であることの認識が必要である。少なくとも安心して出産でき、心身ともに健やかに育てることを社会の責任においておこなわなければならないときである。そのためには先進国の例にならない、出産・育児保障の充実が不可欠であることを強調したい。⁽¹²⁾

最後に、社会保障の国際化の問題であるが、現実問題としては不法入国者にたいする社会保障の適用の問題が大きい。その前提に、理論的課題としての外国人の生存権、社会保障権の権利主体性の存否の問題がある。ここでは詳しくふれられないが、これら権利の人類普遍性が確認され、脱国籍、脱国民そして脱国民国家への今後の世界的動向に沿っていかなければならない。⁽¹³⁾

*

戦後、過去の制度をつぎはぎし、牛歩の歩みをたどったわが国の社会保障も、一九七三年「福祉元年」には形としては一応の完成をみた。しかし、その後あらわれた「三重苦」（国の財政難、高齢化、医療費の高騰）はあらゆる面で社会保障を圧迫し、とくに国家責任の履行面で後退させ、あるいは後退を迫った。これによって、社会保障を構成する他の諸要素の比重関係に大きな変動が及んだ。

「三重苦」はそれまで上り坂にあった社会保障の歩みを止め、再検討を求めることになった。しかもこの「三重苦」のうちの後の二者は今後不動の動向であり、かつ社会の進歩がもたらしたものであることに注意しなければならない。小論は、このような深刻な状

況のもと現に社会保障が、したがって現に国民がかかえる課題のうち主要とみられるものについて、紙幅のかぎりで検討をおこなった。国民は、いま、バランスのとれた明日のある社会の実現のために英知を傾けなければならぬときにある。

- (1) “de la responsabilité civile à la sécurité sociale”、労災補償の性格についてはもともと労働法学者によって争われていたが、労災保険の「一人歩き」以後、その性格をどうみるか、その変化をどう展望するかについて、労働法学会、社会保障法学会で大きな論争点となってきた。詳しくは、『論争労働法』（一九七八年、世界思想社）中、西村健一郎・高藤昭「労災補償の社会保障化」、保原喜志夫「労災補償責任の法的性格」（『現代労働法講座・二巻』二五八頁以下）など。
- (2) 医療費高騰の要因の説明として、『社会保障・社会福祉事典』（一九八九年、労働旬報社）三〇二頁以下（西三郎氏執筆分）など。
- (3) 法文上明確にされたわけではない。しかし、基礎年金額は、六五歳以上の老人の消費支出から娯楽費を除いたものが四万七七〇〇円ほどであること、および老人世帯の生活保護基準が夫婦で八万一一〇〇円（八三年度、二級地）であることが勘案されたものであること（厚生省年金局『年金制度改正案の解説』一九八四年、社会保険研究所二〇頁以下）、また支給率の六八％の維持は、改正案における今後の方針として確認されているもので（同書一〇頁）、今後とも維持されること公的にかなり明確化されているものである。
- (4) この改正案についての論評は、高藤昭「社会保障法体系からみた年金改革」（ジュリスト増刊総合特集三六『年金改革と老後生活』五八頁以下）。
- (5) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二九年五月八日、社発三八二）
- (6) 八六年の改正法附則自体において、今後の老人医療費の動向などを勘案して、九〇年までに改正措置がとられることが規定されており、

これを受けて老人保健審議会では、八九年末、患者負担の五％定率化などが検討されていたが、総選挙への政治的配慮から見送られたいきさつがある。

- (7) 「健康権」あるいは「健康保障」の概念は、わが国ではまだ市民権を得ているわけではない。しかし、医療費の保障から医療の保障、さらに治療以外に事前の予防、事後のアフター・ケアやリハビリテーションを加えた健康保障への理念的発展はILO条約、勧告の発展過程からもうかがいしれる世界的な不動の傾向で、WHOも「身体的・精神的・社会的に完全な良好状態」の追求をかがけている。ILO条約・勧告にみられるこの動向については、秋田成就編『国際労働基準とわが国の社会法』（一九八七年、日本評論社）三〇八頁（高藤昭執筆分）。

- (8) 厚生省年金局、前掲書一〇頁以下。
- (9) 八九年の基礎年金額の改定と標準報酬の再評価によって、モデル年金額は、現役男子の平均標準報酬月額二万八八〇〇円の六九％の一九万七四〇〇円となるとされている（松本省三「年金制度の現状と課題」『週刊社会保障』一五四八号、五三頁）
- (10) この点については、高藤昭「新年金制度下の年金体系の課題と展望」（『法律時報』五九巻一号、一八頁以下）参照。
- (11) 高藤昭「国民年金保険料は年功化を——負担の大きすぎる学生の強制加入」（八九年一月四日付『朝日新聞』論壇）参照。
- (12) 高藤昭「高齢化社会における社会保障法の課題」（秋田成就編『高齢化社会における社会法の課題』、一九八三年、日本評論社、一四三頁以下）。
- (13) 詳しくは、高藤昭「国際規範からみたわが国社会保障法の国際化の現状と課題」（『社会労働研究』三五巻一号九頁以下）、同「保護と均等待遇をめぐって」（『大原社会問題研究所雑誌』三七六号九頁以下）、日本社会保障法学会誌『社会保障法』五号四三頁以下。

第一部

労働経済と労働者生活

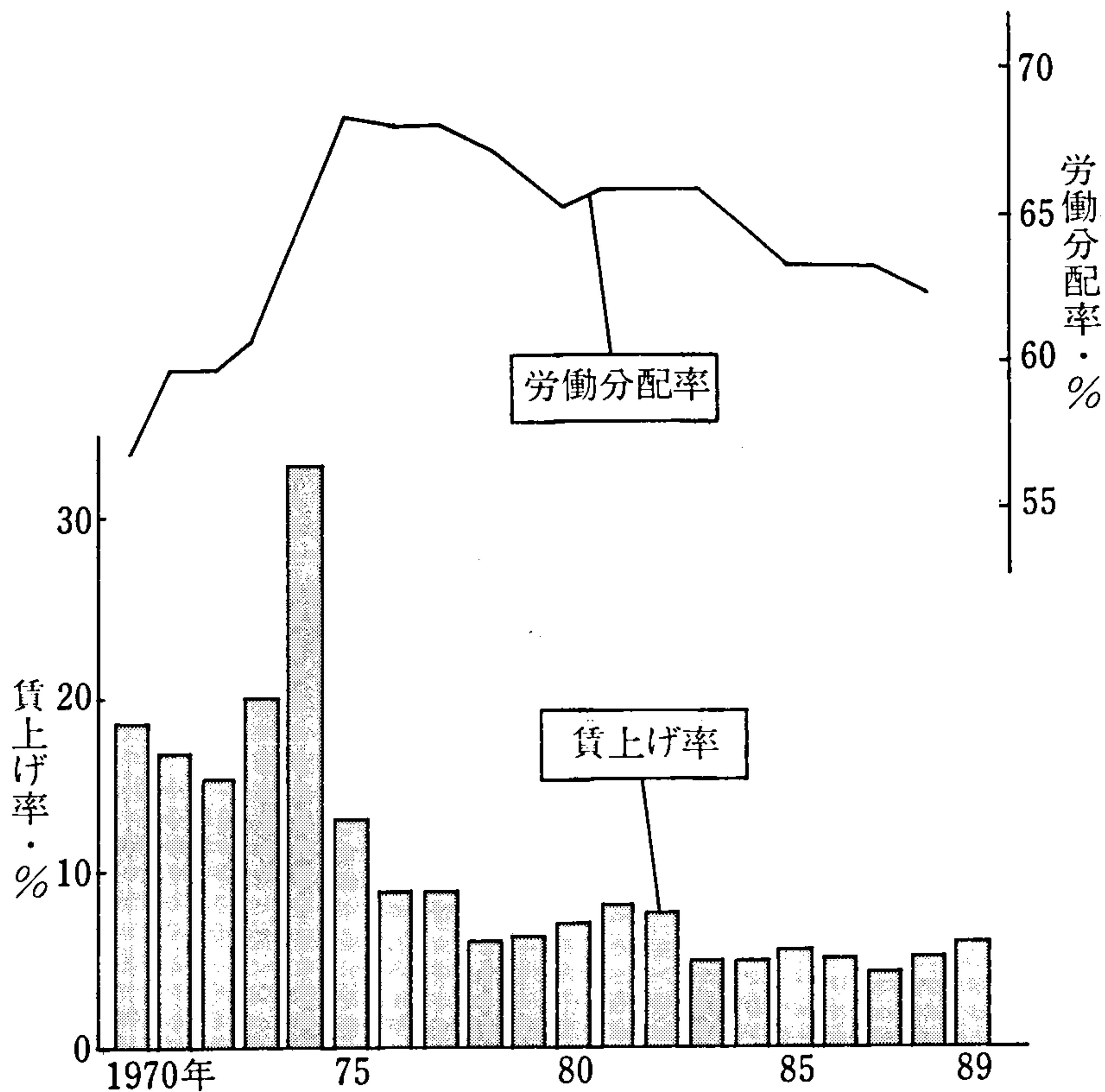
I 労働経済の動向

内需拡大で4年越しの好況持続

有効求人倍率1.25倍

実質賃金上昇、労働分配率いっそう低下

春季賃上げ率(名目)と労働分配率の推移



(注) ①賃上げ率は労働省調べ(民間主要企業対象)

②労働分配率は $\frac{1 \text{人当たり雇用者所得} \times \text{就業者数}}{\text{国民総生産}}$

〔出所〕「日本経済新聞」1990年2月11日付。

概況

☆ 日本経済は、一九八九年に入っても、八七年以降の内需を中心とした好景気を持続した。実質経済成長率は、設備投資や個人消費など内需の拡大を背景として、八八年の五・七％から八九年には四・九％となった。

☆ 有効求人倍率は八八年の一・〇一倍から八九年には一・二五倍と前年を〇・二四ポイント上回り、求人超過傾向が一層の拡大をみせた。

☆ 完全失業者数は、八六年、八七年と増加したあと、八八年に一五五万人と減少に転じ、八九年に入ってから減少をつづけ、一四二万人と前年を一三万人下回った。完全失業率も八八年の二・五％から八九年には二・三％へと低下した。

☆ 労働力人口は、八九年には六二七〇万人で前年より一〇四万人増という大幅な伸びとなった。対前年増加率は八八年一・三％、八九年一・七％であった。生産年齢人口に占める労働力人口の割合である労働力率は六二・九％となった。

☆ 就業人口は、八八年の六〇一一万人から八九年の六二二八万人へと前年よりも一一七万人増加した。対前年増加率は一・九％であった。

☆ 八九年の就業人口を従業上の地位別にみると、自営業主は八九六万人（全体の二四・六％）、家族従業者は五三一万人（八・七％）、雇用者は四六七九万人（七六・四％）であった。前年と比べると自営業主は一四万人の減（一・五％）、家族従業者は一二万人減（二・二％）、雇用者は一四二万人の増（三・一％）

と、前年にひきつづいて雇用者の大幅な増加がみられる。

☆ 八九年の名目賃金の水準は、調査産業計で月平均三五万七一〇〇円、製造業で三三万六六〇〇円であった。対前年上昇率は調査産業計で四・七％、製造業で五・八％となった。名目賃金の上昇率は、八七年に低水準にとどまったあと、八八年に入ってから大幅な回復をみたが、八九年には八八年を上回る伸びとなった。

☆ 実質賃金の推移を八五年を一〇〇とした指数によってみると、調査産業計で八八年は一〇七・九で対前年比三・三％の増加、八九年は一一〇・五で二・四％の増加となった。製造業では八八年は一一〇・七で四・〇％の増加、八九年は一一〇・七で三・四％の増加であった。

☆ 労働分配率は全産業計で八七年度四四・七％、八八年度四二・八％、製造業で八七年度四九・八％、八八年度四六・九％となった。八八年には前年よりも全産業計で一・九ポイント、製造業で二・九ポイント下回ったことになる。

☆ 八九年の月平均総実労働時間は、調査産業計では八八年の一七五・九時間から八九年の一七四・〇時間へと一・九時間短縮した。所定内労働時間は一五八・二時間で前年よりも二・〇時間減ったのに対して、所定外労働時間は一五・八時間で〇・一時間増えた。製造業では、総実労働時間は一七九・三時間で前年より一・八時間短縮した。製造業の所定内労働時間は一五九・三時間で前年より二・一時間減であったのに対し、所定外労働時間は二〇・〇時間で前年より〇・三時間増加した。

概況

1 景気動向と労働力需給

■ 内需拡大で、好景気持続

日本経済は、一九八九年に入っても、八七年以降の内需を中心とした好景気を持続した。実質経済成長率は、設備投資や個人消費など内需の拡大を背景として八八年の五・七％から、八九年には四・九％となった。

これを各需要項目別の推移によってみると、物価の安定などにより堅調に推移した個人消費や増勢をつづける民間設備投資によって国内需要は拡大をつづけた。民間最終消費支出は八八年五・一％増、八九年の三・五％増と堅調に推移した。

民間設備投資は景気の持続を背景に、八八年の一五・五％から八九年の一七・八％と好調に推移した。しかし民間住宅投資は、八八年の一・九％増から八九年の二・九％増へと伸びが急激に鈍化した。

これにたいして外需は、八六年以降減少をつづけた。輸出は八八年の八・六％増から八九年に一五・四％と増加した。一方、八八年に二〇・七％増と大幅な伸びをみせた輸入は、八九年に入っても二一・四％増と高い伸びを維持した。八八年に九・五％という大幅な増加を記録した鉱工業生産指数は、八九年に入っても六・〇％増と緩やかな増加をつづけた。

■ 一般職業紹介状況、求人 数対前年比一〇・七％増

新規学卒を除く一般の労働力需給を労働省「職業安定業務統計」によってみると、景気の持続を反映して、新規求人数は八八年の五五万九〇〇人から八九年の六一万九〇〇〇人（対前年比一〇・七％増）へと増加した一方、新規求職件数は三六万五〇〇人から三三万四〇〇〇人（同八・六％減）へと減少した。その結果、新規求人倍率は八八年の一・五三倍から八九年には一・八五倍へと大幅な新規求人超過となった。

また、有効求人数も八八年の一五三・九万人から八九年の一七三万人（二二・四％増）へと増加し、有効求職者数が一五二万三〇〇〇人から一三八万三〇〇〇人（九・二％減）へと減少したため、有

第1表 一般職業紹介状況

年 月	新 規 求 人 数 (A)	新 規 求 職 件 数 (B)	新 規 求 人 倍 率 (A)/(B)	有 効 求 人 数 (C)	有 効 求 職 者 数 (D)	有 効 求 人 倍 率 (C)/(D)	就 職 件 数 (E)	充 足 率 (E)/(C)
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%
1985年平均	401	412	0.97	1,161	1,707	0.68	130	11.20
1986年平均	381	420	0.91	1,086	1,740	0.62	128	11.80
1987年平均	437	403	1.08	1,197	1,719	0.70	132	11.03
1988年平均	559	365	1.53	1,539	1,523	1.01	135	8.77
1989年平均	619	334	1.85	1,730	1,383	1.25	126	7.28

〔備考〕 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。
2) 労働省「職業安定業務統計」による。

効求人倍率は八八年の一・〇一倍から八九年には一・二五倍と前年を〇・二四ポイント上回り、求人超過傾向が一層の拡大をみせた(第1表)。

■ 技能労働者需給状況、不足率一一・一%

労働省「技能労働者需給状況調査」によると、八八年一月現在の技能労働者の不足数は二〇六万人で、好景気を反映して八八年よりも一〇二万人不足数が増加した。在職技能労働者(一八五五万九〇〇〇人)にたいする不足率は一一・一%で前年の六・一%を五ポイント上回った。

不足率を事業所規模別にみると、一〇〇〇人以上規模三・九%、五〇〇〇～九九九人規模四・七%、三〇〇〇～四九九九人規模五・八%と不足率が低いのにたいして、三〇〇～九九九人規模では一〇・五%、五～二九人規模では一八・四%と高くなり、不足数の八九・七%が二九人以下の中小規模事業所によるものであった。このように、技能労働者の不足率は企業規模が小さいほど高くなり、とくに零細企業で著しいことがわかる。

技能労働者の不足率を産業別にみると、建設業で二六・七%と最も高く、次いでサービス業一二・一%、卸・小売業一〇・三%、製造業九・七%と相対的に高くなっている。

■ 新規学卒者の需給状況、大幅な求人超過

八九年三月の新規学卒者にたいする求人倍率は、「職業安定業務統計」によれば、高校卒の場合、二・〇七倍であった。八八年には一・六一倍であったことから、八八年は〇・四六ポイント前年を上

回った。八六年、八七年と二年連続して低下し、八八年に改善に転じた高校卒の求人倍率も景気持続を反映して大幅な求人超過となった。大卒者への求人倍率は不明であるが、就職者数および卒業生にたいする就職者の比率を文部省「学校基本調査」によってみると、短大・大学の合計で八九年三月卒の場合、就職者が四八万二〇〇〇人、就職率が八一・六%であり、八九年の大卒者の就職状況は非常に好調であった。ちなみに、八九年三月の中学卒の就職者数は五万九〇〇〇人で就職率は二・九%であり、高校卒の就職者数は四八万九〇〇〇人、就職率は二九・二%であった。

八九年の新規学卒者の就職先の産業別構成は、中学卒で第二次産業五九・四%、第三次産業三八・七%、高校卒で第二次産業四一・六%、第三次産業五六・九%、大学・短大卒で第二次産業三二・三%、第三次産業六六・七%となり、例年どおり高学歴層ほど第三次産業の比重が高くなっている。

■ 入・離職率の推移、労働移動者数三九七万人

労働省「雇用動向調査」によって労働者の移動状況をみると、八九年上期の入職者数は二九二万人で、前年同期よりも三・二%増加した。八六年、八七年と減少した入職者数は八八年に大きく増加に転じたが、八九年にも増加傾向が継続した。一方、離職者数は二三八万人で、前年同期より八・八%増加した。この結果、入職者のうちから転職入職者を差し引き離職者を加えた労働移動者数は、八八年上期には前年同期よりも七・四%増加し、三九七万人となった。

労働省「毎月勤労統計」によって常用労働者の年間の入職と離職の状況をみると、八九年の入職率は一・七六%、離職率は一・六八

％となった。入職率は前年を〇・〇二ポイント上回り、離職率も前年を〇・〇五ポイント上回った。製造業では、入職率は前年と同じく一・四八％で、離職率は一・四三％で前年を〇・〇一ポイント上回った。

■ 常用雇用指数、二・七ポイントの増加

労働省「毎月勤労統計調査」によって、非農林業の常用雇用の水準を八五年を一〇〇とした常用雇用指数によってみると（第2表）、八九年の常用雇用指数は一〇六・二で、八八年に比べて二・七ポイント増加した。八九年の常用雇用指数を産業別にみると、製造業一〇二・一、サービス業一一三・四、卸・小売業・飲食店一一二・一、建設業一〇六・七、運輸・通信業九七・二となり、好景気を反映して八六年以来減少がつついていた運輸・通信業でも増加に転じた。

■ 完全失業者、一四二万人

完全失業者数は、総務庁「労働力調査」によれば、円高による製造業の業況停滞のため八六年の一六七万人、八七年の一七三万人と増加したあと、八八年に一五五万人と減少に転じ、八九年に入ってから減少をつづけ、一四二万人と前年を一三万人下回った（第3表）。完全失業率も八八年の二・五％から八九年には二・三％へと低下した。

八九年の完全失業者を男女別にみると、男子は八三万人で前年を八万人下回り、女子は五九万人で前年を五万人下回った。完全失業率は男子が二・二％、女子は二・三％で、ともに前年を〇・三ポイント

第2表 産業別常用雇用指数
（1985年平均＝100）（事業所規模30人以上）

年 月	調 査 計 産 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 業 通 信	卸 売 業・小 飲 食 店	サ ー ビ ス 業
1985年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986年平均	101.4	99.5	101.2	98.8	102.4	103.2
1987年平均	102.0	101.9	99.7	96.0	105.9	105.9
1988年平均	103.5	104.2	100.3	95.8	108.6	109.1
1989年平均	106.2	106.7	102.1	97.2	112.1	113.4

〔備考〕 1) 常用雇用指数は毎年中間補正がおこなわれる。

2) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第3表 労働力状態¹⁾

年 月	満 15 歳 以上人口	労働力 人 口	従業上の地位別就業者数				完 全 失業者	失業率 ²⁾	労働力 率 ³⁾	雇用者 比 率 ⁴⁾
			全 産 業							
			総 数	自営業主	家族従業者	雇用者				
1985年平均	万人 9,465	万人 5,963	万人 5,807	万人 916	万人 559	万人 4,313	万人 156	% 2.6	% 63.0	% 74.3
1986年平均	9,587	6,020	5,853	912	546	4,379	167	2.8	62.8	74.8
1987年平均	9,720	6,084	5,911	915	549	4,428	173	2.8	62.6	74.9
1988年平均	9,849	6,166	6,011	910	543	4,538	155	2.5	62.6	75.5
1989年平均	9,974	6,270	6,128	896	531	4,679	142	2.3	62.9	76.4

〔備考〕 1) 総務庁統計局「労働力調査」による。

2) 失業率＝完全失業者／労働力人口

3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口

4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数

ント下回った。

■ 雇用保険の諸指標、受給実人員五万人の減

雇用保険制度による受

給資格決定者数は、八九年に一二万一〇〇〇件と前年より九〇〇〇件減少し、受給者実人員も八八年の五六万五〇〇〇人から五一万六〇〇〇人へと減少した(第4表)。また、基本手当受給者をふくめた被保険者に占める基本手当受給者の割合である基本受給率は前年の二・〇%から一・七%へと低下した。

第4表 雇用保険業務取扱状況

年	雇 用 保 険		
	受給資格決定者数	受給者実人員	基本受給率
	千件	千人	%
1980年平均	125	648	2.6
1985年平均	148	639	2.3
1986年平均	153	660	2.4
1987年平均	147	672	2.4
1988年平均	130	565	2.0
1989年平均	121	516	1.7

〔備考〕 労働省「雇用保険事業月報」による。

2 就業・雇用構造

■ 労働力人口、一〇四万人増の六二七〇万人

総務庁「労働力調査」によれば、労働力人口は、八九年には六二

七〇万人で、八八年の六一六六万人より一〇四万人増加した。対前年増加率は八八年一・三%、八九年一・七%であった(第3表)。

生産年齢人口は八八年が九八四九万人、八九年が九九七四万人であった。その結果、生産年齢人口に占める労働力人口の割合である労働力率は六二・九%となった。労働力率は八四年から八七年まで低下をつづけたが、八九年には八八年の六二・六%を〇・三ポイント上回り、上昇に転じた(第3表)。労働力人口の増勢は、八四年、八五年にいくぶん鈍化した。八六年と八七年には六〇万人前後、八八年にはさらに上回って八〇万人台の増加となり、八九年に入るとさらに加速し、一〇〇万人を越える大幅な増加となった。

八九年の労働力人口を男女別にみると、男子労働力人口は三七三七万人で、前年よりも四四万人増加し、対前年増加率は一・二%であった。女子の労働力人口は二五三三万人で、六〇万人増加し、対前年増加率は二・四%であった。女子の労働力人口の増加率は、景気後退期には鈍化するものの、全般的には男性の労働力人口増加率を上回るといふ傾向にあり、八九年にも同様の傾向がみられた。

■ 就業人口、一一七万人増の六一二八万人

就業人口は、八八年の六〇一一万人から八九年の六一二八万人へと前年よりも一一七万人増加した。八七年(五九一一万人)から八八年への増加が一〇〇万人という大幅な増加であったが、それをさらに上回るものであった(第3表)。対前年増加率は八八年が一・七%、八九年が一・九%であった。八九年の就業人口を男女別にみると、男性就業人口は八八年の三六〇二万人から八九年の三六五四万人となり、前年より五二万人増加し、対前年増加率は一・四%で

あった。女性の就業人口は八八年の二四〇八万人から八九年の二四七四万人となり、前年より六六万人増加し、対前年増加率は二・七％であった。労働力人口の場合と同様に、女性の就業人口増加率が男性を大きく上回る傾向を示した。

■ 就業者の従業上の地位別構成、雇用者の大幅増

八九年の就業人口を、自営業主、家族従業者、雇用者という従業上の地位別にみると、自営業主は八九六万人（全体の一四・六％）、家族従業者は五三一人（八・七％）、雇用者は四六七九万人（七六・四％）であった。前年と比べると自営業主は一四万人の減（二・五％）、家族従業者は一二万人減（二・二％）、雇用者は一四一万人の増（三・一％）と、前年に引きつづいて雇用者の大幅な増加がみられる（第3表）。

これを非農林業部門についてみると、自営業主は六九九万人で前年より五万人（〇・七％）減、家族従業者は三四一万人で三万人（〇・九％）減、雇用者は四六四九万人で一四二万人（三・二％）増となった（第5表）。

このため、就業者に占める雇用者の割合である雇用者比率は、前年を〇・九ポイント上回って七六・四％となった。雇用者比率は、景気後退のため八七年に伸び率が鈍化したものの、八八年以降、再び七〇年代末以降一貫してつづいている上昇傾向にもどった（第3表）。

■ 雇用者の産業別構成、全産業で増加

非農林業雇用者の産業別構成（第6表）をみると、製造業は八六

第5表 非農林業就業者の従業上の地位別構成 （万人）

従業上の地位 別単位 (非農林業)	非 農 林 業				
	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者		
			総 数	常 雇	臨時・日雇
1980年	698	354	3,941	3,567	375
1985年	698	341	4,285	3,847	437
1986年	699	338	4,350	3,913	437
1987年	703	343	4,399	3,944	455
1988年	704	344	4,507	4,032	475
1989年	699	341	4,649	4,155	494

〔備考〕 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。

「自営業主」一個人経営の事業を営んでいる者。

「家族従業者」一自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者

「雇用者」一会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家族などに雇われて給料・賃金を得ている者、および会社団体の役員。

「常雇」一雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。

「臨時」一1ヵ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。

「日雇」一日々あるいは1ヵ月未満の契約で雇われている者。

2) 総務庁統計局「労働力調査」による。

年、八七年と減少をつづけたが、八八年に増加に転じたあと、八九年にも一二七六万人と前年を三二万人（二・五％増）上回った。

製造業以外では、サービス業が八八年の一〇三四万人から八九年の一〇八四万人へと五〇万人（四・八％増）という大幅な増加をみた。さらに卸小売・飲食店が一〇一六万人で前年より二六万人増（二・六％）、建設業が四五一万人で一五万人増（三・四％）、電気

第6表 雇用者の産業別推移（非農林業）

年	建設業	製造業	電気ガス熱供給・水道業、 運輸通信業	卸売・小売業、飲食店	サービス業
1980年	427万人	1,135万人	362万人	825万人	788万人
1985年	414	1,235	357	912	940
1986年	415	1,229	364	938	969
1987年	412	1,215	360	962	1,008
1988年	436	1,245	362	990	1,034
1989年	451	1,276	377	1,016	1,084

〔備考〕 総務庁統計局『労働力調査』による。

第7表 名目賃金および実質賃金指数の推移

(現金給与総額 1985年=100) (規模30人以上)

年 月	調査産業計				製造業計			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1980年平均	83.3	6.3	95.3	△1.6	82.2	7.5	94.1	△0.4
1985年平均	100.0	2.8	100.0	0.7	100.0	3.1	100.0	1.0
1986年平均	102.7	2.7	102.3	2.3	101.5	1.5	101.1	1.1
1987年平均	104.7	1.9	104.5	2.2	103.2	1.7	103.0	1.9
1988年平均	108.7	3.8	107.9	3.3	107.8	4.5	107.1	4.0
1989年平均	112.6	4.7	110.5	2.4	112.4	5.8	110.7	3.4

〔備考〕 1) 1985年に調査対象事業所の抽出替えをおこない、指数を過去にさかのぼって改訂した。
 2) 労働省『毎月勤労統計調査』による。

第8表 産業別平均月間現金給与支給額

(規模30人以上)

産業別	年 別	1975年	1980年	1985年	1988年	1989年
		千円	千円	千円	千円	千円
調査産業計		177.2	263.4	317.0	341.2	357.1 (106.1)
建設業		158.0	251.6	306.2	348.4	373.2 (110.9)
製造業		163.7	244.6	299.5	318.7	336.6 (100.0)
卸売・小売業		165.0	239.5	272.7	284.4	297.8 (88.5)
金融・保険業		207.0	324.1	408.1	475.5	486.3 (144.5)
運輸・通信業		198.7	281.6	343.9	377.4	395.3 (117.4)
電気・ガス・水道業		241.0	337.0	427.2	472.1	493.0 (146.5)
サービス業		202.5	287.2	338.4	360.6	372.6 (110.7)

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。
 2) 1989年のカッコ内は、製造業を100とした場合の産業別指数を表わす。

ガス水道熱供給業・運輸通信業は三七七万人で一五万人増（四・一％）となった。

3 賃金と労働時間

■ 名目賃金、月平均三五万七二〇〇円

八九年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で月平均三五万七二〇〇円、製造業で三三万六六〇〇円であった。対前年上昇率は調査産業計で四・七％、製造業で五・八％となった（第7表）。名目賃金の上昇率は、八七年に低水準にとどまったあと、八八年に入って大幅な回復をみたが、八九年には八八年を上回る伸びとなった。

■ 春季賃上げ額と率、一万二七四七円、五・一七％

八九年の労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、主要企業の賃上げ額と賃上げ率についてみると（労働省労政局調べ、加重平均、第47表参照）、賃上げ額は一万二七四七円、賃上げ率では五・一七％であった。額では八八年の一万〇五七三円を二一七四円上回り、率では八八年の四・四三％を〇・七四ポイント上回った（詳しくは、本年鑑第三部Ⅲ「賃金要求と賃金闘争」参照）。

■ 実質賃金、三・四％の増

労働省「毎月勤労統計調査」によって、実質賃金の推移を八五年を一〇〇とした実質賃金指数（第7表）によってみると、調査産業計で八八年は一〇七・九で対前年比三・三％の増加、八九年は一〇・五で二・四％の増加となった。製造業では八八年は一〇七・一で四・〇％の増加、八九年は一一〇・七で三・四％の増加であった。

八八年に増加した実質賃金の伸びは八九年にいくぶん鈍化した。これは名目賃金の伸びが前年を上回ったのにたいし消費者物価が八八年の〇・七％増から八九年の二・三％増へと上昇したことによる。

■ 労働生産性大幅向上、労働分配率は下回る

日本生産性本部の統計によ

第9表 製造業規模別賃金格差 (指数, 500人以上=100)

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0
1985年	100.0	77.1	62.9	54.9
1986年	100.0	77.7	64.6	57.2
1987年	100.0	78.5	65.7	56.6
1988年	100.0	76.7	61.8	55.9
1989年	100.0	76.8	61.6	55.0

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』より算出。

第10表 都道府県別賃金指数
(東京=100.0)

都道府県	調査産業計	製造業
北海道	73.6	62.8
青森	58.9	43.9
岩手	60.0	50.5
宮城	68.5	56.2
秋田	60.5	45.4
山形	59.8	51.8
福島	61.4	56.6
茨城	76.7	77.4
栃木	72.7	74.2
群馬	72.1	72.9
千代田	78.2	81.1
東京	78.4	80.6
神奈川	100.0	100.0
新潟	86.6	90.2
富山	67.0	58.5
石川	71.3	68.6
福井	71.5	65.0
山梨	67.7	61.6
長野	72.1	66.1
岐阜	71.4	66.3
静岡	68.5	65.0
愛知	78.6	77.6
三重	83.6	82.3
滋賀	74.6	72.2
京都	78.7	81.1
大阪	81.2	80.5
兵庫	89.1	86.2
奈良	79.1	81.6
和歌山	71.3	74.7
鳥取	75.4	80.9
島根	63.9	53.0
岡山	64.1	55.5
広島	73.9	72.1
山口	75.5	77.3
徳島	74.4	79.9
香川	69.0	62.1
愛媛	71.7	63.9
高松	66.0	60.3
福岡	67.3	54.7
佐賀	79.2	73.0
長門	62.4	57.4
熊本	64.4	59.0
大分	67.1	55.2
宮崎	63.2	61.0
鹿児島	64.1	54.3
沖縄	63.9	50.1
	67.5	68.4

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査年報」
2) 事業所規模30人以上、きまって支給する給与で1人平均月額による。

って労働生産性の動向をみると、八五年を一〇〇とした労働生産性指数は八七年平均の一〇七・七から八八年平均の一二〇・一へと推移している。対前年上昇率は、八七年五・八%、八八年一一・五%と上昇した。八八年の労働生産性は大幅に向上したことがわかる。

他方、労働分配率の動向を日本銀行「主要企業経営分析」によってみると、労働分配率は全産業計で八七年度四四・七%、八八年度四二・八%、製造業で八七年度四九・八%、八八年度四六・九%となっている。八八年には前年よりも全産業計で一・九ポイント、製造業で二・九ポイント下回ったことになる。

■ 産業別賃金格差、電気ガス・金融保険業で他産業を引き離す

八九年の賃金構造を、まず産業別賃金格差からみると(第8表)、製造業を一〇〇とした場合、賃金水準の高い産業は、電気・ガス・

水道業一四六・五(前年一四八・二)と金融・保険業一四四・五(同一四九・二)の二産業で、他産業を大きく引き離している。ついで、運輸・通信業一二七・四(同一一八・四)、建設業一一〇・九(同一〇九・三)、サービス業一一〇・七(同一一三・二)、卸・小売業八八・五(同八九・三)という順になり、卸売・小売業だけが製造業を下回っている。

■ 規模別賃金格差、前年とほぼ同様

八九年の製造業における企業規模別賃金格差(第9表)をみると、五〇〇人以上規模の賃金を一〇〇とすると、一〇〇〇~四九九人規模は七六・八(前年七六・七)、三〇〇~九九九人規模は六一・六(同六一・八)、五〇~二九人規模は五五・〇(同五五・九)となった。各企業規模間の格差は前年とほぼ同様であった。

第11表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調 査 産 業 計			製 造 業		
		総 実 労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総 実 労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
実 数 (時 間)	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
	1985年	175.8	161.0	14.8	179.7	161.3	18.4
	1988年	175.9	160.2	15.7	181.1	161.4	19.7
	1989年	174.0	158.2	15.8	179.3	159.3	20.0
対 前 年 同 期 増 減 率 (%)	1975年	△1.9	△0.8	△16.7	△3.0	△1.3	△24.2
	1980年	△0.3	△0.5	1.8	0.3	△0.4	6.8
	1985年	△0.8	△0.9	1.6	△0.7	△0.9	1.1
	1988年	0.3	△0.3	8.1	1.2	△0.1	14.0
	1989年	△1.1	△1.3	1.0	△1.0	△1.3	1.3

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済み。

3) △はマイナス。

第12表 製造業規模別にみた月平均労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総 実 労 働 時 間	1975年	163.3 (100.0)	166.8 (102.1)	175.6 (107.5)	180.6 (110.6)
	1980年	176.0 (100.0)	176.3 (100.2)	182.9 (103.9)	184.4 (104.8)
	1985年	177.3 (100.0)	179.0 (101.0)	183.5 (103.5)	182.7 (103.0)
	1988年	178.6 (100.0)	179.8 (100.7)	185.1 (103.6)	183.5 (102.7)
	1989年	178.3 (100.0)	177.6 (99.6)	182.2 (102.2)	180.5 (101.2)
所 定 外 労 働 時 間	1975年	9.7 (100.0)	8.6 (88.7)	9.0 (92.8)	—
	1980年	20.0 (100.0)	15.5 (77.5)	13.3 (66.5)	—
	1985年	21.9 (100.0)	17.8 (81.3)	14.9 (68.0)	—
	1988年	23.1 (100.0)	19.2 (83.1)	17.0 (73.6)	—
	1989年	24.0 (100.0)	19.2 (80.0)	16.7 (69.6)	—

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

■ 地域別賃金格差、製造業で格差拡大

八九年の地域別賃金格差を、東京を一〇〇とした指数（第10表）で見ると、調査産業計の場合、東京の一〇〇にたいして、もっとも低いのは青森の五八・九、次いで山形の五九・八、岩手の六〇・〇、秋田の六〇・五とつづく。逆にもっとも高いのは東京だが、それに次いで高いのは大阪八九・一、神奈川の八六・六で、愛知八三・六、京都八一・二という順になる。

製造業の場合、地域間格差はさらに大きくなり、もっとも低い青森は四三・九で東京（一〇〇・〇）の半分以上にすぎない。次いで秋田四五・四、鹿児島五〇・一、岩手五〇・五、山形五一・八とつづく。もっとも高いのは東京であり、ついで神奈川九〇・二、大阪八六・二となる。

■ 労働時間、月平均一七四時間

労働省「毎月勤労統計調査報告」によると、八九年の月平均総実労働時間は、調査産業計では八八年の一七五・九時間から八九年の一七四・〇時間へと一・九時間短縮した（第11表）。これを所定内労働時間と所定外労働時間に分けてみると、所定内労働時間は一五八・二時間で前年よりも二・〇時間減ったのにたいして、景気持続を反映して所定外労働時間は一五・八時間で〇・一時間増えた。

製造業では、総実労働時間は一七九・三時間で前年より一・八時間短縮した。製造業の所定内労働時間は一五九・三時間で前年より二・一時間減であったのにたいし、所定外労働時間は二〇・〇時間で前年より〇・三時間増加した。

■ 規模別労働時間、中小ほど時間短縮

製造業における労働時間を企業規模別（第12表）にみると、八九年の総実労働時間は、五〇〇人以上規模で一七八・三時間で前年より〇・三時間の減少、一〇〇～四九九人規模で一七七・六時間で前年より二・二時間の減少、三〇～九九人規模で一八二・二時間で前年より二・九時間の減少であった。五〇〇人以上を一〇〇とした場合、一〇〇～四九九人で九九・六、三〇～九九人で一〇二・二と、一〇〇～四九九人で総労働時間が最も短くなった。

例年、企業規模が小さいほど総労働時間が長くなる傾向にあったが、八九年には企業規模が小さくなるほど労働時間の減少が大きかったため、中規模企業の総労働時間がもっとも短くなるという結果となった。

所定外労働時間についてみると、五〇〇人以上規模は二四・〇時間で前年より〇・九時間の増加、一〇〇～四九九人規模は前年と同じ一九・二時間、三〇～九九人規模は一六・七時間で前年より〇・三時間の減少となり、企業規模が大きいほど所定外労働時間の増加が大きくなっている。

【参考資料】 ①総務庁統計局「労働力調査」、②労働省「職業安定業務統計」、③同「雇用保険業務月報」、④同「毎月勤労統計調査報告」、⑤同「技能労働者需給状況調査」、⑥文部省「学校基本調査」

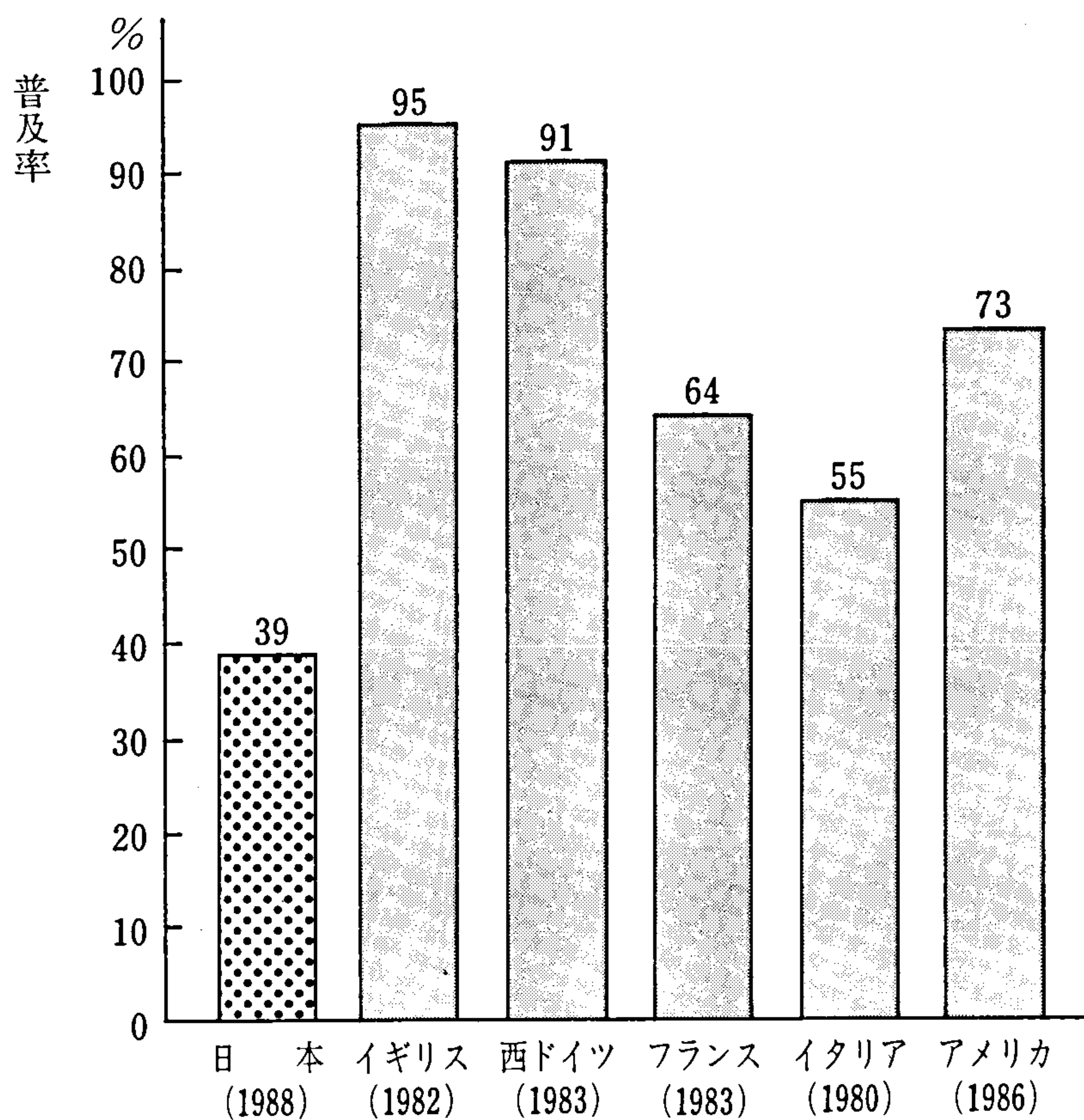
II 労働者生活の実態

消費税導入・円安で物価上昇

実感できない生活のゆとり

是正せられる働きすぎ

下水道普及率の国際比較



〔出所〕『建設白書』1989年版。

概況

☆ 一九八九年の全国消費者物価指数は前年比二・三%の上昇であった。消費者物価は八五年以降安定していたが、景気拡大や消費税の導入、円安などにより上昇した。物価動向を費目別にみると、教育費が前年にひきつづき上昇、光熱・水道費はわずかに下落、食料費、交通通信費はやや上昇にとどまった。

☆ 経済企画庁による物価の国際比較によると、東京の小売価格は他の欧米諸都市と比較して高く、とりわけ食料、ガソリン、公共料金などの必需的品目が割高となっている。

☆ 総務庁統計局の「家計調査」によると、全国勤労者世帯の八八年一ヵ月の実収入は四八万一二五〇円で、対前年比名目四・五%、実質四・〇%増であった。可処分所得は四〇万五九三八円で、対前年比実質四・三%増であった。可処分所得が実質四%台の高い増加となったのは七三年以来である。平均消費性向は八二年以来低下傾向にあり、八八年度も保険純増による金融資産純増により七五・七%まで低下した。

☆ 平成元年度『国民生活白書』は、「人生七〇万時間 豊かさの創造」という副題を付して、生活におけるゆとりを、経済的、空間的、時間的、精神的ゆとりから分析した。人生七〇万時間を充実させるには、所得保障という経済成長を前提にしたうえで、自由時間をライフサイクルに応じて自分で設計し、働き過ぎの中年層には労働時間短縮を、自由時間がある高年層と主婦には就業機会の提供を実現させていくことの必要性を述べている。

概況

1 消費者物価の動向と国際比較

■ 消費者物価、やや上昇傾向

総務庁統計局による全国消費者物価指数は、総合指数で八九年度は一〇三・七（八五年を一〇〇とする）で、対前年上昇率は二・三%であった。八六年一〇〇・六、八七年一〇〇・七、八八年一〇一・四と、近年消費者物価はきわめて安定した動きであったが、八九年になってやや上昇しはじめた。二・三%の対前年上昇率は、八三年から八五年にかけての二%前後の上昇率とほぼ同水準である。この上昇は、八九年四月から新たに消費税が導入されたこと、円安がつづき原油価格が前年度を上回ったこと、好況下にあつて労働力需給が需要超過となり人手不足基調となったこと、などの要因によるものである。

一〇大費目別に消費者物価指数をみれば、教育が一一五・一と最も高くなっており、これはこの費目が八五年以降五年連続して上昇した結果である。また、その対前年上昇率も四・〇%で、それは国公立学校の授業料と学習塾などの補習教育費の値上がりによる。被服および履物も対前年上昇率は四・四%と高めとなったが、これは婦人洋服、婦人シャツ・セーターの値上がりによるものであり、費目自体の水準としては一〇九・一とそれほど大きな上昇ではない。

第13表 全国消費者物価指数

(1985年平均=100)

費 目	総合	食料	住居	光熱・水道	家事・家事用品	被服および履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品
品 目 数	543	207	24	7	58	85	20	36	13	64	29	59
ウ エ イ ト	10,000	3,293	1,376	649	469	804	276	1,157	413	1,103	460	601
1980年平均	87.3	87.4	85.5	90.4	92.9	86.1	85.1	90.0	76.6	87.6	87.3	87.6
1981	91.5	92.0	89.3	97.4	97.1	89.6	87.5	93.1	82.4	92.0	91.3	93.1
1982	94.1	93.7	92.5	100.8	97.9	92.2	90.0	97.8	87.4	93.8	92.9	91.7
1983	95.8	95.6	95.4	100.5	98.5	94.3	91.2	97.0	91.7	96.1	96.5	94.1
1984	98.0	98.3	97.5	100.4	99.3	96.7	94.5	97.9	95.7	98.0	98.7	97.6
1985	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986	100.6	100.2	102.5	95.0	100.0	102.2	101.9	99.3	103.6	101.5	102.0	97.5
1987	100.7	99.3	105.4	88.0	99.4	103.3	103.8	100.0	107.1	102.0	103.2	95.0
1988	101.4	100.0	107.6	85.9	98.9	104.5	104.2	99.5	110.7	102.6	103.6	99.3
1989	103.7	102.2	110.8	85.6	99.4	109.1	105.8	100.6	115.1	105.9	105.1	100.5

〔備考〕 総務庁統計局『消費者物価指数年報』

第14表 消費者物価の費目別対前年上昇率

区 分	対前年上昇率				
	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年
総 合	2.1	0.6	0.1	0.7	2.3
食 料	1.7	0.2	-0.9	0.7	2.2
住 居	2.7	2.5	2.8	2.1	3.0
光 熱 ・ 水 道	-0.4	-5.0	-7.4	-2.4	-0.3
家 具 ・ 家 事 用 品	0.7	0.0	-0.6	-0.5	0.5
被 服 お よ び 履 物	3.4	2.2	1.1	1.2	4.4
保 健 医 療	5.9	1.9	1.9	0.4	1.5
交 通 通 信	2.1	-0.7	0.7	-0.5	1.1
教 育	4.5	3.6	3.4	3.4	4.0
教 養 娯 楽	2.1	1.5	0.5	0.6	3.2
諸 雑 費	1.3	2.0	1.2	0.4	1.4
(生 鮮 食 品) ¹⁾	2.4	-2.5	-2.6	4.5	1.2

〔備考〕 1) 生鮮食品は食料のなかから抜き出し再掲したもので、食料のなかにも生鮮食品がふくまれている。

2) 総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第15表 小売価格の国際比較

品 目	単位	東 京 (円)	換算価格 (円)				価格比 (東京=100)			
			ニュー ヨーク	ハンブ ルク	ロンドン	パ リ	ニュー ヨーク	ハンブ ルク	ロンドン	パ リ
米	10kg	3,780	1,342	4,666	1,815	1,620	36	123	48	43
食 パ ン	1 kg	363	329	305	174	492	91	84	48	136
牛 肉 (肩 肉)	100g	335 (114)	110	124	100	122	31 (96)	35 (109)	28 (88)	35 (107)
牛 乳	1 l	198	99	87	105	109	50	44	53	55
砂糖(グラニュー糖)	1 kg	308	163	131	148	146	53	43	48	47
チ ョ コ レ ー ト	100g	193	163	135	151	143	84	70	78	74
バ タ ー	1 箱	364	159	160	132	134	44	44	36	37
鶏 卵	1 kg	288	218	363	372	415	76	126	129	144
た ま ね ぎ	1 kg	202	132	109	199	77	65	54	99	38
キ ャ ベ ツ	1 kg	267	94	72	199	137	35	27	75	51
バ ナ ナ	1 kg	222	131	131	267	250	59	59	120	113
紅 茶	25袋	348	248	277	75	134	71	80	22	39
ス パ ゲ ッ テ ィ	300g	144	133	96	48	55	92	67	33	38
背 広 服 (冬 物)	1 着	57,420	36,328	36,412	38,809	39,686	63	63	68	69
ワイシャツ (長袖)	1 枚	3,882	3,971	2,182	3,082	3,040	102	56	79	78
スカート (冬物)	1 枚	11,230	10,821	10,873	8,141	10,569	96	97	72	94
男 子 革 靴	1 足	9,424	9,433	13,127	8,408	8,260	100	139	89	88
カラーテレビ(21型)	1 台	104,400	58,894	116,679	101,966	140,891	56	112	98	135
ビデオテープレコーダー	1 台	64,650	60,370	87,491	76,397	87,474	93	135	118	135
ガ ソ リ ン	1 l	121	36	69	88	108	30	57	73	89
理 髪 料	1 回	2,776	1,282	2,335	1,317	2,527	46	84	47	91
パーマメント代	1 回	5,783	7,689	6,932	9,588	7,937	133	120	166	137
映 画 観 覧 料	1 回	1,492	897	730	1,066	796	60	49	71	53

〔備考〕 1) 1988年11月調査。東京は総務庁「小売物価統計調査」、ニューヨーク及びハンブルクは経済企画庁職員の現地調査、パリ及びロンドンは経済企画庁委託調査（日本貿易振興会調べ）による。ただし、東京の砂糖（グラニュー糖）は経済企画庁物価局調べ。

2) 調査銘柄の特定は行わず、できる限り類似のもので比較した。

3) 換算に使用した為替レートは1988年平均。1ドル=128.15円、1マルク=72.97円、1ポンド=228.29円、1フラン=21.51円。

4) 牛肉の欄の（ ）内は、東京の輸入牛肉の小売価格及び各都市との価格比である。

5) 品質、規格等が必ずしも一致しないこと、生鮮食品については天候等の影響があること、サンプル数が限られていることから厳密な比較は困難である。

6) 経企庁物価局編『物価レポート'89』1989年10月より。

食料は一〇二・二と安定している。酒税法改正による酒類の下落があったが、生鮮食品、果物が天候不順によって値上がりし、他の生鮮食品以外の食料もわずかに上昇したので、全体として二・二％の上昇となった。

光熱・水道は八五・六で、八三年以来七年間一貫して下落しているが、八九年の下落幅はマイナス〇・三％で過去三年間に比較して小幅となっている。電気代、灯油の価格が下がったものの、消費税の転嫁で上下水道代が上昇したことによる。

住居は、一一〇・八である。家賃の上昇とともに、大工手間賃などが値上がりした結果である。

交通通信は、八八年度は遠距離電話料金やガソリンの引き下げによって下落したが、八九年は一・一％の上昇で一〇〇・六となった。国内航空運賃、通話料、物品税廃止による自動車などの費目で引き下げがあったものの、鉄道、バス、タクシーの料金に消費税が転嫁され、また、高速道路料金、ガソリンなどの値上がりなどがあったため、それらが相殺された（第13表、第14表）。

■ 物価の国際比較、東京は割高

経済企画庁が八八年一一月調査に実施した小売価格の国際比較調査によると、食料品、工業製品を問わず東京が割高である。たとえば、米は一〇kg三七八〇円の種類を東京で購入したとしても、ニューヨークの約三倍、ロンドンの約二倍となっている。また、公共料金についても、日本は割高である。電気・ガス料金が近年引き下げられ、遠距離通話料金、国内航空運賃も引き下げられたとはいえ、他の先進諸国と比較して大幅な物価高である（第15表、第16表）。

第16表 公共料金の内外価格差の水準（日本=100）（1988年）

	日 本	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
電気（250kwh使用時月額）	100	72.7	68.5	79.5	58.8
ガス（55万kcal使用時月額）	100	49.7	37.9	42.5	61.1
郵便（国内書状1通当たり）	100	53.4	72.3	97.3	78.8
（国内はがき1通当たり）	100	48.1	108.4	109.5	118.3
電話 区域内	100	103.8	200.9	167.8	157.0
（昼間3分間 40km程度	100	141.0	100.4	111.9	104.7
の通話料金） 100km程度	100	65.0	57.4	107.9	89.7
500km程度	100	31.1	24.4	76.3	61.9
国内航空（特定の路線における 1km当たりのエコノミー運賃）	100	158.3	87.3	107.3	81.0
バス（1ゾーン又は均一料金）	100	80.1	71.3	77.5	67.3
タクシー（市内昼間5km利用）	100	51.2	57.6	78.5	40.5
米（精米10キロ、消費者価格）	100	36.3	—	—	—

〔備考〕 1) 料金体系やサービスの内容に違いがあることに加え、需要構造、補助金、税制等の相違があるため、単純な比較は困難である。

2) 為替レートは、1ドル=128.15円、1ポンド=228.29円、1マルク=72.97円、1フラン=21.51円である。（IMF“International Financial Statistics”による1988年平均レート）。

3) 経済企画庁『物価レポート'89』1989年10月より。

2 労働者家計の収入と支出

■ 勤労者世帯の実収入、実質四・〇%の伸び

総務庁統計局の「家計調査報告」によると、八八年の全国勤労者世帯（平均世帯人員三・七四人、平均有業人員一・六三人、平均年齢四三・七歳）の実収入は、月平均一ヵ月四万一二五〇円で、前年に比べ名目で四・五%、実質四・〇%の増となった。八二年に実質四・三%増の高い増加率を示したあとは一・二%台の実質増加で推移してきたが、八八年は経済の拡大と好景気を反映して、八二年以来の高い実質増加であった。

収入の内訳では、世帯主収入のうち、臨時収入・賞与が実質九・九%と高い伸びを示し、八六年、八七年の二年間にわたる実質減少をカバーしたことになる。

妻の収入は四万三一九五円で実質一二・二%増となり、臨時収入・賞与および妻の収入の伸びが家計全体の実収入増加に寄与した。実収入に占める妻の収入の割合は、八六年八・三%、八七年八・三%であったが、八八年は九・〇%とややその割合が増大した。

可処分所得（実収入から税・社会保障費などの非消費支出を差し引いたもの、いわゆる手取り収入）は四〇万五九三八円で、対前年比実質増加率は四・三%であった。可処分所得が実質で四%台の高

い増加となったのは七三年の六・六%以来のことである。

非消費支出は七万五三一三元で、前年比二・七%の伸びである。八七年は所得税の減税、社会保障費の家計における減少があつて非消費支出は前年比マイナスとなったが、八八年度は所得税・住民税の減税があつたものの、それを上回る実収入の伸びがあり、非消費支出も増加した。実収入にたいする非消費支出の割合は、七五年の八・七%以降一貫して拡大基調にあつたが、八六年の一六・二%をピークに八七年は一五・九%、八八年は一五・六%とやや低下した（第17表、第18表）。

■ 消費支出、月平均三〇万七二〇四円

消費支出は月平均三〇万七二〇四円で、対前年比は名目で三・八%増、実質で三・三%増となった。八二年に実質三・一%伸びた以後八七年まで消費支出は二%未満のゆるやかな伸びであったが、八八年は八五年の四・五%以来の高い実質増加となった。

平均消費性向（消費支出÷可処分所得）は七五・七%で八七年の七六・四%をやや下回った。消費支出の伸びは実質三・三%と高かったものの、可処分所得の伸びが四・八%とそれを上回ったため、消費性向が低下した。平均消費性向は消費支出が大きく伸びた八二年の七九・三%以来、一貫して低下傾向にある。

消費支出の内訳を一〇大費目別にみると、教養娯楽が実質七・二%と高い伸び率をみせた。これは、大型化・高品質化などによってテレビ、カメラ、ワープロといった教養娯楽耐久財が新規購入されたり買い換えられたほか、円高を背景とした旅行支出、スポーツなど、いわゆる余暇関連支出が増大したことによる。もっともこの

第17表 勤労者世帯の家計所得動向（1世帯当たり平均1ヵ月）

	86年	87年	88年	対前年増加率（％）					
				名 目			実 質		
				86年	87年	88年	86年	87年	88年
実 収 入	円 452,942	円 460,613	円 481,250	1.8	1.7	4.5	1.4	1.9	4.0
經常収入	443,322	449,839	470,518	2.2	1.5	4.6	1.8	1.7	4.1
勤め先収入	427,110	431,414	453,320	1.8	1.0	5.1	1.4	1.2	4.6
世帯主収入	373,267	376,242	394,956	1.7	0.8	5.0	1.3	1.0	4.5
定期収入	291,751	296,587	306,904	2.6	1.7	3.5	2.2	1.9	3.0
臨時収入・賞与	81,517	79,655	88,052	-1.4	-2.3	10.5	-1.8	-2.1	9.9
妻の収入	37,393	38,302	43,195	4.8	2.4	12.8	4.4	2.6	12.2
他の世帯員収入	16,450	16,871	15,170	-2.6	2.6	-10.1	-3.0	2.8	-10.5
事業・内職収入	6,014	6,468	5,589	-5.9	7.5	-13.6	-6.3	7.7	-14.0
他の經常収入	10,198	11,956	11,608	29.0	17.2	-2.9	28.5	17.4	-3.4
特別収入	9,620	10,774	10,733	-12.1	12.0	-0.4	-12.5	12.2	-0.9
実収入以外の収入	225,696	247,754	263,404	6.0	9.8	6.3	—	—	—
可処分所得	379,520	387,314	405,938	1.6	2.1	4.8	1.2	2.3	4.3
非消費支出	73,422	73,299	75,313	3.2	-0.2	2.7	—	—	—

〔備考〕 総務庁統計局「家計調査年報」による。

第18表 可処分所得・非消費支出の実収入に占める割合および対前年増加率の推移

全国、勤労者世帯（％）

年 次	対前年名目増加率						実収入比に 対する比
	実収入	可処分 所得	非消費 支出	勤 労 所得税	他の税	社 会 保障費	非 消 費 支 出
1975	14.8	14.7	14.9	3.1	21.2	19.2	8.7
76	9.4	8.3	20.0	26.7	21.2	16.0	9.6
77	10.8	9.8	19.9	14.6	17.0	25.2	10.4
78	6.5	5.4	15.3	12.2	18.8	15.8	11.2
79	7.0	6.1	14.4	18.6	17.1	10.9	12.0
80	7.3	6.5	12.6	19.1	10.8	10.5	12.6
81	5.0	3.8	12.9	12.9	14.0	12.5	13.6
82	7.1	5.8	15.4	18.2	19.3	10.7	14.6
83	3.2	2.6	6.8	8.2	8.5	5.2	15.1
84	4.6	4.4	5.3	5.0	6.9	4.6	15.3
85	4.9	4.0	10.0	9.5	9.0	11.2	16.0
86	1.8	1.6	3.2	4.3	4.9	1.3	16.2
87	1.7	2.1	-0.2	-3.2	-5.8	-1.4	15.9
88	4.5	4.8	2.7	2.7	1.5	3.7	15.6

〔備考〕 総務庁統計局「家計調査年報」による。

費目は八七年度はマイナスであったことから、八八年度はその反動として伸び率が顕著になったという側面もあろう。保健医療も実質六・五％の増加率であった。その金額は月七七五三円とまだ小さいが、保健医療用品・器具の増加が大きく、この費目中、最も高い割合を占める保健医療サービスの構成比は縮小してきている。交通通信は実質四・三％の増加で、教養娯楽、保健医療に次いで高い増加率であった。自動車購入などの自動車関係費や、航空運賃、電賃、電話代などのすべての費目で実質増加となったためである。一方、食料、住居はそれぞれ一・二％、一・三％の増加率で微増にとどまった。食料は米類の大幅な減少がみられるものの、調理食品、菓子類、外食などが実質増加となり、全体としてわずかな増加となった。住居は、設備修繕・維持の実質減少と家賃地代の実質増加が相殺されてわずかな実質増となっている（第19表）。

■ 勤労者世帯の家計黒字、前年比名目八・〇％の伸び

勤労者世帯の家計の動向をみると、一ヵ月平均九万八七三三円の黒字であった。黒字率（可処分所得に占める黒字の比率）は二四・三％で、前年比名目八・〇％の伸びとなった。黒字のうち、金融資産純増は六万二二六〇円で、可処分所得に占める割合は一五・三％と前年より拡大した。

金融資産増の内訳をみると、貯蓄純増と保険純増が増加したが、有価証券純購入は減少した。保険純増は、高金利や年金組込み型など貯蓄性の高い商品が出てきたことから年々増加傾向にあり、可処分所得に占める比率は、八五年の六・一％から八八年の七・二％に年々高まってきている。保険純増の割合が高まる一方で、同じく契

第19表 勤労者世帯の家計消費動向（1世帯当たり年平均1ヵ月）

	1986年	1987年	1988年	対前年増加率（％）					
				名目			実質		
				86年	87年	88年	86年	87年	88年
消費支出	293,630	295,915	307,204	1.4	0.8	3.8	1.0	1.0	3.3
食料	74,889	73,431	74,827	0.7	-1.9	1.9	0.5	-1.0	1.2
住居	14,215	22,630	15,722	3.4	6.7	3.6	1.3	4.2	1.3
光熱・水道	16,912	15,655	15,701	-1.2	-7.4	0.3	4.0	0.0	2.8
家具・家事用品	11,888	12,182	12,235	-2.4	6.3	-3.1	-2.4	6.9	-2.6
被服および履物	20,554	20,834	21,715	1.9	1.4	4.2	-0.3	0.3	3.0
保健医療	6,985	7,255	7,753	2.5	3.9	6.9	0.6	2.0	6.5
交通通信	28,819	30,069	31,210	3.1	4.3	3.8	3.8	3.6	4.3
教養娯楽	13,118	13,570	14,522	7.9	3.4	7.0	4.2	0.0	3.5
その他の消費支出	26,142	26,072	28,109	3.5	-0.3	7.8	2.0	-0.8	7.2
	80,109	81,227	85,410	0.5	1.4	-5.1	—	—	4.6
平均消費性向（％）	77.4	76.4	75.7	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 総務庁統計局「家財調査年報」による。

約性の黒字である土地家屋借金純減は、一万六四七一円と前年に比較して減少した。それにもない、土地家屋借金純減の対可処分所得比率は四・一％となり、これまでつづいていた拡大傾向がストップした。これは、八八年は前年に比べ住宅需要が一段落し、住宅ローン新規貸出額が減少したことによる（第20表）。

3 平成元年版『国民生活白書』

■ 「豊かさの創造」をテーマとする

「人生七〇万時間 豊かさの創造」と題された『国民生活白書』が、八九年十一月一〇日に発表された。八八年度は企業の設備投資と個人消費の拡大によって景気が上昇し、国民の経済的豊かさの水準は上昇した。しかし、前年度の国民生活白書で指摘されたように、労働時間の長さが豊かな生活の実感を阻んでいるとし、ゆとりが実感できないという問題を生活時間の視点から分析し、新たな社会システムのあり方について展望している。

『白書』によれば、一人の生涯は平均約七〇万時間であり、この時間をすべての人に平等に与えられ、かつ寿命によって規定された限られた資源とみなすと、この七〇万時間をいかに充実させるかが、豊かな人生の鍵となる。勉学にいそしむ青年期、働き盛りの中年期、引退後の高年期という個人の一生を通じて自由時間を適正に配分すること、労働と遊び、休養、学習などについて自分の時間を

第20表 勤労者世帯の家計黒字の動向

	86年	87年	88年	対前年名目増加率（％）			対可処分所得比率（％）		
				86年	87年	88年	86年	87年	88年
可処分所得	円 379,520	円 387,314	円 405,938	1.6	2.1	4.8	100.0	100.0	100.0
黒字	85,890	91,399	98,733	2.0	6.1	8.0	22.6	23.6	24.3
金融資産純増	51,788	56,755	62,260	4.6	9.6	9.7	13.6	14.7	15.3
貯蓄純増	51,241	54,683	60,676	6.4	6.7	11.0	13.6	14.1	14.9
貯金純増	26,377	28,046	31,336	3.5	6.3	11.7	7.0	7.2	7.7
保険純増	24,864	26,637	29,340	9.5	7.1	10.1	6.6	6.9	7.2
有価証券純購入	546	2,073	1,584	-58.8	279.7	-23.6	0.1	0.5	0.4
土地家屋借金純減	16,683	17,414	16,471	21.0	4.4	-5.4	4.4	4.5	4.1
他の借金純減	2,613	2,059	2,762	4.3	-21.2	34.1	0.7	0.5	0.7
月賦純減	2,626	2,471	3,361	-8.2	-5.9	36.0	0.7	0.6	0.8
掛買純減	-232	-667	-358	—	—	—	—	—	—
財産純増	9,125	9,037	11,435	-25.3	-1.0	26.5	2.4	2.3	2.8
その他純増	452	354	401	472.2	-21.7	13.3	0.1	0.1	0.1
繰越純増	2,836	3,975	2,402	-21.9	40.2	-39.6	0.7	1.0	0.6

〔備考〕 総務庁統計局「家計調査年報」による。

自分で自由に配分し、設計できることが豊かな生活の実現であるとした。

■ 各章の概要

〔第一章・生活におけるゆとり〕 生活のゆとりは、経済的ゆとり、空間的ゆとり、時間的ゆとり、精神的ゆとりの四つの側面に分けられ、それぞれの不足の実態が分析された。国民生活全般のゆとりをみると、その不足は第一に経済的、第二に精神的、第三に時間的な側面で感じられている。経済的ゆとりは、精神的ゆとり、時間的ゆとりを拡大させるための基礎であり、労働時間短縮や将来にたいする不安を和らげるためにも不可欠である。三〇代、四〇代の中年層はこの経済的ゆとりのみならず、時間的・精神的ゆとりについても恵まれにくい年代となっている。

〔第二章・生活時間配分とゆとりある生活（略）〕

〔第三章・自由時間活動と家計（略）〕

〔第四章・供給側からみた自由時間〕 労働時間の短縮と所得の確保を同時に実現するためには、労働生産性の向上が前提とされなければならない。労働時間の短縮はそれ自体に生産性向上に寄与する側面があるばかりでなく、女性や高齢者の就業を促進させ就業者数を増加させれば、実質年率三〜四％の経済成長を維持することも可能である。そのためには時間に余裕がある高齢者と、育児を終えた主婦を就労させるという仕事の再分配、「年齢間のワークシェアリング」の発想が必要とされるようになるだろう。産業構造のうえからは、国民の自由時間の伸びとともに自由時間活動関連産業の伸びが大きい。しかし、休日が週末や年間の一定時期に集中しているた

め、供給の限界が発生している。また、こうした産業の発展は新たな労働力需要を発生させているが、第三次産業の飲食店、百貨店を中心にここでは従業者の「若さ」をサービスの一つとしているため、高齢労働力の活用に結びつかないという問題点も残している。

〔第五章・人生八〇年時代の自由時間活動と生涯時間配分〕 自由時間の充実は、たんに仕事から解放されて楽しむことにとどまらず、家族、地域の人々、友人といった職場を離れた人間関係を強めることになり、この多様な社会的関係は社会の安定性を増すことにもつながっている。しかし、意識調査では依然として所得選好が強いため、自由時間の充実のためには、所得の確保とそれを実現させるための一層の生産性向上が求められている。

また、ライフステージによって自由時間が偏在しているが、ゆとりのない中年層で労働時間短縮を実現し、自由時間活用能力を向上させていくべき必要性がある。高齢層についても、自由時間を活用したい人にはその環境整備が、就業意欲の強い人にはその就業確保が必要であろう。こうして、個人の多様な自由時間活動をとおしてライフコースの選択の幅を広げていくことを前提に、現行の社会制度・慣行、国民の意識を変化させていくことが要請されている。

第21表 費目別・世帯人員別標準生計費（1989年4月）

その1 全 国

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,370	50,770	70,350	86,060	97,910
住 居 関 係 費	18,930	31,530	36,900	38,600	39,230
被 服 ・ 履 物 費	5,380	9,600	12,660	14,560	15,290
雑 費 I	17,380	33,100	47,120	59,460	70,110
雑 費 II	22,130	38,910	48,860	52,480	49,760
計	92,190	163,910	215,890	251,160	272,300

その2 東 京

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,160	56,350	75,750	89,290	96,980
住 居 関 係 費	18,600	31,670	39,210	41,220	41,330
被 服 ・ 履 物 費	5,940	10,830	14,670	17,440	19,170
雑 費 I	23,290	44,750	64,410	82,250	98,280
雑 費 II	20,760	36,530	45,680	48,760	45,750
計	100,750	180,130	239,720	278,960	301,510

〔備考〕 1)世帯人員1人欄は、独身男子(18歳程度)の額である。
2)『人事院月報』(70)1989年9月号

4 標準生計費と生活保護基準

■ 標準生計費、二五万一二六〇円

国家公務員は労働基本権を制約されていることの代償措置として、人事院の給与改定勧告の対象とされている。この勧告の参考資料として算出するのが「標準生計費」であり、国民一般の標準的な生活水準をあらわすものとして、国家公務員のみならず、組織労働者や最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定に影響を与えている。

八九年四月の世帯人員別生計費は、全国四人世帯で二五万一二六〇円となっている（第21表）。

■ 生活保護基準、三人世帯で一三万六四四四円

生活保護の適用を受ける場合、その基準となる生計費を「生活保護基準」といい、その生活保護基準を下回るものについて所得補充がおこなわれることになっている。八四年度から一般国民の生活水準の向上に見合った引き上げをおこなう水準均衡方式が採用され、これにもとづいて生活扶助基準の改定がおこなわれている。

八九年度は、予算編成時に発表された政府経済見通しにおける民間最終消費支出（消費主体としての家計が消費財やサービスを購入するために支出する額）を基礎に生活扶助基準が改定され、一級地

―一の東京都区部で対前年度比四・二％の引き上げとなった。この結果、都区部での標準三人世帯（三三歳男、二九歳女、四歳子）の生活扶助基準月額は一三万六四四四円となった。住宅扶助基準も、被保護所帯の家賃の実態、消費者物価の上昇に応じ、従来の九〇〇〇円から一万三〇〇〇円へと改定された。

また、級地間の格差是正のために、八七年度から六区分となったが、その格差を四・五％の等差とするための段階的是正が八九年度もひきつづきおこなわれた。

さらに、世帯人員が三人未満の少人数世帯は、高齢者や傷病障害者等のハンディキャップ層が大部分を占め、家計の弾力性がとぼしいことから、こうした世帯については前年度にひきつづき四・二％の基準を上回る改定が実施された。一方、多人数世帯については改定率が抑制され、世帯人員別の保護基準の水準が適正になるよう配慮された。

